

三好齋藤の兵燹に罹りて堂宇烏有に屬し、寺僧纔に靈像を抱きて遁れき、當時朱印を失して遂に無祿の寺となり、天正二年に至り再建の功を奏せしが、竟に舊觀の十の一だも止めず、徳川氏の時田安氏の領となり、尙境内二萬八千八百餘坪の租を免ぜられ六支院を有せしが、維新の後は三千餘坪の境内を剩して他は悉上地し、支坊僅に中堂院及び持明院を存するに過ぎず、然れども荒廢の裡に尙昔日を恐ばしむるものありて、如何に當年巨刹たりしかは想見するに難からず。

封境は家原寺の部落を東に距る一町丘陵に據りて一千八百五十一坪を有し、巨松落落として聳々先大門を入れれば數十歩にして樓門の趾あり礎石を剩せり、更に進めば一池あり一疇を架す、度りて歩すること數十歩にして一段の高處に本堂あり、本尊は即文殊菩薩にして脇境に釋迦如來、普賢菩薩の像を置き、北に參籠所、御供所、藥師堂、不動堂、清水地藏堂、大師堂、聖天堂等あり、西に善光寺塚あり、池中の小島前に一堂あり弘法大師行基眞正の兩菩薩を安ぜり、近く一墳あり上に一樹を植ゑ行基の胞を納むる處なりといふ、又東に多寶塔ありて千年の古建築物たりしが、明治四年毀ちて今は唯其の趾を殘せり、其の他十字の佛堂は境内に散在し、白龍淵赤淵の二井及び大師堂の遺跡は山上に在り、大門は天平二年の建築にして幾回の劫火を免れて今に存し、桁行十六尺、梁間十三尺、軒高十三尺、棟高二十一尺、四脚門、切妻内外丹塗、屋根瓦本葺にして丹老い朱古り木理を顯はして頗蒼古なり。

一月十五日は阪堺の賽者絡繹として踵を接し、境内には肆店櫛比して雜鬧を極む、又三月二十一日は大師の影供を行ひ其の景前者に異ならず、文明の昔親長も詣して文殊を拜し、殘花を見て左の一首を詠せしといふ。

山風のさそはぬさきにちらざりし、身をうらみても花はちりけり。
元亨釋書叙尊傳。

釋叙尊歲十一、離家師事醍醐山叙賢、十七落髮學密乘、(略中)嘉祿二年與同志者四人依大乘三聚通受法、自誓受戒、自爾居南京西大寺盛弘戒法、四律五論三大五部無不研究、寬元三年於泉州家原寺又行別受法。
(行基を家原の産とするは普通なれども、奈良藥師寺の僧景戒が作りし靈異記に越後頸城郡の人とせるもの正しきが如し、因に記す。)

家原城趾

邑の古城と稱せる所は是れ永祿の昔寺町左近將監、雀部次兵衛の共に據りし古城の趾にして、同十二年正月元日三好山城守入道笑岩齋の卒に精兵を率ゐて來たり攻むるに及び二人竟に守ること能はずして自殺し、城遂に陥りき、時に泉州の城砦一時に潰走せしもの亦十八箇所なりきといふ、今は纔に城趾を認むるを得るのみ。

信長記。
永祿十二年正月朔日に泉州堺の浦にて勢汰していくさ評議しけるが、先寺町左近將監、雀部次兵衛が楯籠し家原の城を攻べしとぞ定めける、彼の家原の要害と申は堺の浦より僅五十町ばかり隔てたれば此の事なしかは隠れあるべき、城中にも究竟のつはもの二百餘騎、雜人原は數しらず籠りける、(略中)明くれば正月二日まだ明けやらぬ早朝より三好が一黨五千餘騎ひたくとよせ來る、城中の勢はじめは外構にてあひ防がんとし、しばしばへて戦ひけるが、寄手猛勢にて込りける間、(略中)雀部次兵衛も命限りに戦ひけるが、是までとや思ひけん内へはしり入り腹十文字にかき切て北枕にぞ臥したりける、(略中)寄手の勢自害の首を取てはこ先につらぬきて軍神の血祭よしと悦んで其

の夜は家原の宿に陣を取翌三日の未明に六條本國寺をさしてうち越にけるが河内の國にみたれ
入て三好左京の大夫にくみせし者の在々處々を悉放火し、さんぐに蹴ちらし亡國にぞなしにけ
る。

式部墓

八田莊村大字平岡の西方に在り周圍一町三十間傳へて和泉式部の墓とし墓上に一祠あり然れども
果して然りや否や遂に信じ難し。

深井堡

深井村大字深井に在り永正年中島山下總守游佐河内守等の據りし處にして、細川高國の砦を東村に
置きて攻むるに及び遂に陥りきと遺跡今詳からず。

極樂寺 附 寶泉寺

大字深井に在り、今は纔に大谷派本願寺の一末寺たるに過ぎざれども僧正行基の開基せし古刹にし
て、僧祐常中興し後真宗に歸せしものなりと云ふ、又、邑の東方小畑の寶泉寺も行基の開創に係り、延寶
五年僧鐵眼中興せし故を以つて大阪難波瑞龍寺の末と爲りしものと傳ふ、又、一本松と稱せるあり高
さ五尺周圍十數間の對土の上に在りて、塚は行基の築きし經塚なりと稱せり。

野々宮神社

深井村大字深井に鎮座せる郷社にして素盞雄命を祀る、創建及び由緒分明ならず、神域二千有餘坪を
有し樹木蒼鬱として社頭を蔽ひ嚴島神社、稻荷神社、春日神社及び八幡神社の四座の末社は本社の前
面左右に相並び本殿の結構甚宏壯ならざれどもかのづから崇嚴にして靈氣人に迫るものあるが如
し。

御廟山

西百舌鳥村の大字高田に在り、傳へて或ひは應神天皇初葬の地なりとし或ひは神功皇后の空陵なり
とせり、山の高さ七間東西百餘間南北六十間、周圍二百七十餘間、一水之れを繞り御廟池と云ひ、周圍五
百餘間、全面積五町一反餘あり、山は雜木蒼鬱として千枝萬柯相交はりて晷影地に到らず、裡に小祠あ
りて燈籠一基を置けり、水は澄碧にして禽遊び鱗躍り、時に波紋の笑めるを見る、板鶴山以下十二塚周
圍に散点し、又、既に開墾せられて田圃となり唯その名を字地に存せるもあり。

文珠塚

同村大字百濟の西に在り、封土の高さ三間、面積二百八十歩、何人の墳塚たるか詳かならず、和泉志に大
塚とあるは蓋此の塚ならん、南方に又二塚あり、一を平井塚と云ひ一を飛鳥塚と呼ぶ。

百舌鳥神社

同村の大字赤畑に在り、此の地は史に謂ふ百舌鳥耳原にして、社は欽明天皇の八幡大神の託宣に依り
て創建し給ひしものなりといふ、祭神は應神天皇にして、住吉、春日の二神を合祀し、今郷社たり、古は社

僧四十八人社家三百六十人ありて寺領社領頗多く社頭壯麗を極め皇室武家の歸依甚厚く二品深勝法親王の曾參籠して

民安く國治されと禱る哉人の人より我が君のため

と詠まれし事も新葉集にあり降りて元和以後大阪城代交替の時は必巡見あり又大祭には界奉行より符吏を派して警衛嚴格なりしが漸次社寺は廢轉し社家また滅じ維新に至りては社寺全く分かれき然れども現時社域なほ二千四百餘坪を有せり先神幸所を経て潺湲たる百濟川に架せる御幸橋を渡りて進めば左に蓮池あり小島のうへ市杵姫社を安ぜり夏時紅白研を競ひ香人を撲つ右は細芝地を蔽ひ天織の天鷲絨を作す處稻荷神社あり社より數十武にして石階數十級を上れば即社殿なり殿は南面し丹碧絢爛として眼を射り若宮補社神樂所社務所等數多の建物は境内に羅列し東華門西華門は其の名の如く東西に在り塙壁連なりて以つて封疆を圍めり社前一大老樟樹あり鬱茂として社頭を蔽ひ幽邃閑雅の神域たり陰曆八月十五日を以つて例祭を行ひ阪堺の賽者群集し高野鐵道は臨時停車場を設くるを恒とせり

社實に緣起書遺跡書青蓮院一品尊祐親王御筆の額面北條時頼の寺領下知狀及び短劔等あり抑此の地を百舌鳥耳原と稱するは仁德天皇の御宇に始まる同天皇紀に云はく

六十七年冬十月庚辰朔甲申幸河内石津原以定陵地丁酉始築陵是日有鹿忽起野中走之入役民之中而仆死時異其忽死以探其疾即百舌鳥自耳出之飛去因視耳中悉咋割剝故號其處曰百舌鳥耳原者其是之緣也(編者曰當時和泉は河内國に屬し而して石津原の後に伊泉なる事は和名抄に和泉國大鳥郡石津郷以之郡とあるを以つて明らかりなり)

と是れ其の名稱の起因にして又同天皇の此の以前に遊獵し給ひし事も見たり同天皇紀にいはく四十三年秋九月庚子朔依網屯倉阿附古捕異鳥獻於天皇曰臣每張網捕鳥未曾得是鳥之類故奇而獻

之天皇召酒君示鳥曰是何鳥矣酒君對言此鳥類多在百濟得馴而能從人亦捷飛之掠諸鳥百濟俗號此鳥曰何知是今時鷹也乃授酒君令養馴未幾時而得馴酒君則以韋縵著其足以小鈴着其尾居腕上獻于天皇是日幸百舌鳥野而遊獵時雌雉多起乃放鷹令捕忽獲數十雉

と又此の附近仁德履仲反正三天皇の御陵あり以つて其の古來著名の地たるを知るべし但御陵は既に記せり

夫木をしかはのあしをのくちを引すゑて百舌鳥野の御狩始とせさく公朝

光明院

佛頂山と號し八幡社の東に在り光明皇后の御創建にして光明院金輪寺と稱し僧正行基を請して開祖となせりと云ふ舊は八幡宮の所屬の寺院たりき天正の兵亂に堂塔燒燼し今の堂宇は元祿年中に再建にして明治の初離れて一寺院となれり封疆甚廣からざれども粉壁の塙を繞らし軟砂を敷き常に瀟洒たり中に寶砂頭痛尊と稱する地藏佛あり昔時神功皇后三韓征討の砌肥前國松浦の縣にて釣を垂れ戰勝を祈りて一白石を得給ひき是れ龍神の給ふ處の如意寶珠なりとて凱旋の後此の地に埋め上に等身の如意寶塔を植て且宣はく塔前の土砂を求め沐浴して塔に祈らば財殖して壽長からんと而して此の時皇后も頭痛忽癒に給ひきと説固より怪なりといへども爾來頭痛を病むものに靈驗ありと稱し例月一日十五日を緣日とし參拜者陸續として踵を接せり

寺寶甚多し釋迦金輪佛頂尊座像十一面觀世音立像傳聖德太子作阿彌陀立像傳隱元禪師所有白衣觀世音立像大黑天像傳天竺傳來の涅槃像後水尾院宸筆の短冊尊朝親王短冊三尊像畫幅京般筆文殊菩薩像傳惠心僧都筆虛空藏菩薩像傳唐曹鼎興筆弘法大師贊文殊菩薩像傳弘法大師筆阿字傳弘法大師

筆胎藏界曼荼羅同不動尊像同作辨才天印板傳興教大師筆金剛界曼荼羅傳宗信阿闍梨筆真言秘抄中三世法同筆同無垢淨光陀羅尼法傳孝謙天皇御作無垢淨光陀羅尼塔八葉古鏡等は皆見るべきものにして殊に釋迦金輪佛頂尊壹體十一面觀世音一體及び曹弗興筆の文殊菩薩は最珍品なり。

東村堡

中百舌鳥村大字東の西方に小邱あり稱して城山と云ふ。堡は即是れなり。細川高國の深井堡を攻むるに當り築きし所なりと云へども今は頂上坦地を剩せるのみ遺趾認むべからず。

西福寺

東百舌鳥村大字土師の龍水山に在り、真言宗大覺寺の末寺にして僧正行基の開創せし處と傳ふれども創建の年月は明かならず。本尊は不動明王にして脇壇に阿彌陀如來及び聖觀音菩薩を安じ、寺寶に彌陀三尊像の繪畫一幅を藏せり。

荒陵

古の毛受の莊所在荒陵多し。東百舌鳥村大字土師にあるもの亦その一なり。陵は村の北方に在りて繞らずに深(聖尾池)を以つてし、封土の高さ二十有餘間、周り四百餘間あり。傳へて反正天皇の空陵と爲す。但眞偽は明らかならず。

阪上神社

延喜式内の神社にして久世村大字平井にあり。祭神詳かならず。蓋阪上氏の其の祖を祀りしものか。阪上氏の先は漢の靈帝より出でたり。社域三百二十五坪を有し、境内には春日社、天神社二座の末社ありて今村社たり。

多治速比賣命神社

同村大字和田に在り、延喜式内の神社にして日本武尊の妃橘姬命を祀り、社號は其の轉訛せるものなりと云ふ。創建の年月詳かならず。邑の東南荒山に鎮座して又素盞鳴尊、菅原道真を合祀し、地は泉北の東部陶器莊に連なる丘陵に屬し、境内大樹の鬱蒼たるものあらざれども四望豁然遠く開けて洵に好箇の神域たり。社前長さ二百四十二間、巾五間の馬場先あり、疆域總べて二千四百二十五坪ありて本殿、拜殿、神樂所、社務所及び大神社、春日社、八幡神社、稻荷神社、住吉神社、熊野神社、白山神社等七座の末社相並び、拜殿よりは塀牆を繞らして本殿を圍めり。拜殿を入れ、中門あり、左右に透塀を設けて外牆に接し、本殿は墨丹塗の雅麗なる構造なり。もと神宮寺ありて社僧奉仕せしが維新の後神佛分離のため廢寺となり、舊坊今は社務所となれり。明治五年村社に列せられ、大字和田及び上神谷村大字太平寺小代の産土神たり。

和田城趾

大字和田はいにしへ城のありし所なれども今其の跡を認め難し。只云ふ、城は和田高遠の築きし所なりと。高遠は楠左兵衛尉成康の次男親遠の子にして、親遠の河内より此に移るや和田を氏と爲せり。高遠補正成の妹を娶りて正遠を生じ、其の子正武、岸の城に居り、岸ノ和田と稱すと、同家の系譜にあり。廢

城の年月詳かならず。和田は昔よりの和田の地か。然らば其の訓にきたを正しとす。倭名抄に云ふ。和田爾木多。

多聞寺

大字和田に在り。眞言宗無本寺にして。僧行基の開基なりといふ。元祿年中に至り。頗衰頽せしを僧快圓中興して。今日に至れり。

和田新發知墓

同村同大字にあり。東西五間。南北四間。新發知賢秀の補正行と共に河内の四條畷に於いて戰没するや。家人其の遺骸を收め。郷に歸り。此に葬れりといふ。(但、河内國北河内郡和泉郡和泉町賢秀墓の條參照)

和田氏家譜

補左兵衛尉成康之二男太郎親遠。曾從河内移住泉州和田村。故號和田。是和田氏之祖也。其子四郎高遠。其子孫三郎正遠也。補正成之妹嫁高遠。生正遠。故正遠者正成之甥也。其子孫高家正武等。住同國岸城。曰之岸和田。後歸于河州。與補之末葉同住大饗邑。又有號上和田者。住于吉野。是亦其先出泉州和田村。

荒山

大字和田に在り。權僧正公朝の

泉なる荒山。櫻さきぬらん。眞木の葉しのぎかゝる白雲。(夫木)
と詠みしは。即この山なり。と高さ三百尺。周回五町餘。松樹蔚々たり。

陶荒田神社

東陶器村大字上之の北方字太田に鎮座せる。式内の舊社にして。祭神は高魂命。劔根命なりしが。後菅原道真八重事代主命を配祀して。四座となれり。(延喜式神名帳には陶荒田神社二座あり)和泉神別荒田直は高魂命の五世の孫。劔根命の後なること。姓氏錄に載せられたれば。蓋これ等の其の祖神を祭りしものならん。而していにしへ此の地の陶を焼きしより。地を陶村と呼び。社名を亦此く稱するに至りしものなるは。未段に引く三代實錄の文によりて。推知するを得べけん。社に以前は増福寺(又、大村寺)と稱する神宮寺ありしが。明治五年官神佛を分離するに當り。廢絶せり。社域一千三百三十二坪を有し。水天社。老松社。巖島社。山田社等の末社は。本社を護り。幣殿。拜殿。神樂所。社務所。納屋。浴室。長屋等の建物相連なり。現今氏子五百六十三戸を有して。村社たり。

三代實錄

清和天皇貞觀元年三月四日庚申遣左衛門少尉正六位下紀朝臣今影右衛門大志從六位上櫻井田部連貞雄麻呂於河内和泉兩國辨決陶山爭。

同四月廿一日河内和泉兩國相爭燒陶伐薪之山。依朝使左衛門少尉紀今影等勘定爲和泉國地。

興源寺、願成寺、圓乘寺

東陶器村大字福田に在り。共に僧行基の開創せし所なりと傳ふ。興源寺は山城國愛宕郡大覺寺の末にして。中世衰頽せしを寛文中僧亮盛中興し。願成寺は寶永三年改宗して眞宗に移り。圓乘寺もまた延享元年眞宗に改め。以つて共に今に至れり。

觀音寺

西陶器村大字田園の西垣外に在り、僧行基の開基創建にして真言宗の無本寺たり、中世衰微して事歴詳かならず、只元祿年中僧觀盛中興して今に至れりと傳ふ。

豐西寺

西陶器村大字辻ノに在り、真言宗無本寺にして僧行基の開創なりといふ、中世衰頹し安政四年僧秀光中興せしが寺域百七十餘坪の小刹なり。

高倉寺 附陶器十景

修惠山と號し真言宗、紀の金剛峰寺の所轄なり、天武天皇の慶雲二年の草創にして僧正行基開基たり、一に修惠寺、又大修惠山寺と稱す、泉州志云、按高藏寺本修惠寺也、修惠者陶之和訓也、上古寺號多以鄉村名矣、當寺什具饒銘、久安五年修惠寺、また、僧正記云、行基者大鳥郡大修惠山寺僧也、但、行基を修惠寺の僧とせるは疑はし、續紀には、大僧正行基和尚遷化、和尚藥師寺僧俗姓高志氏云々とあり、本尊藥師如來は行基の身づから刻みし處にして、聖武天皇の天平年中勅を奉じ初めて七堂伽藍を建て、堂塔軒を接し殿閣費を争ひ坊舎の數四十九の多きに達し、且、朱印の地を賜ひて鎮護國家の道場と定め、更に歴代の勅願所たり、弘仁年中に至りて弘法大師來たり、大日如來の像を刻して寶塔を建つ、今の大日堂の在る處は即その舊跡なり、後、惠心僧都は寛仁年中參籠して阿彌陀如來像千軀を刻みて安じ、世に之れを高倉千體佛と云ひ極めて盛にして、高倉天皇の御宇より高倉寺と改むるに至りしが、以後幾多の星霜

を経て寺門漸衰へ、加ふるに應仁の兵亂、永正の震災に罹り、ついで天正に至り、殘餘の堂宇、歴代の記録古文書を燒燼し、天正年中、真海和尚具さに苦楚を嘗めて中興し、稍舊觀に復せり、現今の金堂是れなり、徳川氏の時、小出氏廟墓を山内に築き、田を寄進して租を免じ、堂坊を營み、大いに興隆を圖る、維新の前、尙、十坊ありしが、後は更に三院と爲り、今は寶積院のみにして、他は其の名を存せるに過ぎず。

寺域は高野鐵道の狭山停車場を距る西南三十町にして、幾く西陶器村高藏寺の西陶器山頂に在り、封疆七千六百四十八坪を有し、巨樹大木の蒼鬱たる裡に金堂ありて西面せり、大日堂、聖天堂、藤木の辨天、御影堂、廿五菩薩堂は繞りて之れを護り、常に清淨にして一塵を留めず、鐸聲風に隨ひて或は明に或は幽に、讀經誦文の聲これに和して坐に、隨喜渴仰の念を生ぜしめ、梵鐘また白雲を度りて遠く里落に傳ふ、真に淨土の塵界に現はれたるが如し、彌瀆亭趾、龍玉堂、僧都松は西北五六丁に在りて、梵字芝は東方六七丁の山に在り、彌瀆亭は字御茶屋山に在りて眺望に富み、林羅山の陶器十景を賦せしは是の處なり、又、僧都松は惠心僧都の手植の松と傳へ、梵字の芝は古より砂土の埋没するなく、草木生せず、人之れを奇とせり、弘法大師の舊跡なりと云ふ、階下寶積院の庭園、又、幽寂凄陰を極め、夏季室を敞りて、茲に病を養ふ客多し、當山の附近は行基の初めて陶器燒を民に教へし所にして、境内往々器物を掘出すとあり、謂はゆる行基燒は即是れにして古雅甚愛すべく、人珍品として秘藏せり、陶器の村名亦是に依れり、什寶に古鏡、水天尊畫像、法起菩薩畫像、伽藍古繪圖等あり、寺に十二勝あり左の如し。

- 福塚櫻樹
- 錢池荷花
- 寶積明月
- 彌瀆閑雲
- 寺山殘陶
- 龍祠古碑
- 金堂曉雪
- 茶寮夜雨
- 梵字草痕
- 僧都松影
- 茗嶺香篋
- 鐵溪嫩筍
- 尙、左に羅山の陶器十景を示さん

揖讓無干戈

古寺晚鐘 寒殿前朝寺千年是靈巖未逢僧掃葉先見鼠竄顛既及黃昏有蝙蝠飛化白鷗飄楓杉雁塔霜
薦屨漁山風吹衫側樓揚寸莖蒲牢口不絨娑婆世界音聲說耳根難拔又難芟忽覺浮生添一日誰陪曼陀
散微雪佳人回首碧雲外駭々隙駒脫轡銜

大田田根子命郷地

東西陶器村は古昔の茅渟縣陶邑にして大田田根子命の郷地即此處なり命は垂神天皇の御宇詔に應
じ出で、惡疫を鎮し幾多の蒼生を濟ひて宸襟を安んじ給ひし神にして事古事記及び書紀に詳なる
を以つて左に其の全文を引く。

古事記

崇神天皇御世疫病多起人民死爲盡爾天皇愁歎而坐神床夜大物主太神顯御夢曰是者我之御心故以
意富多多泥古而令祭我御前者神氣不起國安平是以驛使班于四方求謂意富多多泥古人之時於河内
之茅努村見得其人貢進

日本書紀

崇神天皇七年春二月丁丑朔辛卯詔曰昔我皇祖大啓鴻基其後聖業逾高王風博盛不意今當朕世數有
災害恐朝無善政取咎於神祇耶蓋命神龜以極致災之所由也於是天皇乃幸于神淺茅原而會八十萬神
以下問之是時神明憑倭迹迹日百襲姬命曰天皇何憂國之不治也若能敬祭我者必當自平矣天皇問曰
教如此者誰神也答曰我是倭國域内所居神名爲大物主神時得神語隨教祭祀然於事無驗天皇乃沐浴
齋戒潔淨殿内而祈之曰朕禮神尙未盡耶何不享之甚也冀亦夢教之以畢神恩是夜夢有一貴人對立殿

自稱大物主神曰天皇勿復爲愁國之不治是吾意也若以吾兒大田田根子令祭吾者則立平矣亦有海外
之國自當歸伏秋八月癸卯朔己酉倭迹迹速神淺茅原目妙姬穗積臣遠祖大水口宿禰伊勢麻績君三人共
同夢而奏言昨夜之有一貴人誨曰以大田田根子命爲祭大物主大神之主亦以市磯長尾市爲祭倭國魂
神主必天下太平矣天皇得夢辭益歡於心布告天下求大田田根子即於茅渟縣陶邑得大田田根子而貢
之天皇即親臨于神淺茅原會諸王卿及八十諸部而問大田田根子曰汝其誰子對曰父曰大物主大神母
曰活玉依媛陶津耳之女亦云奇日方天日方武茅渟祇之女也天皇曰朕當榮樂乃卜使物部連祖伊香色
雄爲神班物者吉之又卜便祭他神不吉十一月丁卯命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物即以大
田田根子爲祭大物主大神之主又以長尾市爲祭倭大國魂神之主然後卜祭他神吉焉便別祭八十萬羣
神仍定天社國社及神地神戶於是疫病始息國內漸豐五穀既成百姓饒之

來迎寺

一名大庭寺と稱し北上神村大字大庭寺に在り眞言宗無本寺にして開創の年代詳かならざれども寺
の一名を大庭寺といひ地名また寺名より出で而して大庭は姓氏録和泉國神別に大庭神魂命八世孫
天津麻良命之後也とあるに關係せるが如きを以つて見れば或ひは大庭氏の建立せしものならん南
方の小池中一島あり古碑を存し薛羅之れを纏ひ傳へて大庭氏の墳塚なりとせり。

鳴田神社

延喜式内の神社にして北上神村大字太平寺の東方に鎮座し俗に住吉神と稱すれども祭神は加茂別
雷命なり創建沿革共に詳かならず社域僅に七十餘坪を有して今村社たり。

櫻井神社

上神谷村大字片藏の櫻山に在り延喜式内の社にして今は郷社たり譽田別命足仲彦息帶比賣命を祀り創建の年月詳かならず社域七百十二坪を有し本殿幣殿拜殿神饌所舞臺神輿庫神樂所繪馬舎神具庫神庫社務所納家門等相連なり其の他なほ六座の末社の本殿を護るあり門前の馬場前は坦々たる一路にして長さ百二十間幅二間餘兩側老松偃蹇して華表を入れは衣襟かのづから正しうするを覺ゆ近く櫻井あり村名社名また是れに依れども今は涸渴して水なし又以前は社頭に怪松ありて此の邊を若松莊と呼びしが今はなし

城山

上神谷村大字豊田に在り上神左近將監政員の居城たりしが天正年中三好氏の陥る處となり爾來廢墟となれり邑に小谷某あり政員の後裔なりと云ふ

感應寺 富藏妙見

妙見山感應寺は上神谷村大字富藏に在り寺傳に云ふ孝徳天皇の大化元年法道仙人妙見山の半腹に來たりて大乘法華經を誦す時に北辰星一童子に化現して曰はく我が示現の形を後世に傳へ以つて佛法深妙の法を擁護せば衆生の祈る處空しからずと仙人即一刀三禮して其の像を刻み之れを小祠に安ぜり後年經て明應の元年に至り地主某及び堺の人鋤屋某靈夢に感じて堺市妙國寺八代日俊上人を請じて一字を建て更に其の像を移せり感應寺即是れなりと爾來尊星降臨の靈場となり七難即

滅七福即生の應驗四方に傳はり一時の盛能勢妙見を凌駕せしに維新ののち荒廢し今又漸舊に復して陰曆正七月の十五十六の兩日は賽者絡繹として絶ゆることなく平日と雖また少からず世之れを富藏の妙見と稱し寺名は反りて人の知る者尠なし寺は堺の市を距ること三里強

山井神社

上神谷村大字梅の南方字堂の上に在り社域三百坪に満たざれども延喜式内の神社にしていにしへ境内には山井寺と稱する一古刹あり傍には清泉の噴出せるものありしが今は寺廢して纔に字名に残れり祭神詳かならず村社にして俗に天神と稱せり

鼎城趾

上神谷村に在り其の大字梅にあるを東殿と稱し豊田にあるを西殿小谷殿と號す共に丹羽氏の據りし所にして三城緩急相援けき時俗鼎の城と稱せしもの即是れなり

法道寺

鉢ヶ峯山と號し上神谷村大字鉢ヶ峰寺の里に在り昔は閑谷院長福寺と稱へ俗に鉢ヶ峰寺と呼びき明治五年十一月眞言宗紀の金剛峰寺の所轄と爲り法道寺を改め樂師佛を本尊とし脇壇に日光月光十二神將を置けり寺傳に云ふ天武天皇の白鳳十一年法道仙人の開創に係り仙人はもと天竺の人に於て我が朝に來たりて播州の法華山に在り法華を誦し密觀を修し持するところ僅に千手大悲の銅像佛と舍利審鉢とのみ一時此の山に來たりて當寺を建立し常に鉢を飛ばして供を受く人以此奇

と爲し竟に山を鉢ヶ峯と號すと、法道仙人の鉢を飛ばし、事靈異記に見ゆれども寺傳と異なれり。代勅願所にして古は七百餘院を有し幾多の堂塔伽藍を列ね軒を接し金碧煌耀美盡し麗盡したる一巨刹たりしが後漸次衰頹して支坊轉廢し加ふるに元龜天正の劫火に罹り元祿の頃は十坊に減じ幕末に至り更に減じて七坊と爲り今は僅に常眞院と塔の坊との二を存し境内また千二百餘坪にして境外を合すとも二千坪に上らず然れども本堂食堂多寶塔總門鐘樓堂あり殊に總門及び多寶塔は建築の年代詳かならざれども古色の掬すべきものあり。

寶什寺庫に充つ其の優勝なるは筆者不詳の涅槃像傳張思恭筆彌阿三尊畫像筆者不詳の十六羅漢の畫像同十二天畫像傳慈覺大師作藥師如來坐像傳惠心僧都作觀音勢至の坐像傳空鉢仙人携來の釋迦如來及び肉牙舍利傳光明皇后筆法華經等なり。

國神社

上神谷村の大字鉢ヶ峰寺に在り法道寺に隣し式内神社にして天照大神熊野神山王神金峯神を祀り、景行天皇廿四年の創立なりといふ。或ひは云ふ此の地陶邑に近くして大己貴神降臨の靈地なりと、現時村社たり。

櫻井神社

同村大字片藏の中央に鎮座せる式内の神社にして譽田別命足仲彥命息長比賣命を祀り郷社にして氏子六百戸に幾し社傳によれば推古天皇の五年八月八日神此の地に示現し給ひしかば郷民喜びて神祠を建て直ちに之れを祀る時に龜乙と稱する老翁あり忽然現はれて三柱の神像を刻み刻み終は

て又忽然その形を失せりと其の跡に土を封したりと傳ふるもの即今境外の林中にある龜塚にして爾來社頭莊嚴を極めしが天正年中根來寺僧兵の焼く所となり久しく假殿の儘なりしを明治十四年に至りて造營せしもの即今の社殿なりと云ふ。六座の末社及び拜殿神饌所舞臺神輿庫神樂所神庫社務所門相并び雜木四方を圍みて細流之れを繞り一路並木を通じて華表を其の奥に見る境内櫻井あり邑名是に依る。

美多禰神社

美木多村大字上の西北にあり式内神社にして祭神は天兒屋根命なり蓋和泉の神別民直は天兒屋根命の後なれば或ひは此等の其の祖神を祀りしものならん。後醍醐天皇の御代には輪煥の美を極めたる神社にして補氏は以つて守護神と爲し後天正年中織田氏の時兵亂のため荒廢に及びしが和田道山補氏の裔を以つて之れを再興し降りて寛保年中に至りて和田正房と稱する者石燈籠壹對を寄附し今は社域千四百八十四歩を有せり。人家の盡頭より山に向かひ仰いて石燈を拾ふこと九十級にして拜殿に達し二たび石燈を踏むと三十級にして中門あり左右に透塀を設け三方に塼牆を繞らし本社其の裡にあり境内は大樹巨本の蒼鬱たるものあらざれども姿態楚々たる松樹の假塞せるありて蕭洒なる神域たり境内一末社あり氏子は上檜尾大森の三大字に亘り三百十二戸あり。

法華寺

美木多村大字別所に在り眞言宗蓮花定院の末にして元暦元年創建の古刹なり境内の菩薩堂は天正三年奥野正次の建設にして本尊藥師如來の立像は彫刻精緻美術上の模範たり。

信太森

六帖

和泉なる信太の森の楠の木の子代にわかれて物をこそ思へ

枕草紙

森は信太森

歌林良材

篠田の森には楠木の一本がはびこりて千枝にわかれたりといへり

聖神社の山麓を距る西方敷町に當り樹木蒼鬱として粉壁の之れを繞れる一區は即信太森にして古來本邦有数の歌枕泉州隨一の名所たり有名なる千枝の楠は此の森林中に一頭を抜き高く聳れ現存せるものは勿論昔日のものにあらざれども巨枝大椹四方に延び鬱として全境を蔽ひ晝なは暗し

新古今

和泉式部道貞に忘られて程なく敦道親王かよひ給ふときて讀みて

遣はしける

移ろはでしばし信太の森を見よ歸りもぞする葛のうら風

後拾遺

いはぬし

秋風はすこし吹くとも葛の葉の怨顔には見ゆしと思ふ

夜だに明けば尋ねて聞かん時鳥信太の森の方になくなり

和泉なる信太の杜にてあるやうあるべし

わが思ふ事の繁きにくらぶれば信太の森の千枝は物かは

返し

増基法師

和泉式部

能因法師

赤染衛門

大江匡房

源俊賴

藤原隆季

徳大寺實能

讀人しらす

大御門通親

惠慶法師

寂蓮法師

西行法師

藤原季雄

慈鏡

同

同

同

同

同

同

同

同

同

堀川百首

同

夫木

後葉

續詞花

續拾遺

家集

夫木

山家集

六合番

新後拾遺

拾玉集

同

同

同

新古今

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

名勝舊蹟誌(二) 和泉國泉北郡

建保 風の音は秋の色にや和泉なるしのだの森は青葉なりとも 順徳院

御集 なげやなげ信太の森の呼子鳥終にとまらん春ならずとも 同

建保 時鳥こよひ深やまをいづみなる信太のもりに一撃ぞなく 兵衛内侍

月清集 秋はみな千々に物おもふ比ぞかし信太の森の雫のみやは 後京極良經

捨遺愚草 路の邊の日影の強くなるまゝにならず信太の森の下かけ 藤原定家

玉吟集 涙やは信太の森のはとゝぎす下草かけてうつるばかりぞ 藤原家隆

同 和泉なる信太の森は老にけり千枝とは聞けど数は少なき 同

建保名所 はとゝぎす今や都へいづみなる信太の森の明けがたの聲 藤原知家

同 はとゝぎす今や都へ出でつらん信太の森に聲を手向けて 行能

夫木 晴曇いくたび空に時雨れては信太の森を染めつくすらん 藤原隆裕

新拾遺 ゆふ立のなごり久しき半かな信太のもりの千枝のした露 伏院

續古 風さわぐ信太の森の夕だちに雨をのこして晴るゝむら雲 常盤井實能

新葉集 しげりあふ信太の森の下草は千枝の梢になはまさりけり 藤原為忠

續千載 下これの音こそ高くさこけけれ信太のもりの千枝の白雪 津守國助女

新續古 とにかくにしげき思のたぐひかな信太の森の秋のゆふ露 經長女

和漢名所 うつせみの涙の露や結ぶらんしのだの森の千枝のした草 範宗

詩歌合所 つくゝと何時もなげきの同じえになはや信太の森の露 本居宣長

自撰歌 たのみける千枝も枯れぬる冬の霜いかに信太の森の下草 本居宣長

謡曲 鶴

ワキ大聖 世を捨人の旅の空こし方何處なるらん 是れは諸國一見の僧にて候ふわれ此の程は三熊野に参りて候ふ 又是れより都に上らばやと思ひ候ふ 道行程もなく 歸り紀の路の關越にてなは行く末は和泉なる信太の森をうち過ぎて松原見ゆし 遠里のこゝ住の江や難波瀉蘆屋の里に着きにけり

巨楠樹下一の小洞あり是れ戀しくば尋ね來て見よ和泉なる信太の森のうらみ葛の葉の一首を以つて普く人口に膾炙せる信太森神社にして信太村大字中に屬し森田某の邸内に在り創建の年代詳かならず傳へいふ往古攝津住吉の里に安部の保名と稱する巨人あり俊兒を得んことを當社に祈り一夜疲れて社頭に睡りしに夢に白衣緋袴の神女出現し且告げて曰はく汝が家に美人の偶然尋ね來るわらば留めて妻とすべし必汝が所願を充たすを得んと翌日黄昏果して一處女の來たりて宿を求むるありしかば保名は神の託宣せられしものは是れならんと留めて夫婦の約を爲し婦は幾干もなくして懐胎し男子を擧ぐ保名大いに喜び掌中の珠として愛育せしに百餘日を経て妻は障子に一首戀しはば云云を遺し白狐と化して逸失し其の子は即陰陽博士安倍晴明大人なり爾來當社を葛の葉の社と尊崇し殊に子無き人及び産婦の歸依する此の所以なりと然れども是れ小説蘆屋道満大内鑑より作り出だし俗説にして大内鑑は重寶鈔に安倍晴明の母は信太森の狐なりとあるを骨子とし足利時代の小説小幡狐を翻案せしものにして且楠を葛と轉じて作りしものなるは古小説史稿に記せるが如し殊に泉州志に信太森應明神鎮座地(中)今同郷中村森田氏之居地有老楠云從古賞于世千枝楠也とあるを以つて見れば元祿の比いまだ之れわらざりしは明らかかなり社は宇迦之御魂命大宮比賣命大己貴命猿田彦命若宮葛葉姬進雄命を合祀し境内僅に二百四十坪に過ぎざれども森田の邸宅は擧げて社域たる狀を爲し殆二千坪に上れり本殿は明治三十一年の新營にして傍に姿見ノ井と稱する

ものあり神の美女と化現して姿を映せしものと傳ふ。末社七座あり、皆石柵を繞らして四周幽凄を極む。近來社後の草叢を闢きて山を築き池を穿ち小遊園地を造れり。陰曆二月初午の當日は阪堺の賽客絡繹として腫を接し、南海鐵道會社は高石に臨時葛葉停車場を設け、又陽曆四月十四十五の兩日を以つて春祭を行ひ參拜者また群集す。平日といへども壹百人を下らずと云ふ。

聖神社

信太村信太山の頂上に在り、延喜式内の舊社にして別雷神、天兒屋根命、保食神を祭る。創立の年月詳かならず、或ひは曰ふ、天武天皇の白鳳三年秋八月十五日勅願に依りて信太首に濟き祀らしめ給ひ、祭時は勅使下向し儀式嚴整にして聖武天皇の如き厚く崇敬せられ、食邑を賜ひきと。大年神の御子に聖神あり、關係あるにあらざるか、舊事記に云ふ、素盞鳥尊御子大年神、妻須沼比神女伊怒姬爲妻生子五柱、見大國御魂神也。和次韓神次會齋理神、次白日神、次聖神、清和天皇の御宇貞觀元年五月官社に列せられ、同八月從五位下より從四位下を授けられ給ひき。三代實錄に云はく、

貞觀元年五月七日壬戌和泉國聖神列於官社。

同八月十三日丙申授和泉國從五位下聖神從四位下。

又醍醐天皇の昌泰元年宇多上皇御幸ありて御衣を納め給ひ、時に菅原道真供奉せしと云ふ。社殿は慶長七年豊臣秀頼の再建にして片桐且元之れが奉行たり、今の本社是れなり、建築精緻にして壯麗を極め、和泉五社中第三の社なり。

地磯礫、松樹落々として悉殊趣を具へ、境域頗廣大にして、全山横九町、縦二十四町に亘りしが、今一部は陸軍省の所轄に屬し、現に大砲射的場たり、現今の社頭は其の中央にありて四千坪を有し、古松高く聳りて皆殊態あり、華表は村の小栗街道の傍に在り、是れより緩く上る數町にして本社に達す、氏子八百餘戸ありて例祭は八月十五日たり、境内に鏡池及び土蜘蛛窟と稱するものあり。

鏡池は本社東北數十歩の下に在りて、俗傳に曰ふ、朱雀天皇の承平九年安倍保名祈願あり三七日間本社に參籠して白玉を得、池邊に佇立して齋戒沐浴せり、時に水面白狐の影あり、顧みれば只一鼠の走り來たるのみなりしかば、捕へて之れを見しに負傷せる白狐なりき、乃助けて山に放てりと、鼠の下りし路を今鼠阪と云ひ、池を一に手水池と謂ふ、なほ白狐のことは信太森神社の部に出だせり。

土蜘蛛窟 社道の傍に一石棺あり、即謂はゆる土蜘蛛窟なり、神武天皇の御宇大熊、小熊と稱する土蜘蛛此に住して民を惱まし、かば天皇葛藟を張りて之れを圍み給ひしに、大熊逸して逃れしが、竟に生擒せられき、其の地を熊取の里と云ふと、和泉風土記に見たり、思ふに古墳墓ならん。

化石 村の小栗街道民家の傍にあり、里俗に傳ふ狐の化して顯はれたるものと、蓋信ずるに足らじ。社寶に白河天皇宸翰の額面を藏せり。

上野の原

聖神社疆域内一帶の兵陵は即古の上野の原にして、

雨晴れて朝ふく風に和泉なる上野の萩はちりや過ぎなん。

衣笠内大臣(木)

秋風に上野の薄うち靡きはのめかしたるかひやなからん。

清 輔(集)

と詠せしも此の處なりと、然れども明治の初年に至りて上地し、ついで京都の小野某官に請ひて之れ

を購ひ開拓して民を移し小野新田と改め今は數十の茅舎竹籬點在して犬吠鶏聲を聽くの小部落となり曉星影淡く露花重きの風致は他に看難く殊に十景の原と稱する處の如き曠望最佳なり。

舊府神社

信太村大字尾井の東方に鎮座せる式内神社にして三代實錄に

貞觀元年五月七日和泉國舊府神列於官社。

同八月十三日和泉國無位舊府神授正五位下。

と見ゆるもの即此の社なり然れども祭神創建共に詳かならず明治の初年村社に列せられ境内は小にして僅に六十餘坪に過ぎず。

小竹宮趾 附箱清水

大字尾井に在りといへども其の趾詳かならず或ひは曰ふ西方なる俗に雨降塚と稱せる雜社小竹社(突神)は其の舊趾なりと日本紀に

神功皇后南詣紀伊國會太子於日高遂欲攻恐熊王避小竹宮。

とあるもの即この宮にして邑に又箱清水と稱する冷泉あり大早に涸渴せず冷清透徹掬して齒の寒さを覺ゆ(但、八幡本紀には伏見御香宮を以つて此の宮とせり)

牛瀧塚

上條村大字助松の南方に在り高さ八尺周回約四十間許里老は傳へて田中遠江守の墳墓なりとせり。

千原城趾

上條村大字千原に在るを以つて此の名あり玉井壹岐守細川氏綱を補翼して大いに功ありしが永祿四年高屋城の畠山氏に陥れらるゝに及びて和泉に歸り此の城に據りてなほ上和泉郷に百七拾餘町を領し後天正十六年病を獲て卒し城遂に廢し今は纔に壁濠の趾の存せるあるのみ。

日吉神社

上條村大字森に在りて往古より山王權現と稱し來たりしが明治三年今の名に改めたり大山昨命を祭神とし嵯峨天皇の御宇弘仁年中傳教大師の來たりて鎮護國家の爲に勸請せし處にして大師創建の五臺山山王院社僧として祭祀を司りき降りて天正の頃却火に罹りて烏有に歸し久しく廢絶せしが寛文十三年神の託宣に依りて新たに社殿を建て大いに祭祀を擧げき今の社殿是れなり而して山王院は維新の初神佛分離の後遂に廢寺となり本尊の藥師如來像は傳教大師一刀三禮の作不動明王像は智證大師の作と傳へ共に存して今は他に在り神社境内は七百餘坪ありて老樹蒼鬱として遠く紀州街道より望むを得。

大運寺

淨土宗智恩院の末上條村南會根に在りて開創詳ならず初邑の字村の内に在りしが明治二十三年此に移せり安置せる本尊阿彌陀佛は木彫にして逸品なり。

曾根神社

同村大字北曾根の南方に在り式内の古社にして伊香我色命を祭る。姓氏録に見ゆる和泉神別曾根連は命の後なるを以つて思へば或ひは同連等の其の祖を祀りしものならん。後、饒速日尊素盞鳴尊表筒男命、中筒男命、底筒男命及び息長帶姫命を配祀し、今村社たり。

曾根城趾

大字北曾根に在りと傳ふれども其の趾いまだ詳かならず。亦、壹岐守玉井源秀の築きし處にして、源秀卒して後廢城となれるものなり。

大津壘

大津村下條大津の南溟寺即是れなり。藤林民部大輔、齊藤主膳正真、鍋主馬太夫等の相次いで據守せし處なれども、天正年中に至り廢して寺となせり。

阿彌陀寺

淨土宗上善寺の末寺にして大津村の下ノ町に在り。阿彌陀佛を以つて本尊とせり。寶物に彌陀三尊來迎及び三尊の繪畫二幅を藏せり。共に逸品にして美術として優秀たる鑑査狀を有せり。

粟神社

延喜式内の古社にして同村大字宇多大津に在り。太玉命を祀り、俗に粟堂と稱せり。蓋、安房國に鎮座せる官幣大社安房神社と同神なるより稱へしものならんと云ふ。南海鐵道の汽車大津驛を南駛し左方直ちに一叢を認むるもの即是れなり。社域八十四坪にして村社なり。

大津松原

大字宇多大津の海濱、細漣微かに岸と語る。邊白沙遠く連なりて一青なし。謂はゆる古の大津松原は此處なり。

土佐日記

五日、けふからくして和泉のなだよりを津のとまりを追ふ。松原めもはるくなり。かれこれ苦しければよめる。

行けどなほ行きやられぬは妹がうむをつの浦なる岸のまつばら。

一千年の昔は一帶の磯馴松風韻、濤聲と相和して濱寺の如くなりしが、今は空しく名を存せり。更級日記。

さるべき用ありて秋をるいづみに下るに、(中略)冬になりてのぼるに、おはつといふ浦に舟に乗りたるに、其の夜、雨風いほも動くばかりに降りふききて、神さへ鳴りて轟くに、波の立ち來るおとなひ風の吹きまどひたる様おそろしげなること命のかぎりつと思ひまとはる。岡の上に舟を引あげて夜をあかす。雨は止みたれど風なほ吹きて舟出たさず。行へもなき岡の上に五六日をすくす。からうじて風いさゝか止みたるほど舟のすだれ巻きあげて見渡せば、夕しはたゞ満ちに満ちくる様とりもあへず、入江の田鶴の聲をしまぬもをかしく見ゆ。國の人々あつまり來て、其の夜この浦を出でさせ給

ひて石津に着かせ給へらましかばやがて此の御舟なごり無くなりなましなどいふ心ばそうきこゆ。
荒るゝ海に風より先に舟出して石津の波と消いなまししかば
三才圖會

泉州大津村田樂法師三人從古有之、毎年住吉春日祭禮出勤伎藝着高屐、拔刀爲弄玉、未知其所始。

正念寺

忠岡村大字馬瀬に在り西福寺の末本尊阿彌陀如來は木彫の座像にして、作者詳かならざれども製作甚佳なり。

泉穴師神社

式内の神社にして、穴師神社又延喜立書式に安那志、永萬記に阿那師社と稱するを正しとすれども大和なる穴師神社と區別せんが爲に特に泉の字を冠せしものならんといふ、延喜式神名帳大和國に穴師坐兵主神社、穴師大兵主神社等あり、創建の年代詳かならざれども或ひは天武天皇の白鳳元年なりと傳ふ、和泉五社の一にして穴師村大字豊中に在り、祭神は泉州志には余按、穴師風神、級長津彦、級長津姫也とあれども社傳によれば正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、栲幡千千姫命の二柱にして、別に東殿に天富貴命、佐古麻槌命、西殿に表箇男、中箇男命、底箇男命、息長足姫命の六座を奉祀せり、其の初めて史に見ゆるは仁明天皇の御宇にして、續日本後紀承和九年十月の條に

辛亥敕、去四月四日御卜曰、來年春夏間可有疫氣、宜奉幣於伊勢太神宮、兼奠幣於天下名神、防災於未然。

(中略)己巳奉授和泉國无位穴師神、无位積川神並從五位下。

とあるもの即是れなり、但社傳によれば聖武天皇の天平三年惡疫大に行はれたりしかば國家安全鎮疫を祈願して幣帛を獻じ大祓を行ひ、且五社に社領六千八百石を賜ひ此の社も千三百石を拜受したりさといふ、現時例年、新年祭を行ふものは是に起ると、其の他、孝謙村上崇徳の諸天皇も屢祈願ありて繪旨を下し給ひさとして、續日本後紀について正史に見ゆるものにては三代實錄に三あり、同書清和天皇貞觀七年二月廿七日の條にいはく

己卯豐前國從五位上辛國息長比咩神、悉骨神並授從四位上、阿波國正五位下、天石門和氣八倉比咩神、從四位下、和泉國從五位下、泉穴師神從五位上。

同七年六月の條にいはく

庚戌朔日有蝕之、授和泉國從五位上、泉穴師神正五位下。

同十年二月の條にいはく

廿一日乙酉授和泉國正五位下、穴師神從四位下。

と、又延喜立書式に

凡、新羅客入朝者給神酒、其釀酒料之稻、大和國賀茂意富、繼向、倭文四社、河内國恩智一社、和泉國安那志一社。

と見ゆるは蓋社域の殊に神靈なるものありしによるか、神主は昔時は穴師神主と稱し、神別にして天富貴命の裔なりき、姓氏錄和泉國神別にいはく

穴師神主、天富貴命五世孫、古佐麻豆知命之後也。

以後次第に昇陞して遂に極位に至り給ひ、降りて天正三年十月に至り織田氏五社社領從前の如く寄

進の朱印を獻じ慶長七年には豊臣秀頼片桐且元を奉行として社殿を造營せしめき現存のもの即是れなり明治六年郷社に列し廿七年五月更に府社に進み給ひき大祭は陰曆二月四日と陽曆十月一日とにして又霜月上の申日を以つて中祭を行ふ。

社は豊中の北方大津停車場より十丁に在り、疆域千三百餘坪を有し長松一路華表を過ぐれば細流のうへ石鼓橋ありて左右に石梁を架せり渡りて直ちに進めば拜殿あり是れより瑞垣を繞らし二鈴門を設く鈴門を入れれば即本社の前なり社は南に面し古丹老碧壯麗を極め右に攝社あり亦佳麗なり廟前に建武元年補正成奉獻の石燈籠あり古色掬すべし神輿庫社務所大國主社兵主社は東に在り西には熊野多賀愛宕補本等の末社取次に相并び後は塙壁を隔て老樹翁鬱延いて北方に及び社頭幽凄にして神靈の氣坐に人に迫るものあり。社實には神像八十有餘軀ありて美術として優に模範たるべきもの多く殊に中八軀は國寶たり其の他聖武天皇宸筆の額及び繪旨數通あり。

五社總社

國分村大字府中に在り泉井上神社と相隣し和泉五社(大鳥神社、泉穴師神社、聖社、後川神社、日根神社)の神靈を合祀せり元正天皇の靈龜二年四月河内國茅渟の縣を割きて和泉國を置き此の地に國府を建てられしとき勅に依りて當國の大社五社の神靈を併はせて山ノ井の里に祀り五社總社と齋き奉りし神社にして歷代皇室の御崇敬も厚く天正十三年迄は五社に當社を合はせ祭主田所家を割元として六社に社領六千八百石を下賜せられ内二千石は當社はこれを領し毎年八月十五日五社の神輿當社に御幸あり勅使下向して靈泉に御禊し奉幣式を勤め給ひきと慶長十年九月豊臣秀頼社殿を再建し泉井上神社をも境

内に奉遷し降りて明治三年更に之れを當社に合祀せり爾後社號を泉井上神社と稱せしが明治二十八年五月更に官允を得分離して五社總社と稱するに至れり。

社域五百六十餘坪に上り小栗街道の側に建てる華表を入りて進めば社殿は右傍に在り幣殿拜殿皆備はり殊に社殿の建築は豊臣氏崇敬の餘に出でしものたるを以つて其の結構輪換の美を極めしこと古色既褪の中に恐ばしむ末社六座あり曰はく菅原神社曰はく天照皇大神神社曰はく白鳥神社曰はく大國主神社曰はく事代主神社曰はく天照皇大神神社曰はく熊野神社是れなり皆境内に散点して本社を護り社頭の西新建の清雅なる社殿を見るもの即泉井上神社なり。

泉井上神社

五社總社に隣して同村同大字に在り延喜式内の社にして國府清水の上に鎮座せるを以つて世俗井の八幡或ひは水内社と呼べり創立の年月詳かならず祭神は神功皇后にして征韓の駕に従ひ勳功ありし臣四十八神を配祀せり蓋此の地清水涌出して征韓の首途嘉瑞を爲したるを以つて凱旋の後幸し給ひ敬覽あらせられたる行宮の古蹟ならんといふ世々武將の祈願所にして豊臣秀頼の五社總社を再建するに當り本社は廢して總社の社殿に合祀せられしが爾來三百年を経て明治三十二年新たに社殿を舊趾に見るに至れり社殿は宏壯ならざれども素朴にして清雅を極む今又社務所を建て神苑の修築其の半を成せり。

國府清水

泉井上神社の後に在りて十數歩の小池なり池畔古杉あり蟠根半池中に入り冷泉混々その下より湧

出し瀦して池に湛へ、後一川を爲して流る。社の縁起に曰ふ神功皇后新羅を征討の年清水一夜に涌きしかば此の地を稱して和泉の郡と名づけ給ひしが、三韓悉平定して紀伊國に詣り給ふに及びて二たび舟して此に來たり大いに之れを賞し給ひ、降りて天正年中に至りては豊臣秀吉此れを汲みて日々大阪に輸せしめきと、水性清澄にして且甘味を帯び、最茶に適してまた酒を醸すに宜しく、今附近民家の飲料たり、側に清水の石祠と稱するものを安じて之を祀れり。故に此の地を井の里と稱し、和泉の國名亦是に起因せり。

和泉宮趾

國府村の府中は元正聖武二帝の離宮、即和泉宮和泉離宮のありし處にして、又、珍努宮と稱せしも恐らくは此の宮なるべけれども其の趾いま詳かならず、左に古史に見ゆる二三を掲ぐ。

續日本紀

元正天皇養老元年二月壬午天皇幸難波宮、丙戌自難波至和泉宮、己丑和泉監正七位上堅部使主石前進位一階工匠役夫賜物有差。

同年十一月丁巳車駕幸和泉離宮、免河内國今年調、賜國司祿有差。

同養老三年二月庚午行幸和泉宮、丙子車駕還宮。

同紀

聖武天皇天平十六年閏正月乙亥天皇行幸難波宮、二月甲辰幸和泉宮、丁未車駕自和泉宮至。

同年二月戊午太上天皇及左大臣橘宿禰諸兄留在難波宮、秋七月癸亥太上天皇幸智努離宮、戊戌太上天皇幸仁岐河、陪從衛士已上無間男女賜祿各有差、己巳車駕還難波宮。

和泉國府

國府村大字府中は昔の和泉の國府にして、すべて國府とは其の國々司の所在地なり、駿府、長府、甲府の府皆同意義にして、下總の鴻の臺の如き亦國府臺の轉訛なり。古來一國の中樞として國政此より出で國司多くは此の地に在りて政務を見、然らずば目代の如き之れに代るを例としたりき。又、和泉監と稱するもの、置かれしも實に此の處なるべし。

珍努縣主居地

姓氏錄和泉國皇別に云ふ

珍縣主佐代公同祖豐城入彦命三世孫御諸別命之後也、日本紀漏と、縣主の居地は即國府村大字府中にして、代々相繼ぎ此の地に住して縣主たりき。

玉井山莊

泉北の名蹟にして國府村大字小田に在り、往昔國府のありしとき公餘或ひは太守の僚友を引いて遊宴し或ひは騷客の詩囊を抱いて逍遙せし事ありし處の如し。而して後其の邊當麻岸と呼びしが今は僅に其の形跡のみ残り、又玉の井もなし、或ひは傳ふ邑の西北に當れる龜ヶ崎池と稱する、周回四町餘の池中に在りと。

江吏部集 題玉井山莊 栗田障子

大江匡衡

越得山莊望地形
遙分崑嶺風流美
數點苔侵歲石甃
佳人凝睇卷籬塵

始知玉井在中庭
暗寫華林秋氣馨
孤輪月落見銀瓶
雲樹重々山色青

本朝麗藻 題玉井山莊在和泉國云々

藤爲時

玉井佳名被世稱
山雲繞舍應寒幔
梅發寒花朝見雪
池邊何物相尋到

松楹半接碧巖稜
澗月臨窓欲代燈
水收幽壑夜知氷
雁作來賓鶴作朋

博多神社

伯太村大字伯太の字上出に鎮座せる式内の神社なり、祭神は伯太彦伯太媛の二神にして今天神社と稱し、社域三百餘坪ありて村社なり。

丸笠神社

式内の神社にして伯太村大字伯太の丸笠に在り、皇太神並に熊野神を祀る、社域八百八十餘坪を有し、今村社たり、傳へ曰ふ白河院の敕願にして、院の熊野御幸の砌御惱に惱ませられ此の地より遙かに熊野に向かひ御拜あらせられしに忽にして平癒を得給ひしかば因りて御車を止め給ひきと、今院御寄附の鳥居並に影向石、御車留等の古跡を存せり。

伯太營趾

大字伯太に在り渡邊氏の陣營を置きし處にして、元祿年中渡邊基綱武藏より本州の大庭寺村に移封せらるゝや享保十二年に至り營を此に移し爾來施治の處たりしが廢藩置縣のち毀ちて今は只其の趾を存し、附近に舊士族の邸宅あり。

平松行宮趾 附、平松王子

後鳥羽院熊野御幸記。

建仁元年十月六日次平松王子於王子殊有亂舞沙汰、自是停御馬步入御平松新造御所各入宿所、國皆假屋充行、予釋原定家等分、此所三間小屋也、無板敷也、略、今日宿大泉庄。

趾は伯太村なりといへども今詳かならず、又王子祠は近世まで存せし伯太御子の神祠是れにして、昔白河法皇の熊野遙拜の爲に伯太街道の東に建てられしものなりといふ、當時は大華表ありしが前年丸笠神社の境内に遷し、祠も今は亡し。

觀音寺城趾

郷莊村大字觀音寺の上方に在り、傳へ云ふ天平二年藤原氏の初めて築きし處なりと、爾來幾興廢して城主一ならず、井上某に至りて全く廢城となれり。

西福寺

同村大字桑原に在り眞言宗威徳院の末安置せる阿彌陀如來の座像一軀は作者不詳なれども製作頗優秀なり。

禪寂寺

同村大字阪本に在り眞言宗にして眞尾院の末寺なり、本尊は阿彌陀如來の座像にして亦作者詳かならざれども彫刻の優秀を以つて聞ゆ。

坂本堡 附玉塚

大字坂本に在りといへど其の趾いまだ詳かならず、土塚坂本氏の據りし處なりと云ふ、又邑に玉塚と呼ぶ一塚あり、高さ三間、周回六十間、傳へて坂本氏の臣鷹野の墳墓なりと云へり。

妙法寺

眞言宗福藏院の末にして北池田村の池田下にあり、由緒詳かならず、本尊藥師如來の像は木彫にして優秀なりと云ふ。

東岸寺

同村同大字の字久保にある一小寺にして眞言宗康徳院の末寺なり、安置せる本尊大日如來の木像は刻鏤極めて佳なり。

箕形城趾

北松尾村同名の大字に在り、延元三年南朝の將士此に築きて守りしが日根野某の攻むる處となり城陥り、後遂に廢墟となれりと。

妙樂寺

眞言宗善實院の末にして同村大字唐國に在り、本尊は大日如來なれども別に安置せる十一面觀音立像は彫刻の秀逸なるを以つて稱せらる。

普照寺

同村大字内田に在り眞言宗金剛峯寺の末開創の年月分明ならず、封蓋僅に百貳拾餘坪の葺爾たる小刹なれども本尊阿彌陀如來の像は製作頗優秀にして鑑査狀を有せり。

阿彌陀原

南池田村大字萬町に廣袤一町許の長形の地あり、名づけて阿彌陀原と稱せり、土人曰ふ建治三年丁丑九月十日大念佛阿彌陀の畫像降下せし所なりと、荒唐の説固より信ずるに足らざれども傳へて一靈域となせり。

穗棕神社

同村大字和田の西北に在りて保食命を祀り、北池田村大字室堂との共祭に係り人呼びて池田郷の一

の宮と云へり延喜式内の社にして今村社たり。

春日神社

同村大字三林の東字山ノ中にあり武甕槌命經津主命天兒屋根命比賣大神を祀り神護景雲年中の勸請なりと傳ふ古老の説によれば武甕槌命經津主命の二神常陸國より大和の三笠山に御遷座のとき近郷の民出で、頓宮を造りて迎へ奉りし由緒に依ると。社殿は往年回祿の災に罹り今は假殿の改築計畫中なり。社頭高燥にして境内五千餘坪を有し加ふるに十餘町の保安林は鬱蒼として賽路を狭み崇高の氣かのづから起りて詣者のまづ容を正さざるはなく優に泉北の靈地たり。

國分寺 附 淨福寺

同村大字國分の里茅舎竹籬の間に夾まれて纔に數十百歩の地を剝し裡に破檐傾柱の小堂と紫葍碧苔を衣とせる兩三の古石佛との存せるを見る是れ即福徳寺又國分寺なり古は疆域廣大にして堂塔伽藍檐を羅ね雕楹繪楹相映じて壯嚴美麗を極めたる和泉一國の巨刹なりしが今は片丹殘碧だも止めざる一蕭寺となれりいでや少しく其の由緒を語らん。開創の年月は得て詳にする能はざれども中古智海上人といふ一沙門あり當郡浦田の産此の里の瀧山に來たりて佛乘を修む時に一塵來たり上人の尿を嘗めて娠みしが竟に女子を生みしかば上人隣嫗をして取りて之れを養はしめき偶々大臣藤原不比等勅願使となりて楨尾寺に詣で歸途一瑞氣の揚るを見て少女を知り就いて之れを見しに體貌珠麗身に光輝ありしを以つて光明子と稱し伴なひ

て家に歸る少女稍長ずるに隨ひて艶麗益々加はり毎に君側に侍して恩寵を專にし天平元年八月遂に立ちて后宮と爲りしもの即光明皇后なり性酷佛法を好み多く寺院を創建し此の地は其の家郷たるを以つて琳宮を構へて安樂寺と號せり是れ當寺の權輿なりと。

以上は縁起の大略なり然れども荒誕且不敬にして殊に塵に關する事の如きは蓋一角仙人の古事より附會せしものならん泉州志説光明皇后の稱の體貌珠麗光耀あるに似たるより來たりしものたるは元享釋書等にも見えて事實なれども皇后は淡海公不比等の第三女にして十六歳立ちて聖武天皇の妃となり天平元年八月皇后となり給ひ孝謙天皇の母后にましますにいかでかかゝる事のあるべき妄説も亦極まれりと謂ふべし然れども皇后は國分寺を創建せしめ給ひし人なれば此の寺の創立も或ひは此の皇后の時にあらんか。續日本後紀承和六年の條にいはく

五月辛巳朔癸未和泉國言以在和泉郡安樂寺爲國分寺置講師一員僧十口但不置讀師依請許之。同八年九月丁丑以加賀國勝興寺爲國分寺准和泉寺國只置講師一員僧十口。延喜式に云はく

凡和泉國安樂寺伊豆國山與寺加賀國勝興寺能登國大興寺並各爲國分寺置僧十口。安樂寺は即國分寺の舊稱にして又寺料五千束を賜はりき同主稅式に云はく和泉國々分寺料五千束。

と爾來眞言宗の巨刹として隆昌を極め善男善女の歸依する者甚多かりしが物換はり星移り漸次衰頽して元祿の昔既に金堂寶塔中門大門等の舊礎の纔に存せるに過ぎざりき後施主なく願主なきを以つて益々荒蕪に歸し今尙依然舊礎の散亂せるを見るのみ字瀧山に藥師堂の廢趾あり當寺の奥院

にして即光明皇后の降誕地と傳ふ、趾傍に岩窟あり廣さ丈餘にして優に十人を容るべく、傳へて智海上人修業の道場とせり。
瀧山に又淨福寺と稱せる古刹あり、和銅六年智海上人の開基にして、天平勝寶年中光明皇后行啓ありて、藥師佛を安置し白瀧の靈水を汲みて藥湯を製し以つて諸人の疾患を救ひ給ひき、故に白瀧山成福寺と稱せしが、後淨福寺に改めたりといふ。

施福寺

郡の東南、河の南河内郡と國境を強るところ、峯巒重疊して七越山に及ぶ、其の最高きを槇尾山とす、仙藥院施福寺即此にあり、西國巡禮第四の札所にして、初は眞言宗なりしが、後天台宗に改め、今は延曆寺の末寺たり、丈六の彌勒菩薩を本尊とし、脇壇に千手觀音、馬頭觀音、文珠菩薩及び四天王を置けり、寺傳に云ふ、山は卷尾神社鎮座の靈區にして、欽明天皇の御宇、行滿上人の開基に係り、役ノ小角の法華二十八品を分ちて、葛城の支峯に置くや、當山は其の不經品を納めし處なるを以つて法華ヶ峯と號し、行基僧正は又懺悔秘法の卒都婆を起て、因りて卒都婆峯と名づく、又弘法大師いまだ雜染せざりし時、當寺の沙門勤操に就きて、虚空藏求聞持法を受け、專修練を事とし、後當時に於いて落髮し、其の遺跡と稱するもの少なからず、其の他世々高僧碩徳の來たりて、錫を留めしもの多く、殊に皇室の歸依厚く、醍醐天皇は延喜十六年勅して、定額寺と爲し、三綱を置かれ、華山法皇は擇びて三十三所觀音の第四の札所と定められ、後鳥羽院は往古より領し來たれる寺田の租を免除し給ひ、四條天皇は延應元年、横山卿を以つて結縁灌頂の用途となさしめ、仁治元年、灌頂堂を建てさせられ、後深草院は建長二年三月、結縁灌頂を行ひ、正嘉年中に法華經一部、金銅の阿字、其の他佛像、佛舍利の御寄附あり、徳川氏の時また朱印

を施して坊地の租を免じ、而して此等の文書はみな存して、寶庫に在りと、是れ其の縁起の大略にして之れを正史に徵するに證とすべきもの尠なからず。

寺門の最隆昌を極めし時は、八百餘坊を有したりしが、後漸次滅滅し、加ふるに織田氏の兵燹に罹り、徳川氏の時に既に七十坊となり、今は僅に六寺坊に減ぜり、即中之坊北室院、靈山院、蓮花院、井の上坊、觀音院及び智積院是れなり。

賽路二條あり、西横山村大字坪井より登るもの一里十四町之れを表道と云ひ、槇尾溪に或ひは沿ひ或ひは度り、紆餘幾回し上るものは、是れを裏道といふ、兩道共に里程標ありて町數を刻し、稚子ヶ瀧及び滿願寺瀧は此の間に在り、蓋滿願寺瀧は滿願寺のありし處にして、巾五間、長二十餘間、大門を過ぎ行く事數丁にして中門あり、大門の前に支徑あり、吉祥院に到るべし、中門より登起る、八百餘級にして甚嶮ならず、登盡くる所即本堂なり、裏路また一に順禮道と稱し、順禮者の上下する道にして、河内國南河内郡瀧畑よりし、大師納髮堂の前に出で、表道に合す、其の嶮惡なる表路より甚しけれども、而も詠歌深山路やひばら松原わけ行けば、まきのお寺にこそ、まそいさめるの聲絶ゆる事なし、封境千八百五十餘坪を有し、裡に堂宇を羅ね、境外數十坪多く名蹟を殘せり。

金堂 境内の中央に在り、巽位に面せり、桁行五十四尺、梁行六十六尺、軒高十九尺五寸、棟高四十九尺七寸、傳へ云ふ、欽明天皇の建て給ひし所と、左面に又御拜あり、花山法皇入御のため設けしものと、他に類例なし、桁行五間、梁行七間、木銅層向拜四方椽高欄付、前面五尺、兩側及び右面十二戸、組物出組、軒二重垂木、屋根銅瓦葺、内外白塗。

大日堂 石燈の下に在り、大日如來を安ず、傳へ云ふ、亦欽明天皇の建て給ひし所と、慶長八年、豊臣秀頼修繕、元祿元年、徳川氏更に修補せり、桁行二十四尺、梁間十八尺、軒高十三尺五寸、棟高二十三尺六寸、桁行

四間、梁間三間、草屑、向拜三間、四方椽付、前面四戸、兩側及び後面三戸、軒二重垂木、屋根葺葺。大門。欽明天皇御建立、慶長八年、豐臣秀頼修繕、元祿元年、徳川氏修補と、桁行二十一尺、梁間十二尺、軒高十五尺六寸、棟高三十二尺四寸、四脚唐門、左右二王立像、隨所彫刻及び繪畫を以つて裝束し、銅金物打、屋根銅瓦葺。

開山堂。行滿上人を本尊とし、桁行三間、梁二間あり。

護摩堂。不動明王を本尊とし、方二間。

札堂。阿彌陀佛を本尊とし、桁行二間、梁行一間。

虚空藏堂。本尊は虚空藏にして、弘法大師の求聞持法を修せし靈場なりと。

愛染堂。中の院の寺跡にして、弘法大師剃髮の舊趾、故に大師の守本尊たりし愛染明王を安置せり。

嵯峨天皇塔。堂の後高所に在り、御分骨を納めたる所、五輪の塔を置き、木柵を繞らせり。

槇尾神社。金堂の東に在り、近年の新營にして佳麗なり。

經塚。現今所在を認め難し、法華經卷尾八の巻を納めたる處、山を卷尾と曰ふは之れに因ると。

智恵水。虚空藏堂の傍に在り、初、閩山水乏し、弘法大師因りて神咒を誦せしに、清水涌出す、故に智恵水と號くと。

御供所。金堂の後崖上に立ち、當寺の庫裡なり。

音無川。智積院の前を流る、弘法大師流水の音の座禪勤修の妨を爲すを以つて咒して其の聲を絶つ、故に此の名ありと。

燈明松。東方にあり、老幹巨椹四方に延ぶ、傳へ云ふ昔龍神樹上より、毎夜觀世音菩薩に獻燈せしと。

閩山深邃幽遠にして、塵寰のものにあらず、且、四十八瀧、三十六窟、八峯、四嶽等の名區あり、殊に卒都婆ヶ

峯は南に聳け、古杉老檜蒼鬱として、一幅の水墨を披展せるが如く、東方には都卒ヶ岳捨身ヶ岳峙ち捨身ヶ岳は弘法大師捨身修行の靈窟なりと、又、眺矚に富み、庫裡に座して、近く岸和田、大津より遠くは神戸の市を看るべし。

寺の行事に一月に彌勒大會、三月に御影供、七月に盆供、及び他に兩季彼岸會あり、會日には四方の賽客群集して、立錘の地なく、殊に例月十八日は、四五百人の多きに達すといふ、平日といへども、賽者の數、日四五十を下らず。

寺寶二庫に充てり、殊に彌勒佛像、馬頭觀音像、聖觀音像、蟬口不動明王立像、傳法界上人作千手觀音像、同文珠菩薩像、及び天台大師像、畫幅、涅槃像、畫幅、十三佛像、畫幅、八祖大師像、畫幅、銅製五鈷は皆美術工藝上の逸品にして、其の他、傳兆殿司筆、兩界曼荼羅、傳中將姫作釋迦如來像、傳紫式部筆法華經、傳天智天皇御宸筆法華經等算なし。

大津岸和田を距る共に四里、河州の南河内郡長野より二里半なり。

文徳實錄。

嘉祥三年三月乙巳、晏忽之後、初、盈七日、仍遣使於近隣七箇寺、以修功德、散位從四位下、基棟王從五位下、安王、大原真人、宗吉、橘朝臣、三夏等、內舍人一人、內豎十人、爲眞木尾寺使。

三代實錄。

清和天皇貞觀六年七月二十五日己酉、授和泉國正六位上、卷尾神從五位下、同八月廿日、授從五位上、延喜主稅式。

和泉國卷尾寺觀音堂料五百束。

元亨釋書空海傳。

海年十二外舅朝散大夫阿刀大足教世典學文翰十八上大學雖讀儒書志有佛經偶逢沙門勤操受虛空藏求開持法未難染而事修練甫冠歲就操落髮受沙彌十戒研究三論時操在泉州棋尾山寺初名教海後自改如空延曆十四年登東大寺檀受具足戒又改空海。

弘法大師行狀

和泉國棋尾寺岡山水乏海誦神咒清水忽涌出號之智惠水又投檜枝於椿上誓云若可成我願此木得活矣果活故號之柴手水。

槿葉鈔

西國三十三所觀音第四施福寺千手在和泉國和泉郡欽明天皇御願行滿上人建立三間四面堂也。

明忍律師行業記

洛西棋尾平等心王院者弘法大師之神足智泉所關也建治帝時泉州棋尾山自證上人復興其基。

泉州志

今七十坊將軍家施朱印免除坊地貢米六石山林若干廣矣。

古今著聞集

平等院僧正行尊は一條院の御孫待從宰相子也母の夢に中堂に参りたりけるに三尺の藥師如來をいだき奉ると見ていく程をへずして懷妊ありけりすべからく白嶺の法印にてぞ有べかりけれども流に引かれて寺法師に成り給ひにけり中箕面山に三ヶ月こもられける時夢に龍宮に到りて如意寶珠を得たり其の間の奇異多けれども記るさず浮雲の如くさすらひありき給ひて和泉國棋尾山と云所にてかの山の住僧に奉仕せられけり阿私仙に大王の仕へしが如し其の時村邑に産する女ありけり祈らしめんが爲にかの住僧を請じけり僧故隙ありて行かずたゞし此の比より給仕す

る下僧有りぐだんの僧をやるべしと云ければ産婦の夫それにもといひければすなはち僧正に其の由を申けり僧正驗者に堪ざる由を頻にの給ひけれどもあながちに云ふ事なればおはしつゝ暫らく念珠のあひだに平に産れにけり中かゝる程に僧正の御姉梅壺女御このおはします様を聞かせ給ひてかの國司藤原のむねもとに仰せて小袖以下の御贈物有ければ馬允某御使にてかの山に参向しけるにはからざるに僧正に見あひ奉りけり地上にひざまづきておどろき怪む事限なし住僧之れを見て貴人の由を知りて科を悔ておそれ惑へる様ことわり也僧正身の事知らぬと夜中に行方も知らず失せられにけり。

潮谷

東横山村大字善正の西北棋尾川中一部の稱にして川中の巖罅より涌出する冷泉の鹽分を含有する頗多量なるより此の稱を得たるものなり。

男乃宇刀神社

西横山村大字佛並の乾位に在り延喜式内の社にして祭神は彦五瀬命五十瓊敷入彦命の二柱なり社傳に云ふ神武天皇長髓彦を征し給ひしとき皇兄五瀬命流矢に中り給ひしかば軍を反し給ひき時に横山彦命天皇を奉迎して此の地に行宮を造り天皇の出で、狩し給ひし處即今の御狩山なり降りて陽成天皇の元慶年中初めて社を建て二神を勧請し文祿年中より明治の初年までは牛頭天王と唱へしが同五年祭神の彦五瀬命にして殊に紀念の社たるを知り同六年郷社に列せられきと御狩山は神輿の渡御所にして境内すべて壹町四反餘ありて中に丘あり細流あり森然として林を爲し夏時涼を

納るゝに適し、數座の末社は處々に點在し、維新以前は他に成願寺と稱する宮寺ありき。寺は佐々木高網宇治河先登の賞として横山莊を賜はりしとき建て、菩提所と爲し、處にして、隨ひて此の地を佐々木臺と呼び附近に在る馬塚は是れ駿馬池月を埋めし處、正保の頃拓きて畑と爲し、當時馬骨及び骨等を堀出せしと云ふ。

解氣井は大字坪井にあり、彦五瀬命の矢疵を洗はせ給ひし處、後世、刃傷打身の諸瘡を此の泉に濯げば、忽平癒すと傳ふ、今澤某の邸内なる古井是れなり。

七越嶺

東横山村榎尾山の奥に在りて、泉河紀の三國に跨り、泉州より紀州に通ずる所、南横山村大字父鬼より上り、足指漸仰ぎ里餘にして達す、山逕幾曲折、故に又七曲の稱あり、是れより直ちに榎尾に出づる岐道あり、之れを檜原路となす、昔、西行法師この地に來たり、紀の熊野に詣でんとして、此の嶺の月を詠ぜり、歌は載せて、其の集山家集に在り、左に録す。

立ちのぼる月のあたりに雲消けて、光かさぬるな、ごしの峯。

阿彌陀寺

西横山村の大字下宮に在り、眞言宗觀藏院の末にして、一小琳宮たるに過ぎざれども、本尊阿彌陀佛の木彫一體は製作優秀なり。

切坂城趾

大字下宮と南池田村大字國分との境に在り、昔平野某の據りし所なりと傳ふれども、遺跡の今認むべきなし。

佛並寺

西横山村寺名の大字に在りて、眞言宗蓮上院の末寺なり、本尊阿彌陀佛は彫鏤殊に優秀にして、其の他十一面觀音像、藥師如來像みな見るに足る。

平安寺

寶城山と號し、臨濟宗妙心寺の末、西横山村大字小野田に在りて、慶長三年の創建に係る、本尊阿彌陀佛の座像は作者明かならざれども、五百年以前のものにして、彫刻の精巧なる、美術上の模範たりと。

山直神社

山瀧村大字内畑の西北に在り、天穗日命、彦曾日乃已名命を祀る、思ふに和泉神別山直の其の祖神を祭りしものならん、社域三千四百四十餘坪を有し、延喜式内の古社なり、此の地古は泉南郡山直郷に屬せしものならん、今、村社にして、社域は山腹に在り、老樹森然として、社頭を蔽ひ、其の下に九座の末社連なりて、本社を護れり。

牛瀧山大威徳寺

岸和田の東四里、葛城の山脈蜿蜒して、紀泉の境を別かち、水南北に分流して、本州の大津川を爲すの源、

溪水紛糾して山勢峻盛の處靈域あり大津といふ一山兩流の古刹大威徳寺の所在地即此にして地は山瀧村大澤に屬せり先山瀧村の中央なる内畑の邑に入りて行くこと里許牛瀧の清瀬を右にして大澤に至れば一徑窮る處一橋を架し一橋過ぎて路復通ず是れより川を或ひは左にし或ひは右にし離落の間を縫ひて進み山勢漸盛迫して溪水急なるに至らば初めて堂宇を樹間に認むるを得べし路傍また石垣を設けたる坦地幾多を見るべし皆支坊の廢絶に屬したる趾にして塔頭の存するもの上なるを穀屋坊と云ひ下なるを本坊と云ふ山は先佛の游化靈神の窟宅せし處にして役の行者來たりて修練し初めて梵刹を草創し天智天皇の勅願所となり石藏五山の名あり後弘法大師惠亮和尚の經歷する所たり惠亮は叡山より來たり大威徳の法を修し一刀三禮して大威徳明王の像を刻し持尊と爲し爾來兩宗となり本坊は眞言を修し穀屋坊は天台を學び併せて四十八坊を有し樵菜の地其の租を免ぜられ堂塔伽藍莊嚴美麗を極め相將の歸依亦淺からず降りて豊臣氏徳川氏に至りてもまた朱印地を付せしが維新の後衰頽して纔に二塔頭の存せるあるのみ而も尙泉州第一の古刹にして景勝また他に其の比なし。

本堂に到る道路二あり一は右側石垣を上り穀屋坊の前に出づるものにして他は直ちに小門に入りて本坊より上るものなり。

本堂 桁行六間梁行五間役ノ行者の創建にして殘金襴碧古雅を極む裡に傳惠亮和尚の刻大威徳王を安じ脇壇に傳役ノ行者作不動尊傳弘法大師作の阿彌陀佛を置けり。

行者堂 方二間半役ノ行者の像を安せり。

多寶塔 桁行一間半梁行五尺大日如來の像を安せり。

大師堂 方三間弘法大師の像を安せり。

以上皆取次に相並び後方石磴の上に求聞持堂あり方二間虚空藏菩薩を安せり。

疆域は巍峨嶙峋たる牛瀧山中に在り一溪之れを割して前は東瀧山後は西瀧山なり寺は西瀧山の下に位し上は古柏老松相包合し鬱蒼として天を蔽ひ楓樹其の間を点綴し東瀧山は千仞の懸崖楓樹を以つて満たされ秋候一團の絳雲を屯し謂はゆる一目千本の稱あるは此の處なり兩山の勢益々盛る處巖頭瀑布を懸けて二三層を爲せり第一は高さ二丈四尺巾五尺第二は高さ十丈第三は高さ四丈潭心に巨石あり隆起して飛泉を受け飛泉之れを夾みて流る山腰を躋攀し瀑上の巖頭に踞して之れを見れば形恰青臥牛の如し大乗坊惠亮和尚曾大威徳の法を修せしとき明王現出して此の臥石に跨りきと牛瀧の稱此に起る溪中の岩石を傳へて上れば一町にして錦流瀑あり是れより水源に向ひて遡れば四十八瀧ありて皆佳名あり曲折迂餘して溪間の風致愛すべし牛瀧の上巖壁に風穴と稱するものあり深さ幾干なるを知らず試に穴口に向ひて面せば風颯々として來たり鬢髮を揺かす穴に奇説あり復りて本坊に室を借りて坐せば仰いで東瀧山に對するを得べく下は溪水の滌々として石と語るを聞くべし景勝管に霜錦の眺矚のみならず春は櫻花に新緑に夏は杜鵑に河鹿に冬は觀雪に宜ろし閑雅幽邃別に一天地を占むとは蓋此所の謂ならん古來觀光の客を絶たず多く賦詠を留めたり。

- | | |
|---------|---------|
| 茅海之南葛嶺東 | 溪山秋色醉丹楓 |
| 雲歸龍窟千峰雨 | 泉落千潭萬壑風 |
| 金界凝烟夕嵐紫 | 玉斐映日曉霞紅 |
| 何當絕頂眺明錦 | 楚岫谷山論異同 |

清人王曉村

聞説和泉郡 青牛景最嘉 月明僧入空
霜重葉成花 巖際泉聲碎 峰頭鳥道除
寄言山下主 容我共移家

行きて見て紅葉を分くる秋もあらば何うし瀧の山遠くとも。 武者小路實蔭
今もたれ車をとめてうし瀧のもみちのはやし秋にめぐらん。 冷泉爲久

寺實に傳惠亮上人一刀三禮の作本尊大威徳明王立像傳行者作不動明王立像傳弘法大師作阿彌陀如來立像同四天王立像大日如來座像澤庵筆縁起書近衛忠熙の歌軸布袋置物其の他少なからず。

井堰城趾

山瀧村大字内畑に在りて畑某の據りし所然れども廢絶の年月等すべて詳かならず。

松尾寺

郡の南部南松尾村寺名の大字に在り、一萬二千六百二十九坪の封疆半は阿彌陀山に靠れたる一巨刹にして、今延暦寺の末觀世音菩薩を本尊とせり、寺傳に依れば此の地層樹外に繞りて郭を爲し、一丘中に蟠廻し宛然老龍の蟠すが如き靈地にして、天武天皇の白鳳元年役小角初めて來たり三天合行の法を修し靈木を得て如意輪觀世音の像を刻み精舎を草創して之れを安ず、即當寺の權輿にして、又像は今の本尊是れなり、後、越の泰澄錫を留めて大いに樓閣坊舎を建營し、七堂の伽藍繪楯畫楹金碧相映し、疆域八町四方に及び壯規宏模洛陽以南殆類を絶ちきと云ふ、大門の趾今なほ存せり、經營成りて後泰澄大師は後山の松樹に上り西を指して飛行せり故に山を往生が峯樹を往生の松と呼ぶ、養勝仙人は

蘿洞に經を誦し行基は青巖に關伽井を得、歷代帝室の勅願寺となりて又世々武門の祈願所たりき、殊に源頼朝は法華經を納めて歸依し足利氏は世々帖を降して崇敬し、織田信長も初は足利氏に倣ひ天正五年勝を立て、藪牧及び兵卒の寺に入りて暴掠するを禁ぜしが、後同九年に至り寺田松浦の兩將に命じ火を縱ちて僧を逐ひ佛閣を燒き、本堂を除きて他は盡盡せり、然れども封疆の租を免じ、慶長七年に至り秀頼再建して稍舊觀に復するに至りしが、遂に往昔の千礎萬楹に比する能はず、今の堂宇は即是れなり、山麓より石礎を踏む事幾疊にして樓門あり中門と云ひ、左右に二王天を置き上に山號の額を掲ぐ、過ぎりて數十歩坦地あり、本堂は其の中央にありて昔時四天王寺の建物を移し、ものなりと傳へ、桁行七間、梁行六間にして南面せり、本堂の後に粉壁を繞らせる一字は阿彌陀堂にして、右に護摩堂あり左に龍王祠あり、其の他、求聞持堂、地藏堂、文珠樓等あり、樓門前の石階より左すれば一小堂あり、首堂と名づく、中に白骨累々たり、傳へ云ふ壽永の末一谷の戰に戰歿せしもの、髑髏を納めしものなりと、境内、老松扶疎として長風に嘯き、西南の一角纔に里落を瞰、清寂の氣、園山に充てり。

寶物に源頼朝同義經の書及び將軍家の令書傳弘法大師作如意輪經文等あり。
續日本紀
延暦元年七月壬寅松尾山寺僧尊鏡生年百一歳請入内裏叙位大師優高年。
今昔物語

今昔河内ノ國ノ河内ノ郡ノ□□ノ郷ニ入道尋祐ト云フ者有ケリ、初ハ俗ニシテ□□ノ□□ト云ケリ、道心深ク發ニケレバ出家シテ後妻子ニ離レテ和泉ノ國松尾ノ山寺ニ移リ住シテ日夜寤寐ニ彌陀ノ念佛ヲ唱ヘ常ニ印佛性ヲ修ス、亦本ヨリ心ニ慈悲有テ人ニ物ヲ施ス心尤モ廣シ、而ル間尋祐入道年五十ニ餘ル程ニ正月ノ一日頭痛スト云テ聊ニ惱ム、其ノ時ニ戌時許ニ至ルマデ大ナル光出來

テ普ク其ノ山内ヲ照ス、暗ノ夜也ト云ヘ、現ハニ竹木ノ枝葉明カニ見エケリ、此レヲ見ル人皆希有也ト思テ何ノ故也ト云フ事ヲ不知ズ、而ル間尋祐入道終リ貴クシテ入滅シ目ケリ、其後此ノ光リ漸ク消ニケリ、其ノ邊ノ貴賤男女此ノ事ヲ聞テ此ノ寺ニ集リ來テ不貴ザルハ无シ、明ル朝ニ里ノ人各互ニ問テ云ク、夜前松尾ノ山寺ニ俄ニ大ナル光有リキ、此レ何ノ光ゾ、若シ彼ノ山寺ニ火事ノ出來ケルカト疑ヒケル間ニ人有リテ尋祐入道ノ極樂ニ往生シケル瑞相也ト云ヒケレバ、里ノ人此レヲ聞テ後ゾ皆貴ビ悲ビケル、此ヲ思ニ本ヨリ、堅固ノ聖人ニ非ズシテ俗也ト云ヘドモ、心ヲ發シテ出家入道シテ勲ニ極樂ニ往生セムト願ヘバ、如此ハ往生スル事多カリ、然ルヲ聞カム人心ヲ至テ念佛ヲ唱ヘテ極樂ニ往生セムト可願シトナム語リ傳ヘタルトヤ。

成就院

同村同大字に在り、本尊大日如來の座像は作者詳かならざれども彫刻巧緻を極めたり。院は天台宗延曆寺の末、由緒分明ならず。

冬堂

同村大字春木川の東南に在り、いにしへ弘法大師一冬茲に安居し故に冬堂と稱すと、傍に春日社あり、堂は永く此の社の神宮寺たりしが、維新ののち神佛を分離するに當り千年の古堂は廢せられて春日社のみ存せり、堂の疆域約二町許、今冬堂林と稱へ官有に歸して稚松疎々たり。

泉南郡

郡制實施に當りて南日根の二郡を廢し其の疆域に據り直ちに設置せしもの即本郡なり、南郡は倭名鈔和泉郡の註に、國分置泉南郡とある泉南郡の略稱にして、和泉郡の南半を割きて置きしものなるが如し、以前郷莊七ありき、曰はく山直郷、八木郷、掃守郷、木島郷、阿間河莊、麻生莊、五箇莊にして、尙他に未詳二村なり、日根郡は延喜式和名鈔以來見ゆる名稱にして、姓氏録の日根造と聯關して出でたる郡名なり、又日根の神社あり、昔時の郷莊すべて九曰はく近義莊、中通莊、熊取莊、日根莊、上ノ郷、新家莊、信達莊、鳥取郷、下莊、即是れなり、今郡中町村數三町四十ヶ村あり、山直上村、山直下村、南掃守村、八木村、北掃守村、沼野村、岸和田町、岸和田濱町、岸和田村、土生郷村、有真香村、東葛城村、麻生郷村、島村、木ノ島村、西葛城村、貝塚町、北近義村、南近義村、熊取村、北中通村、佐野村、日根野村、長瀧村、上之郷村、南中通村、大土村、田尻村、新家村、東信達村、北信達村、西信達村、鳴瀧村、椋井村、雄信達村、尾崎村、東鳥取村、西鳥取村、下莊村、淡輪村、深日村、孝子村、多奈川村、是れなり、東南は紀伊國那賀名草の二郡に界して東北は泉北郡に接し、西北は茅渟の海に枕み、烟波漂渺として遙かに淡路島に對せり、地勢、東南は葛城犬鳴の諸峯巒巒紛糾して紀泉の境を爲し、其の脈西南に馳せ、多奈川村の南に瘤起して飯盛山と爲り、其の麓は大字小島に至りて郡と共に盡く、故に泉北郡と同じく西北に向かひて取次に低下せり、東北は廣くして西南に至るに隨ひ次第に狭く、南北八里參拾壹町、東西八里六町にして面積十八方里五分五厘あり、川流は皆この峯巒の溪水より發源して其の流注を同じうし、津田川は東葛城村、葛城山麓より發して麻生郷村に至り、近木川は西葛城村、大字大川より發して木島村に至り、同村大字黍谷より發する支流大川を併せて北近義村、大字濱脇に至り、岡田川は大土村より發して新家村に至り、同村より發する支流新家川を併せて西信達村

大字岡田に達し、菟砥川は東信達村より發し、東鳥取村大字自然田に於いて雄山峯より發する支流、川を併せて雄信達村大字男ノ里に至り、四川共に茅渚海に注げり。

道路紀州街道は泉北郡より來たり、北掃守村大字磯上より東鳥取村大字山中を経て紀伊に入り、小栗街道はまた泉北郡より來たり、北中通村大字下瓦屋に至りて紀州街道の國道に接し、又粉川街道は北近義村大字濱脇の國道より分岐して大木村大字大木に至りて紀伊に入り、孝子越街道も北中通村鶴原より岐れて孝子村大字孝子に至りて紀伊に入れり。

管轄は古來一準ならず、寛永年中岡部氏の岸和田に封せらるゝや、一百八ヶ村を併領せしが、其の他諸藩の領旗下の采地、處々に錯落たり、戸數一萬八千八百四十戸にして、人口十一萬四千五百五十九人を有し、郡役所は岸和田にあり。

續日本後紀

仁明天皇承和十二年二月己卯、和泉國日根郡人戸主正六位上春世宿禰島公兄左坊城主典從七位上春世宿禰島人弟主稅大允正六位上春世宿禰島長等賜姓復中朝臣貫右京二條一坊三代實錄。

貞觀三年六月二日乙巳、和泉國日根郡田并山岡二十三町七段百九十九步永充淳和院。

積川神社

山直上村大字積川に鎮座せる郷社、和泉五社の一なり、創建の年月詳かならざれども、延喜式内の舊社にして、皇室代々の崇敬厚く、聖武天皇は天平四年大旱によりて五社及び井の八幡に幣を奉じて雨を祈り、同十四年橘諸兄に勅して飯山五饗を府中の總社に渡して五社に供し、以つて餘贏を窮民に賑は

し給ひさといふ、仁明天皇の御宇、從五位下を授けられ給ひしより、清和天皇の御宇、從四位上となり、爾後屢加陞して、竟に極位に昇り給ひ、後白河上皇は熊野御幸のとき、舞樂を奏せしめ給ひさといふ、本社遙拜の華表は額原に在りて、以前は同上皇宸筆の正一位積川大明神の勅額を掲げしが、今は本社に奉藏して、纔に華表の礎石を存せり、例年八月十五日總社に於いて五社會合の神事を行ひ、放生會を爲し、以つて天正年中に至り、爾後此の事廢るといへども、同日社北の末社白髮大神社に本社神輿の渡御あるは、其の例に倣へるものなりといふ。

祭神は生井榮井、網長井阿須波、波比岐大神の五座にして、寶鏡を以つて神體と爲し、社殿建築の年代は詳ならず、れども慶長七年豊臣秀頼は片桐且元をして大修理を加へしめ、現今のもの即是れなり、社は西面して、桁行五間、梁行二間半、檜皮葺なり。

社域は邑の中央、牛瀧街道に接して一段の高處にあり、階を上りて華表を過ぐれば、側に一大樟樹あり、街道の上に偃蹙し、枝椹延いて數十間に及び、又老木森鬱として、社頭を蔽へり、社前古石築二基あり、補正行の寄進せしものと傳ふれども、鐫字正平七年の外は滅して讀むべからず、積川と稱するは牛瀧川と深山川との高低相會する處なるを以つてなりといふ。

日本後紀

淳和天皇弘仁十四年秋七月丙辰、奉和泉國大鳥積川兩社幣、以祈雨也。

續日本後紀

仁明天皇承和九年辛亥、勅去四月四日御卜曰、來年春夏間可有疫氣、宜奉幣於伊勢太神宮兼奠幣於天下名神、防失於未然、(略中)十月己巳、奉授和泉國從五位下大鳥神社從五位上无位穴師神无位積川神並從五位下。

三代實錄

清和天皇貞觀六年三月廿三日己酉授和泉國從五位上積川神從四位下

同十五年四月五日己卯授和泉國從四位下積川社從四位上

麻福田磨宅趾

同村大字稻葉の北端字大久保に在りて竹叢の裡小石祠を置けり麻福田磨とは智光法師の俗名にして此の地は即その出生の地なりと云ふ曼茶羅縁起に云はく昔麻福田磨といふ者河内國富豪の門前に至り其の女を慕ひて將に死せんとす其の母事の及ぶべからざるを嘆じ亦共に臥せり富豪の女之れを聞き偽り論し僧となり以つて己に近づかしむ女麻福田磨の僧となるに及びて更に高僧たらしめ而して其の行脚に出でんとするに方りて女は爲に縫うて藤袴を贈りしが後幾干もなくして早世す小僧無常の迅速なるを嘆じ日夜致々として勤學し遂に學徳一世を風靡する高僧と爲り智光法師と稱して天平十九年三月廿五日寂せり法師寂後其の徒相請ひていはく吾が師嘗行基を毀りき其の罪甚重し厚く基に請ひて中陰の追薦を修めんとして行基を招請せしに行基諾して壇に上り麻福田が修業に出でし藤袴その片裳をば我ぞ縫ひてきと歌ひしかば基は即獲の姫の後身なるを知りさと以上は縁起の傳ふる所なり然れども年代に於いて齟齬せる所あるを以つて或ひは馬郎婦の故事を假托せしものならんといふ蓋或ひは然らん然して富豪の宅趾は今長者屋敷と稱する所なりとぞ尙左に元亨釋書を引き以つて智光の傳を明らかにせんとす

智光内州人共禮光止元興寺得智藏三論之深旨藏之室中推二人爲神足有靈叙者受于二光今之三論家皆叙之胤也禮暮年禁語音智問焉渾無所答數歲禮逝智嘆曰禮者少年之莫逆也近歲持不語思精修也而不知受生何處祈念三二月一夕夢至禮所嚴麗光潔智問此處何乎對曰極樂界子以懇志且來此也非子居早出去智曰若是安養亦我夙樂偶至斯何須歸乎禮曰子無行業不可居智云我生平見子行無過我近只持不語耳又言我乎禮曰我冷見經論頗委淨業往生資糧無加觀想是以絕言語謝人事四威儀中專觀彌陀相好及淨土莊嚴積功累徳今生樂邦我若不絕言語不謝人事不至純相子今詰我乎智曰然則乞受談禮曰子盍問彌陀智即共禮詣佛處莊嚴光色又過禮所智頭面作禮白佛言何等是往生正修業佛告智言觀如來相好及淨土莊嚴智曰今見此界廣博嚴飾心眼不及况又如來相好豈凡慮之所堪乎於是彌陀便舉右手智見掌中現小淨土嚴飾具足智覺命工圖佛堂淨土常自觀之其後吉祥而逝其圖見在元興寺世爭摸寫

楠本神社

同村大字包近の北方宮山に鎮座せる式内の社なれども祭神詳かならず社域三百十五坪を有し後菅原道真を併はせ祀れるを以つて俗に天神と稱し今村社たり

淡路神社

山直下村大字摩湯の東南字上ノ代に在り式内神社にして伊佐奈岐命を祭り後菅原道真を配祀せり社域三百六十九坪を有し明治の初年村社に列せられたり

摩湯墓

同村同大字の西南に在り、封土の高さ二丈繞らすに濠を以つてし、濠の周圍二百五十三間あり、不破内親王の墓と傳へ、内親王は日本後紀延暦十四年十二月の條に

乙酉配淡路國不破内親王移和泉國

と見え、淡路より此の國に移され給ひしは明らかならずとも、此の墓果して同内親王のなりや否やは詳かならず、然れども村に又淡路神社祭神詳かならず、あれば全く後人の牽強のみにも非ざるか、泉州志にいふ、舊墓四方町二有間地在摩湯村領未詳、何墓、俗曰之陵非也、夫必先王上古諸陵載延喜式、中古以來陵墓在山城國所築不此形、余按和泉國處々稱陵者多、是皇后太子大臣等墓耶、

廢岡山堂

同村大字新在家に在りて、昔時は眞宗本願寺の別院たりきと云ふ、後天正年中に至りて兵燹に罹り堂宇は灰燼に歸せしが、阿彌陀の畫像一鋪は奇くも劫火を免れ、後八ヶ村の民衆は岡山組と稱して畫像を尊敬すること最厚く、毎年念佛會を修して今に絶えずと云ふ。

兵主神社

南掃守村大字西之内に在りて、八幡大神天照大神及び菅原道真を祀り、延喜式内の舊社にして俗に大宮と稱せり、社殿は西南に面し、木造葺葺にして構造大社建なり、古は神田三拾七町を有して神域廣く、華表の趾は今に字宮代及び大橋に在り、北掃守村大字春木の禮拜塚も亦往古の華表の基趾なりと云

ふ、社に武器貳拾餘点、笛壹管、古文書三通及び古面等を藏し、古面は之れを天降の面と稱して大いに貴重せり、毎年九月二十七日を以て例祭を行ふ。

戀の淵 附式部塚 硯塚 筆塚

同村の上松下松の二大字は古の松村の里にして、夫木抄に、春秋はおほくつもれど年をへて、ときはに見ゆる松村の里、讀人しらずと詠みし所なれども、今は掃守村に屬して其の大字となり、分かれて二となれり、邑に小栗街道を通じ、而して謂はゆる、和泉式部の舊蹟は其の邊諸處に散在せり、上松に在る者を戀の淵、式部塚、下松に在るものを硯塚、筆塚とす、戀の淵は邑の南方字野口にありて、數十坪の池なれども、平日水涸れて池畔蘆葦を生ぜり、式部塚は北方大垣内に在り、五六坪の封土なり、硯塚は字硯田にあり、周回六間の一小封土にして、式部の硯を埋めし處と稱し、筆塚は筆を埋めし處と傳へて、字イシキに在り、上に小碑を建てたり、抑式部は上東門院の侍女和泉守橘道貞の妻にして、和泉式部の名亦是に起りしが、後道貞に捨てらるるに及びて、更に藤原保昌に歸ぎ、墓は京都誓願寺の後にあり、此等の舊蹟の存して此に在りと稱するものは、前夫道貞の此の國に守たりしより出でたる説にして、其の眞否如何の如き、今容易に定め難し、或ひは小町等の舊蹟の如き類には非ざるか、因にいふ、掃守をかもんと訓むは、かにもりの略にして、かにもりは、鶴草葺不合尊の故事より出でたり、尊の母豊玉姫命の尊を生み給はんとせしとき、海邊の宮殿なりしかば、群蟹の上り來たりしを、天忍人命の掃ひ給ひしより起りしものなり、古語拾遺にいはく、天祖彥火命、奸海神之女、豊玉姫命、生彦漱尊、隨育之日、海濱立宮、于時掃守連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作掃蟹、仍常鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之借守者、彼詞轉也、是れ此の名辨の起因にして、掃守の姓は實に此の事より起れり、又姓氏錄和泉國神別に云はく、掃守連振魂命四世

孫天忍日命之後也雄略天皇御代監掃除事賜姓掃守連と又同和泉國皇別にはく掃守田首武内宿禰男紀角宿稱後也と共に以つて和泉國に掃守姓のありし事を明らかに證するに足り此の村名の如きも恐らくは此の姓の居地なりしより附せられしものならん然れども其の果して正しきか又何時代より起りし名稱たるかは今共に詳ならず唯和名鈔に見ゆるによりて同書以前よりありしものたるを知るのみ。

蘭生野

同村大字尾生の里は桓武天皇の延暦廿三年十月己酉御狩し給ひし蘭生野の地にして日本後紀桓武天皇延暦二十三年冬十月の條にはく己酉獵蘭生野且西に隣れる松村の里は蘭笠を作ること年久しければ延喜主計式に見ゆる和泉國調蘭笠四十六枚は恐らくは此の地方より出だしものなるべく今尾生と稱せるは蘭と芋との轉より來たりしものならん。

久米田池

本州第一の巨池久米田池は八木村大字池尻に在り昔時此の地水乏しくして灌漑を缺き旱天に當りて民苦しむ事甚しかりしかば聖武天皇の神龜二年二月橘諸兄僧正行基に命じて池を穿たしめ天平十年の秋に至りて竣功せしもの即この池にして天皇は光明皇后と共に文武百僚を率ゐて行幸せられ爾後庶民其の利に依るもの極めて多く且池畔に一精舎を建てき久米田寺是れなり池東西八町餘南北六町餘周圍一里二町水面六十三町四反ありて池尻の外拾有貳大字の立會用水たり池面恰碧靑を湛へたるが如く夕陽將に昏かんとするとき松影塔影鏡面に落ちて百尺長く壹葉の小艇帆を揚げ

て歸る處水禽聲に隠れ槳聲は禽聲と共に寂寞を破りて而も益々寂寞に宛然一幅の畫圖たり剩水流れて村に入り茅苧の海に注ぐ春木川是れなり。

久米田寺

久米田池畔一の幽境あり樓影參差として水に浮び晨鐘夕梵時に水を度りて彼の土の淨音を齋すもの如く隨喜渴仰の念坐に生じて彌陀の淨國の感あらしむるもこれ曠世の偉人僧正行基の橋諸兄を大禮越として開創せし靈域にして隆池院久米田寺是れなり行基民の爲に池を穿ち神龜二年二月工を起して天平十年七月功成り願を滿たしより此の月を以つて當寺を創建せり寺は八木村大字池尻に屬し五間四面の堂宇には釋迦如來普賢文殊の像を安置し塔婆一基鐘樓經藏僧房二字及び餘坊二十宇を有し東は角河の流春木の峰并に上ノ津川の東峰七越の峯より西は松村の登り路并に延年が峯又阪の切上に至り南は葛城の横峯より北は熊野詣の大道に達し殆全州の三分の一に及び行基も茲に幽寂せり然して後星霜を経るに隨ひて寺門漸頽敗せしが尙後白河法皇は熊野御幸のとき駕を枉げさせ給ひき然れども後宇多天皇の御宇に至りては最荒涼を極め堂塔の趾空しく礎石の累々たるを見るのみ是に於いて弘安五年御祈願所となり既滅の法燈二たび其の光明を放つに至り時の宮符は今なほ當寺に藏せり後足利義滿の紀の和歌浦に遊びしとき歸程當寺に宿し降りて永祿年中三好島山兩氏の此の地に戦ふに及び堂塔樓閣兵燹に罹りて灰燼に歸し後四方に勸進して再興せしが終に舊觀に復するを得ず今は堂塔も大いに滅じて僅に華嚴院多聞院明王院五大院阿彌陀院の五支院を剩せるに過ぎず殊に多聞院には後白河法皇の出入し給ひし御城門ありしが尙且五十年前に舞馬の狂暴に遇ひて今見るべからず然れども五支院の外には佛堂六宇を有し封疆は境外

を併はせて七千坪に餘り、丘を負ひ池に枕み長松落落々として、欽ち堂塔其の裡に點在し、幽雅清寂にして眺矚絶佳なり。境外上地林中に妓女地獄太夫の墓あり、地獄、一休禪師の濟度に依り死後此の地に葬りしものなりといふ。

左に六佛堂と縁起とを掲げん。

觀音堂。方三間にして千手觀世音を安ぜり。像は僧正行基四十歳のとき災厄を除かんがため身づから刻みしものなりと云ふ。

御影堂。方三間にして弘法大師の像を安ぜり。

天。堂。方二間にして大聖歡喜天の像を安置せり。

開山堂。僧正行基の像を安置せり。

毘沙門堂。本尊毘沙門天像は補正成の深く尊信せしものと傳へ、もと寶藏に安置せしを僧淨心一字を建て、安置するに至りしものなりといふ。

三石塔。三基共に境の南隅にあり同形にして一字を刻せず、傳へ云ふ聖武天皇、光明皇后龜山禪定の御墓なりと。

寺寶に筆者不詳十六大阿羅漢像、同佛名會本尊傳同堅牢地神垂跡黃牛像、智證大師筆不動明王八大童子像、傳巨勢金岡筆兩界曼荼羅、傳宅摩法眼筆同上傳兆殿子筆涅槃像、傳唐一行禪師筆仁王會曼荼羅、傳開祖行基の褊衫、傳宗祖大師之衣袴、傳開祖行基之袈裟、傳來不詳佛舍利、橘諸兄像、傳行基筆縁起書、其の他古文書等あり。

行基自記縁起

當池院者一國命珠萬民依怙也、堅牢地神現黃牛而曳塊、日月星辰示白人而固堤、所以大聖老人運鷲峰

海會之士築之善哉、童子荷清涼山堀之壤加之、況國中神祇乎、何況州內黎元乎、一天聖主降勅語而遂行、幸萬乘文武捧官符臨命池、內大臣某殊致功光明皇后勝加力、遂以去神龜二年乙丑二月五日始堀寶池、以天平十年戊寅孟秋成功滿願畢、五間四面堂一字奉安置釋迦如來普賢文殊像各一體、塔婆一基、鑿椽經藏僧房二字、餘房二十字、常住僧之坊也、爰親父高志定知與貧道經奏聞、達州吏定敷兆限四至、所謂東限角河流春木峰并上津川東峰七層峯、南限葛木橫峰、西限松村登路并延年峰、又坂切上、北限熊野詣大道、募件四至、內田島地利須爲佛聖燈油住僧依怙云々、論言如汗王旨無返、末世後生弟子堅守此等誓禁、勿違佛法王法遺戒、抑池底遊魚并鱗戲藻、池表好鳥并翅遊波、蓮開團々、移曼陀池之種樹、列青々、編圓生樹之春、加之見美花而不念本尊者是不修之甚也、開冷風而不觀肉身者、又觀行之闕也、天長地久之御願、誦諸行無常偈、鎮護國家之祈禱、致佛名懺悔禮、將來末世弟子見荷葉之粧、識人身值佛法生死最後之生也、再勿改無窮流轉、修佛法利迷生證大菩提之善根也、勿怠歸源之淨業、所以水田三百町山林千町、以斯寶池加修理、預斯法水利益之民、懸斯池流餘水、豈必仰法力驗、又欲命固及龍鮪之曉、遮爲停止將來末代、遺亂所記錄如件、天平十年戊寅十二月十八日

後宇多院時官符

太政官牒和泉國隆池院應以當院爲御祈願所、事右太政官今日下治部省符、備得彼院住侶等去月廿一日奏狀、備謹考案、內以諸練若爲御願寺者、皇家之流例、佛閣之先規也、爰當寺者、行基菩薩之祐寂場也、四序運轉之徂景、雖年舊安釋迦如來之靈像、衆生濟度之方便、猶日新當致其草創、期堅牢地神現黃牛而曳塊、屬結彼華界之刻、日月星辰示白人而固堤、或大聖老人運黑鷲嶺之土築之、或善哉童子荷青冷山之壤加之、况亦聖武皇帝降紫泥以促臨幸、光明皇后凝丹府以致歸依、神龜二年之春、堀池水、今表驗天平十載之秋、感土地分成功、加之春日神之爲鎮守也、冥威揭焉、秋露子之企勤、修也止住、相勵情憶、權者化現之奇

瑞未開異域本朝之先雖然間星霜多推移寺院悉頽危所殘者釋迦三尊塔婆一基地神所現黃牛像本願
眞影此外鐘樓經藏各一字僧房禪室二十餘宇皆欠堂閣徒殘礎石寺領之田疇多謝僧衆之依怙尙乏且
與絕之教跡將勤癩之行法於戲四海太平之代也蓋垂聖日之恩輝三寶紹隆之期也彌仰梵風之感應望
請天恩因准先例以件隆池院可爲御願寺之由被下給旨者奉祝寶祚於九重之雲永傳白業於三會之月
者正二位行權中納言源朝臣具房宣奉敕依請者省宜承知牒到准狀牒弘安五年五月三日修理東大寺
大佛長官正五位上行左大史兼備前權介小槻連從四位下行左少辨平朝臣

橘諸兄塚

久米田寺の後丘阜を爲して唯松の假塞せるところ一の古塚あり東西九十間南北三十五間面積三千
百五十坪にして周濠斷續して今なほ存し上に圓形の一碑を建てたり碑面橘諸兄公塚の五字を鐫せ
りと傳ふれども今は殆讀む可からず諸兄は難波皇子の曾孫美努王の子なり初葛城王といひ後諸兄
と改む元明天皇の和銅中從五位下に叙し馬寮監に補せられ天平の初累進して正四位下に至り左大
辨と爲り同三年參議に擢でられ明年從三位に進む同八年弟佐爲王と共に上書して橘宿禰の姓を賜
はり九年大納言に拜せられ明年正三位に叙し右大臣となり尋いで從二位に進み十五年從一位を授
けられ左大臣に轉じ太宰師を兼ね勝寶の初正一位に進み改めて朝臣の姓を賜ひき八年致仕し實字
元年薨す年七十四其の聖武天皇の勅に依り僧正行基と久米田池を穿ち行基の久米田寺を開創する
に當り大禮那と爲りし事は既に記したる所なり然れども此に葬りし緣由を知らず或ひは後人の公
の功績を傳へんがため廟を建て之れを祭りしもの乎藤原桓通は詣して左の歌を詠みきと。
橘の香をなつかしみ來て見れば實さへ花さへ跡さへもなし。

近く女郎塚あり又、一碑あり光明皇后陵の五字を刻み或ひは光明皇后の廟跡或ひは諸兄の夫人の墓
と傳ふ。

久米田古戰場

永祿四年三月(後太平記には三月五日あり)三好實休の畠山高政と大いに戦ひて遂に戦死せし所なり是れよ
り先同年二月高政は熊野根來の法師及び土豪を驅り紀州を出で、和泉に發向せり時に實休は堺の
津に陣せしが安宅十河三好岩成等の軍卒二千餘騎をして岸和田城を守らしめ己は五畿内の精兵二
萬騎を率ゐ進みて久米田に次し高政と相對する事數日にして一夜夢に和歌一首

草からす霜又けふの日に消れて因果はこゝにめぐり來にけり(十河物語には下句むくいの
を得たりき蓋實休は嘗その君を弑せしもの而して其の弟冬康之れを凶夢なりとして
因果とははるか車の輪の假にめぐるも遠きみよしの原)
と改めしが軍竟に利あらずして三月三日(三好成立記には五日あり)矢に中つて死せり池畔寺後は即其の跡なり
といふ。

三好記 永祿四年三月三日に和泉の國久米田と申所にて三好實休討死之事

和泉の岸和田の城を淡路の安宅殿に持せて淡州一國八百人籠置候處に紀州ひろと申在所に畠山
高正殿の半人被成候て御座候つるが熊野侍と根來法師とを驅催二萬人にて押寄せ岸の和田の城
をせめ候時三好實休阿波より後まきに御のぼり被成し時先境へ人數揃へられ候を見て畠山高正
殿人數引退岸の和田の上の山に陣取して被居候處へ押よせ實休様尤久米田と申所に御陣取被成
候阿波讃岐伊豫の人數は篠原右京進に付て岸和田の城元へつめられ候實休の御手前には御機内

五ヶ國の人数を被召連候時篠原右京進の人数進み候て山取り仕りたるかたきに懸り候に、かたき少しさり候を見て實休様の御手前の人數右京進の方へ加はり候て實休様の御手前には境の町人と篠原左兵衛など六十人計残り候を山取仕りたるかたき見ふるして人数をさけ實休様の打死被成候。阿波人数は實休様の打死被成候を知らずしてとり亂し境へさして罷入候内に郷人に腰刀までねじられ候者も有さんぐの體にて其時も岡長門殿は御内の木村備前と申者は數度の手柄者なる故長門殿人数百計をば一人も散ぬ様に仕り道具を持って長門殿を真中に取つゝみ郷人をはらひのけ無事に境へ御入被成候と申傳候。境の町人は細々阿波衆をたすけ申候云々。

三好 實休墓 附、僧左京墓

同村大字額原の東、小栗街道に近き處に在り。永祿四年實休の畠山高政と久米田池畔に戦ふや三月三日根來寺の僧左京の狙ふ所となり遂に矢に中りて斃れき。是れ其の墓にして墓上一碑あり其の後曾孫三好篤慶の建てし所なり。近く其の南に左京の墓あり實休の射らるゝに及び其の巨身を敵軍に投じ遂に左京の首を誠して還り亦茲に葬りきと傳ふ。

十河物語。

實休ハ紹鷗ガ茶ノ湯ノ弟子ナリ、實休追善ニ紹鷗茶湯シタル事アリ、實休影前ニ紹鷗茶ヲ備ヘ

石川ヤ、セミノヲ河ノ清ケレバ、月モ流ヲ尋ネテゾ、スムモ濁ルモ同シ江ノ淺カラヌ心モテ、何疑ノ有ルベキ、年ノ箭ノ早クモ過グル光陰ヲシミテモ歸ラヌハ本ノ水流ハヨモツキジ、絶エセヌゾ手向也ケル。

此ノ小歌ヲ謠ヒ紹鷗泪ニムセビ立チケルトナン。

夜疑神社

同村大字中井の北方後橋に在り式内の社にして布留多摩命を祭る、現今村社に列せられ社域三百七十餘坪を有せり。

西福寺

北掃守村大字春木に在り淨土宗智恩院の末寺にして阿彌陀如來を本尊とせり、開創の年月詳かならざれども或ひは云ふ邑の東南に額塚の主某の建てし所なりと、天文年中僧道譽の中興に係る。道譽は胎内に在るや其の母没せしかば、人鎌を以つて腹を割りて道譽を出だせり、故に出家の後呼びて鎌上人と云ひ當代の碩徳たりき。寺域は邑の中央に位して二千坪に幾く、老松繁鬱として四圍に粉壁を繞らし、方拾壹間の本堂は巍然として高く中央に聳り、庫裡、書院、廊下、集會所、鐘樓、寶藏等、略具はりて恰これと護れるものゝ如く、門は三方に設けられて賽者常に是より徂徠せり。

額塚

西福寺を距る東南數丁、紀州街道の側に一古塚あり額塚といふ、何人の墳墓たるを知らざれども往昔街道を行く者必禮拜して過ぎしを以つて此の名あり、又若人の騎して過ぐるものあらは必落つと傳ふ。蓋しぬかは額にして禮拜をぬかづく」と稱し、後略してぬかとのみ稱せしを以つて禮拜の意に直ちに此の額の一字を用ふるに至りしものにして、邑名を禮拜塚春木と稱するも亦是れなり。封土の高さ僅に六七尺、周回大約四五十間、老松一株上に偃蹇して繁鬱たり。

大砲試験場

北掃守村大字春木より大津村大津河の北岸に至る三千メートルの間海邊一帯の地は陸軍省の所轄に屬し、大砲試験場は春木に在り、明治二十七年の創立にして大阪砲兵工廠是れを管理し、同工廠にて鑄造せし九冊以上の砲は沿海の部落に警告して皆此處に於いて試験を行ひ、其の響轟然山海を震撼す、又三ヶ年毎に大試験ありて時に皇族貴紳の來臨を仰ぐと云ふ、場内磯馴松の偃蹇せる處旅館に充つべき大厦あり。

岸和田町

本州の中央に位して岸和田村、岸和田町、岸和田濱町の二町一村より成り、郡の一都會たり、町村制實施以前は併はせて岸和田と稱し、實施後は三分して各獨立したれども、民家相接してなほ一團を爲せり、東は土生郷村大字作木と堺を接し、南は麻生郷村大字久保、津田に隣し、北は沼野村大字沼野、北掃守村大字春木に連なり、西は即茅葺海に面し、最近の調査に依れば、戸數二千八百八十一、人口一萬六千八百を有せり、此の地古は掃守郷に屬して岸と謂ひしが、南北朝の時に當りて和田高家初めて城郭を此に築きて居りしより人呼びて岸の和田と稱し、後竟に邑名となれり、和泉志に和田正武城を築くとあるは誤にして、和田氏亡びて後は三好實休此に據り、次いで和田某之れを領せり、織田氏に至りては寺田寺町の二臣をして交々守らしめ、豊臣氏は小出秀政を城主と爲し、徳川氏に至りて元和年中松平康重をして之れに代らしめ、後岡部氏來たりて世々封を襲き、以つて明治維新に至れり、維新後藩廢せられしが、城趾濠塹は猶存し、今は岸和田村に屬せり、海筮に瀕せる市街なるを以つて商估肆店の結構整頓せ

るものあらざれども、泉南郡役所、警察署、區裁判所、稅務署、中學校、高等小學校等の官衙學校あり、又、銀行及び會社は其の間に連なり、西に岸和田港を控へて歲に數十百艘の出入あり、紀伊街道は東に通じ、南海鐵道は又之れと相並び、貨物の集散、旅客の徂徠、少からず、其の繁榮猶古に劣らず。

岸和田城址

南海鐵道の汽車南に駛走し、岸和田驛に至りて停まる時、人烟千戸相櫛比せる間に、白蠟石の一大尖塔の數章の松梢を積きて高く、頭角を現はし、白壁の層樓相接する數棟あるを見るべし、これ即岸和田の城址にして、城は和田新三郎高家の築きし所なり、高家は補正成の族、正慶二年を以つて此の地に據り、ついで男正武に至りき、後、永祿の頃三好實休此に據り、次いで和田兵衛之れを領し、織田氏に至りては其の臣寺田寺町等をして更に保ちて、南寇を禦がしめしが、豊臣氏の小出秀政を以つて城主とするに及びて、秀政大いに城樓を修補し、規模の壯觀を加へき、元和五年八月、徳川氏松平周防守を此に封じ、寛永十七年より明治の初に至る迄は、岡部美濃守世襲して之れが主となり、廢藩に至りて遂に破却せり、若登りて古を偲ばんとする者あらば、市街の間を縫ひてまづ大手に至り、周濠の埋れて田と成れる所より、紆餘して緩く上るべし、濠池は幾重の巨石を圍みて、其の狀回字の如く、先に望見せし層樓は、即岸和田中學校舎にして、側に士族授産場あり、又、岸城神社ありて、舊は城の鎮守たりき、最高所の白石塔は、岡部氏の紀念標にして、即、天主臺の故地にあり、播磨の群山河泉の連峯、其の他、南紀の峽、淡路の島、茅葺の海等、四顧の風物、悉双眸に入り、人をして羽化登仙の想をなさしむ、總面積凡三萬二千坪あり、明治七年以降、舊藩士の田宅となり、而して其の多分は、岡部氏之れを占めたり、形勝既に斯の如きを以つて、宛然たる遊園地をなし、筈を引くもの四時絶ゆることなし。

岸城神社

岸和田城跡内に在りて素蓋雄命八幡大神を合祀せり創建の年代詳かならず昔は岸和田城の鎮守たりしが今は郷社たり社殿は明治二十九年の改築に成り西に面して甚壯觀なり境内には八座の末社ありて本殿を繞り社後の丘阜には一亭あり蕭洒にして聘望に宜ろし。

天性寺 銷地藏

同町の字岸和田南に在り淨土宗智恩院の末寺にして護持山と號し銷地藏の稱を以つて弘く世に知らる。天正年中僧泰山得譽の開創に係り本尊は謂はゆる銷地藏菩薩なり縁起によれば往昔今の城内は地藏菩薩安坐の靈場たりしが兵亂に遭ひ尊像は空しく海中に委棄せられ後和田泉守高家の初めて城廓を構へて此に據るに及び建武年中に至りて尊像は大銷の頭に駕して現はれ是に於いて高家厚く之れを崇敬し直ちに城内清淨の地を擇び新たに一字を建て安置せり然れども幾干もなぐして世は戰塵の巷となり屢兵燹あらんとせしを以つて鎮護のため像を深に沈めしに降りて天正年中松浦肥前守の城主たるに際し根來雜賀の兇徒來たりて城を圍むこと急なりし時恰一大法師現はれて敵陣を蹂躪しよく一箭數十人を斃して敵を撃退し而も忽焉として其の影を失せり後城主夢告によりて深中に地藏の木像を得茲に先に現ぜし大法師の化身なるを知り乃城中に別殿を造りて之れを安置し且諸人の參拜を許せり降りて元祿年中小出山城守の城主たるに當り將に尊像を城外に移さんとせしを泰山和尚請ひ寺に迎へて安置せしものなりと云ふ事もとより信ずるに足らずと雖爾來靈驗赫灼なりとして其の名遠近に傳はり人みな銷地藏と稱して崇禮酷厚し寺は粉壁

を繞らせる一廓内に在りて東向し九間に七間半にして本邦第一の地藏堂とす其の他彌陀堂庫裡等ありて直ちに此れに接し陰曆七月二十三四の兩日を以つて地藏會を行ひ參者絡繹として雜間を極め境の内外は露店觀世物櫛比して混雜甚しく又月の二十四日にも賽するもの尠なからず尙當寺の住職は代々銷を食せざるを以つて慣例と爲せりと云ふ。

泉光寺

土生郷村大字土生の東方土地高燥にして喬松盤桓たる邊に在り昔は岸和田藩主岡部宣勝の別荘にして宣勝の播州龍野の城主たりしとき同地に臨濟宗の精舎を創建して菩提所となし雄心寺と云ひしが後高槻へ移封せらるゝに及びて寺また移りて高槻に至り其の後岸和田に轉封せらるゝに至りて更に復この地に移れり宣勝老いて山下(土)に隠れ死に臨み遺言して骸を此の地に葬り且邸を寺となし以つて菩提所となさしめき因りて寛文八年雄心寺を此處に移し宣勝の法號泉光院殿鐵外可大堅大居士によりて改めて泉光寺と呼べり封疆三千餘坪本堂の巽位御影石を敷きたる一劃の裡十箇の五輪塔あり岡部氏十代の靈の颯颯たる松濤を聞きて長へに眠れる處又寺の西方中嶋池畔丘阜の上に一大碑の立てるを見るべし是れ去明治三十一年十一月攝河泉の野に於いて陸軍大演習の行はれしとき畏くも今上天皇陛下の親しく兵を看行はせ給ひし處にして後郡民趾を永世に遺さんがため駐輦紀念碑の五大字を鐫して此の碑を建てき昔は小松宮彰仁親王の御染筆にして尙裡面の銘は福井某の撰みし所なり四顧一物の眼を遮るなく開瀾にして眺望頗佳なり。

神明山

同村同大字の東北に在り面積三千五百二坪日本武尊の白鳥に化して降り給ひし處と傳へ土人甚尊敬せり但詳細の事は知るに由なし。

土生墓

同村同大字の西南に在り高さ三尺面積一畝許上に五輪塔一基を立て土生國人の墓なりと云ふ村の土生某の所有たり。

槍谷城趾

豊臣秀吉紀の根來寺の僧徒を撃たんと欲し城を築きて兵を此の地に屯せしめき是れ即槍谷城にして其の趾は土生郷村大字流木にあるべき理なれども今は詳かならず。

有眞香村

有眞香村は古の有眞香邑にして崇峻天皇の御宇物部守屋の資人捕鳥部萬の事に關して日本紀に見ゆる所のもの即是れなり或ひは又阿理莫神名帳と書し或ひは姓氏錄和泉國神別に

安幕首速日命七世孫十千尼大連之後也。

とある安幕も蓋有眞香の略ならん尙後世に至りては阿間河とも書さしが如し泉州志にいはいはく

阿間河莊畑村極樂寺村流木村神須屋村八田村瀧村眞上村

と思ふに皆同一なるべし捕鳥部萬墓の條參照

矢代寸神社

有眞香村大字八田と同大字神須屋の北方諏訪とに在り祭神及び創建の年代詳かならず延喜式に矢代寸神社二坐とあるもの即是れにして前者を一の宮と稱し捕鳥部萬の墓の乾位五町に在り後者を矢代寸下の神社と謂ひ又諏訪に在るを以つて一に諏訪の宮の名あり相距る數町。

捕鳥部萬墓附捕鳥部萬犬墓

同村大字八田の里に在り萬は崇峻天皇の御宇の人にして物部守屋大連の資人なり厩戸皇子の馬子と共に守屋を攻むるに當り萬は壹百人を將ゐて難波の宅を守り大連滅せられしと聞き茅渚の縣有眞香の邑に避け奇計を以つて屢敵を苦しめしが遂に利あらずして自殺せり事詳かに日本紀に見ゆ且其の愛犬の事をも載せれば煩を省みず左に之れを擧げんとす。

崇峻天皇紀。

物部守屋大連資人捕鳥部萬將一百人守難波宅而聞大連滅騎馬夜逃向茅渚縣有眞香邑仍過婦宅而遂匿山朝廷議曰萬懷逆心故隱此山中早須滅族可不怠歟萬衣裳垢弊形色憔悴持弓帶劍獨自出來有司遣數百衛士圍萬萬即驚匿篋裏以繩繫竹引助令他惑己所入衛士等被詐指搖竹馳言萬在此萬即發箭一無不中衛士等恐不敢近萬便弛弓挾腋向山走去衛士即夾河追射皆不能中於是有一衛士疾馳先萬而伏河側擬射中膝萬即拔箭張弓發箭伏地而號曰萬爲天皇楯將効其勇不推問翻致逼迫於此窮矣可共語者來願開殺虜之除衛士等就馳射萬萬便拂掉飛矢殺三十餘人仍以持劍三截其弓還屈其劍投河水裏別以刀子刺頸死焉河內國司以萬死狀牒上朝廷朝廷下符備斬之八段散梟八國河內國司即依符旨臨斬梟時雷鳴大雨爰有萬養白犬俯仰嗚吠於其屍側遂嚙舉頭取置古冢橫臥枕側飢死於前河內

國司尤異其犬牒上朝廷朝廷哀不忍聽下符稱曰此犬世所希聞可觀於後須使萬族作墓而葬由是萬族雙起墓於有真香邑葬萬與犬焉。

邑の西部の小丘字向山は即萬の墓にして俗に大墓と稱し南北三十間東西二十間松樹扶疎として下に一碑あり捕鳥部萬墓の五字を鐫せり近年有志相謀り其の側に豐碑を建てたり題額は三條公にして文は本居豊頼書は小杉楳村なり。
義犬の墓は大字神須屋に屬し四五十坪許亦冢上一碑あり表に「捕鳥部萬狗塚」と刻し繁松鬱茂たり萬墓と相距ること數十歩。

意賀美神社

同村大字土生瀧の南方に鎮座せる式内神社にして開闢神を祀り俗に武塔天神社と稱し又雨降の神社の名あり陽成天皇元慶八年六月天下大いに旱するや菅原道真幣を奉じて雨を祈りしより此の名ありと云ふ岸和田藩主岡部氏領内旱害の時は必幣帛を捧げて祈願し依りて寶曆十一年六月畑地及び山林の寄附ありき明治五年村社に列せられ邑の産土神にして社域一千四百二十一坪を有し川流社前を繞り懸りて瀑布を爲し常に鞆々の音を絶たず欄橋を架す度りて石礎數十級を上げれば社前に達す左方に本賽道あり本殿直會殿神庫の外嚴島神社神明神社春日神社大山咋神社熊野神社住吉神社廣國神社八幡神社等の八座の末社あり本社は小構造なれども古雅なり。

落合城趾

東葛城村大字河合に在り檜谷城と共に豊臣氏の築き以つて根來寺の僧徒に備へしものなりと云ふ。

神於寺

東葛城村大字神於山の神於山に據りて津田川に臨み布引山と號し天台宗延曆寺の末きなりまづ邑の中央より茅屋竹籬の間を過ぎ上げれば一路直ちに山に入るを得べし路の左右石垣を築きたる幾段の垣地は即古の坊舎の趾にして今は空しく柑樹の園と化し左に僅に正明院福智院の二坊を剩せるのみ路の盡くる所即本堂あり大さ四間大日如來を安じ他に不動堂藥師堂の二字は寂として境域内に立てり寺僧いふ今は斯く荒涼を極めたれどもと天武天皇の敕願所にして白鳳十二年役の小角の開基に係り光仁天皇の寶龜五年僧光忍天皇の敕宣に依りて中興し七堂伽藍は軒楹相接し一百の寺院は西の谷(今の)東の谷(今の)院内の三ヶ所に錯落し壯麗佳麗を極めたりしが降りて弘治永祿の兵燹に罹り寺中纒に十五院を剩すに過ぎざりき後天正九年九月に至り小出播磨守は田一町を寄進し文祿三年豊臣秀吉は山林十八萬二千坪の租を免じ貞享四年岡部美濃守は畑三反歩を納れて保護を加へしが遂に舊觀に復する能はず愈々衰微して維新の後は寺塔滅じて今の二を存せるのみと山腹に坦地の點在せるものあり是れみな堂塔の舊趾にして荒涼目に滿ち賽者をして坐に當年の壯大を偲ばしむるものあり山頂は聘望快絶にして四隣に名跡多く又村社布引社あり祭神を勝寶權現と稱しもと神於寺の鎮守たりき創建の年月詳かならざれども延喜神名帳に和泉郡意賀美神社とあるは或ひは是れならんともいふ。
寺寶中最珍とせるものは三國傳來と稱する法螺松虫鈴鈴虫鈴等なり。

葛城山

山は郡の東方西葛城村の醫原東葛城村の塔原の南に聳々西は犬鳴山に接し東は泉北の牛瀧山に連なり山脊以南は紀州に跨り雜樹鬱蒼として高く雲漢を摩し腰に雲烟の搖曳せるもの即葛城山なり然れども眞に葛城山と稱するものは南河と和州とを驅れる一帯の山嶺にして而して此れを亦葛城と呼ぶは蓋河泉の峯巒みな役の小角の遺跡たるに因る乎塔原より嶺上に至る一里八丁路嶮峻を極め足指次第に仰ぎて紀境を驅る數歩の處に至れば一社あり葛城の石の寶殿と呼べり岸和田の城主國初るとき此に狩して白鹿を獲しに偶々雷鳴して一山爲に震動し士卒生色なく纔に山下に遁れしが城主後に巨石を將て社殿を作り葛城一言主神を勸請せしもの即此の祠にして村民早魃に雨を祈るに必靈驗ありと傳ふ溪水の紛糾するもの幾條の瀑布を懸け流れて葛城川となり其の末更に津田川をなせり小角の遺跡は此の附近に散在せりと云ふ

阿理莫神社

麻生郷村大字久保に在り延喜式内の神社なれども其の祭神を詳かにせず或ひは物部大連なりといへども信じ難し思ふに捕鳥部萬の阿理莫に關係し而して萬は物部守屋大連の資人たしより出でたる憶説ならん若強ひて曰はゞ姓氏録和泉國神別に

安慕速日命七世孫十千尼大連之後也

とあるを以つて安慕が其の祖を祀りしものとして祭神を速日命と定めんか然れども是れまた他に確證あるに非ず社はもと地名と一致せしものなりしが後池を新井に穿ちしとき阿理莫莊を脱して麻生郷に屬ししかも尙舊稱を襲へり境内高燥にして松杉森然として繁り茅海の碧蒼は樹間に隱見して近く双眸の裡に入り極めて眺矚に富めり近く小栗街道を隔て一深篁あり萬の潛みし所にし

て又地は犬の萬の首を啣み來たりし處なりといふ

水間寺

近木川の水源西葛城村大字醫原より發するものと同大川より落つるものと相合して近木川を成せる處これを木の島村大字水間とす寺は二流の合する處に狹まれ延曆寺の末寺にして龍谷山と號し本尊の聖觀音なるを以つて一に觀音院といへり聖武天皇の敕願に依りて天平年中僧正行基の廣漠たる山林を開きて開創せし所にして同十七年には天皇も行幸あらせられ清流の寺を周れるを以つて號を水間寺と賜ひ七堂伽藍軒を列ね繪楯彫楹相映じ坊院の數壹百五拾壹の多きに達し寺領二萬四百五拾六石を有して郡中屈指の巨刹たりき降りて順德天皇足利義滿は共に境内の殺生を禁じ後村上天皇は敕して祈願所と定められしが天正十二年に至り豊臣氏の根來寺を攻むるや寺頭一乘院諸顯故ありて根來寺に質たりしかば部下を率ゐる豊臣氏の將堀秀政と戰ひて大敗し寺終に其の燒く所となり偉大の堂塔金碧の楯楹一朝にして空しく灰燼に歸し寺領亦沒收せられ坊院廢頽して寺門頓に衰微を極めき今の堂塔は天明元年岸和田藩主岡部氏の私財を投じて建立せしものにして渥丹濃碧の彩あらざれども亦壯麗なり支防は今は感應院を剩せるのみ本尊聖觀音は靈異記に載せたる靈像と傳へ陰曆二月初午を以つて會日とし此の日歩を運ぶもの能く四十二歳の厄難を除き福徳を得と稱するを以つて遠く隣國より來資するもの甚多く長き水間の街道絡繹として踵を接するを常とす疆域は兩川の間に挾まれたるを以つて南北に各々欄橋を架して徂徠に便にし資者は又例として醫原河に架せる欄橋を渡る此の橋を厄除橋と云ふ聖武天皇四十二歳御厄除のため當寺を建立せられ其の落成の際初めて御通行あらせられしを以つてなりと川は共に怪岩奇石錯落し水は瀦れて

深潭となり激して飛雪となり壯絶又快絶堂後に二瀑あり下なるを鬼ヶ淵と云ひ上なるを蛇ヶ淵と云ふ其の上頭に瀧壺あり靈像觀音の出現せし處傍の座光石は即巨龍の像を行基に捧げんが爲その一壁と共に置きしものにして光を發するより此の名ありと傳ふ多寶塔は大日如來を本尊とし本堂の前にあり傍に石柵を繞らせる説法石と稱するは僧正行基の説法座にして南の方大川に架せる欄橋は通天橋と稱し聖武天皇の後山に登り給ふに當り御通行あらせられしものと傳ふ度れば開山堂藥師堂辨天堂に到り是より直ちに觀音山御成山に登るを得べし

日本靈異記 觀音木像不燒火難示威神力緣第卅七

聖武天皇世泉國泉郡内珍努上山寺居于正觀自在菩薩木像而敬供之時失火燒其佛殿彼菩薩木像自所燒殿出二丈許而伏无損誠知三寶之非色非心雖不見目而非非无威力此不思議第一也

觀音堂 釘無堂

西葛城村大字木積の觀音寺趾に残れる佛堂なり縁起によれば僧正行基畿内に四拾九院を建立し其の用材を本州の木ノ島の松山より出だすに當り此の地は其の材木を積みし處にして地名の木積是れより出で且聖武天皇の勅に依りて七堂伽藍を建て身づから觀音像を雕りて此れを安置したりきと是れ即觀音寺にして降りて足利氏のとさ山名大内等の足利氏に叛して紀泉の間に戦ふに及び佛堂六宇僧坊十餘宇悉灰燼に歸し佛像は新池に投じて幸に災を免れしが後また豊臣氏の根來寺を攻むるに當り兵燹に罹り纔に觀音堂の一字を残しのみ明治二十二年に至り寺を廢して境外佛堂と

爲せり堂は方七間にして傳へて飛彈の番匠の建る所と爲し釘無堂と稱して其の名世に高く構造の精緻大いに觀るべきものあり其の他堂に安置せる佛菩薩の巨像數十軀の如き美術家の參考に資すべきものあらん

孝恩寺

觀音堂の傍に在り智恩院の末寺にして阿彌陀佛を本尊とし最爾たる小精舎にして開基創建共に詳かならざれども多く優秀なる佛像を藏せるを以つて著はる即

- 作者不詳 本尊阿彌陀如來立像 木彫壹體
- 作者不詳 脇士觀音勢至像 木彫貳體
- 作者不詳 阿彌陀如來坐像 木彫壹體
- 作者不詳 難陀龍王立像 木彫壹體
- 作者不詳 跋難陀龍王立像 木彫壹體
- 作者不詳 日光菩薩立像 木彫壹體
- 作者不詳 阿彌陀如來立像 木彫壹體
- 作者不詳 藥師如來立像 木彫壹體
- 作者不詳 聖觀音菩薩立像 木彫貳體
- 作者不詳 普賢菩薩立像 木彫壹體
- 作者不詳 釋迦牟尼如來座像 木彫壹體
- 作者不詳 文珠菩薩立像 木彫壹體

作者不詳 十一面觀音菩薩立像

木彫貳體

作者不詳 虚空藏菩薩立像

木彫壹體

作者不詳 彌勒菩薩座像

木彫壹體

作者不詳 辨財天立像

木彫壹體

作者不詳 觀世音菩薩立像

木彫壹體

作者不詳 勢至菩薩立像

木彫壹體

作者不詳 多聞天立像

木彫壹體

作者不詳 持國天立像

木彫壹體

等にして皆美術工藝上の資たるべき鑑査狀を有せるに非ざるは無し世に多くの佛像を藏する寺院
少からず而も一小寺にして此の如く逸品を藏せる蓋多からざるべし。

跽谷城趾 附池尻墨趾

西葛城村の大字木積に在りて纔に認むるを得べし。邑に又池尻墨趾あり共に松浦某の據りし處なれ
ども廢絶の年月等詳かならず。

金福寺城趾

同村大字鉅谷の金福寺山頂に在り一名野田山城趾と稱し、紀の根來寺僧の築きし所なれども後織田
氏に破らるゝに及びて遂に廢城となれり。山の高さ三百五十尺、東は葛城に對し西北は鉅谷川に臨み
雜木を生じて中に礎石の累々として横たはるを見る。

願泉寺 貝塚御坊

貝塚町大字貝塚中にありて眞宗京都本願寺西派に屬し、山號を金凉山といひ俗に貝塚御坊と稱せり。
和銅元年僧正行基の開創せし畿内四拾九院の一にして夙に有名なる古刹なれども星霜と共に法燈
漸微に、纔に殘光を保つもの數百年なりしが天文十九年に至り僧卜半齊了入入りて中興せり。了入は
俗姓藤原氏、日野權大納言内光の次子にして幼名を幸丸と稱し、大永七年二月十三日内光の洛西川勝
寺に戰歿するや新井川宰相唯光の從臣菊川隼人佐宗輝に伴なはれて當國日根郡に來たり佐野川村
に隠れ、享祿四年紀州根來寺福永院に入り出家して名を右京坊と改め、天文十九年貝塚の住人富田頼
雄と稱する者に招かれて當寺の住職となり經營慘憺具さに苦楚を嘗め白砂の地を墾きて遂に再建
し、後深く本願寺顯如上人に歸依して密宗より更に眞宗に移り願泉寺と改めて大いに宗風を揚げ、且
偶々本願寺の織田氏と兵を構ふるに當り兩者の間に立ちて爲に大いに斡旋する所あり、天正十一年
上人の來たりて宗祖の眞影を此に遷すや其の居りし三年の間は門徒の瞻仰甚しく門前は日々市を
なして往來織るが如く、茲に此の地の繁榮を來たして戸口次第に多く了入の初めて來たりし時は民
家僅に十數に過ぎざりしに此の時に至りては二百五十の多きに達し、亂平きて上人の歸るに及び爾
後席を一家に同じくし式を本寺に準ずべき命あり、ついで豐臣秀吉は朱印を與へて功を賞し、又故あ
りて徳川家康の殊遇を受け方四町の坊境を得たりきといふ。以上は當寺に於いて傳ふる所なれども、
根來寺の傳によれば了入は秀吉を導きて兵を同寺の搦手より進ましめ火を三千有餘の堂塔伽藍に
放ちて悉これを焦土となし大塔と弘法大師堂との纔に免れしのみなりしが、後流石に悔ゆる所あり
蓋州淺野氏の當時十八萬石を以つて此の地に領主たるに及び就きて昔日を語り五十町餘の除地を

得、九十三箇寺を建立して中興となれりといふ。法師は慶長七年享年七十七にして入寂し以後法燈相傳ふる十二世三百年、現今の封疆は約四千坪に幾く方十三間の本堂は高く聳ゆるて四隣を瞰下し、錦帳綾幔の裡に本尊阿彌陀佛の靈像を垂れ脇壇に親鸞上人聖德太子及び七高僧の畫像を掲げ、其の他鐘樓、鼓樓、庫裡、寶庫は境内に點在せり。堂後に一小池あり、昔、双岐の蓮を生じ人以此奇とせしに幾干もなくして本願寺東西の兩派に分れしかば人初めて蓮花の其の前兆を爲し、之を知りきと云ふ。毎歲十一月報恩講を行ふ、千戸の町家夜、猶、晝の如く、幾萬の信徒絡繹として常に曉に徹す、貝塚をして今日の殷賑を來たさしめたるもの實に了入の賜なりとす。

寺寶に傳行基作阿彌陀如來立像、傳聖德太子自作の立像、傳行基自作の座像、傳伏見天皇宸翰の舍利講式、傳弘法大師筆稱讚淨土經、傳中將姬筆稱讚淨土經、根來寺よりト半に贈りし書簡二通、其の他逸品はなほ多く、又、徳川氏と縁故ありしを以つて家康以下代々の將軍の手書を藏せり。當寺住職はト半の後にして隨ひて日野姓なるべき筈なれども、ト半の名高くして以前は俗にト半願泉寺と稱せし程なるを以つて今は日野とト半との二姓に分かれて當寺はト半姓たり。

感田神社

願泉寺の東に在り郷社にして天照大神、須佐之男大神、菅原道真を祭れり。創建の年月明かならず、社殿は近年の建築に係り甚壯麗にして拜殿の前庭には櫻橘樹相并び、其の他松杉の間櫻楓之れを点綴し幾多の末社其の下に散點せり、小深境の三方を繞り南に南門あり西に樓門を設け、市街の中に在りて而も清閑の趣致を有し、氏子一千二百戸に餘れりといふ。

神前神社

北近義村大字島中の北方妙見山に鎮座せる式内神社なれども祭神及び創建の年代共に詳かならず、俗に妙見と稱し社域五百六十二坪を有し現今村社たり。

近義村

南北兩近義村は倭名鈔に見ゆる日根郡近義にして近義首に緣由ある所ならん、姓氏錄未定雜姓和泉國の部にいはく、近義首新羅國主角折王之後者、不見と、但、右は泉州志に擧げたるものなれども、尙、同志の同和泉國皇別に、彈木豐木入彦命四世孫、大荒田別命之後也とある、彈木を同姓の如く見て、彈木五茄也昔、此郷此木多而得名乎近義者、彈木之轉、後附好字乎といへるは疑はし、五茄は、うこぎ、又略して、こぎとのみいへども、むこぎとはいはず、うとむと誤るは後世の事にして倭名鈔の如きは正しく之れを區別したれば、彈木は近義に非ずして必他姓ならん、されば近義の名稱の起因は五茄に在りとするを得ざるにあらざれども是れ亦明らかにはれより出でたるものなりや否やを定むるを得ず、況、彈木をや、左になほ古記に見ゆる一二を擧げん。

東鑑。

文治二年五月廿五日壬寅能保朝臣平六備伏時定及常陸房昌明等飛脚參著持參前備前守行家之首先被召件使者營中被尋問事次第各申云備州日來橫行和泉河内邊之由風聞之間搜求之處去十二日在于和泉國一在應日向權守清實許之由得其告行向園清實小木郷宅先之備州逃到後山入或民家二階上時定襲寄於後昌明競進出備州所相具之壯士一兩輩雖防戰昌明搦捕之(但泉北郡源行家)

丹生津比賣大明神舊記。

正應三年三月廿七日院宣備丹生高野社和泉國近木郷所被寄附也殊令抽無二之懇篤可奉祈萬壽之審祚云々。

尙廢勝軍寺跡の條を見るべし。

加支田神社

南近義村大字王子の南方貝田村にあり八大龍王を祀る。社域は僅に百拾餘坪に過ぎざれども延喜式内の舊社にして今は村社たり。

吉祥園寺

南近義村の王子に在り御室眞乘院の末にして十一面觀世音を本尊とせり開創の年月明らかならず。後鳥羽院熊野御幸記に

建仁元年十月七日入故沐吉祥音寺王堂御畫養

とあるは即此れにして七百年以前既に見えたる古刹なれども今は漸廢頽して寂寥たる一小精舎たるに過ぎず。

丸山

南近義村大字地藏堂の東北に在り蓋墳塚なるべしといへども何人を葬りしか詳かならず或ひは仁明天皇の臣某の墓なりと傳ふ高さ十五尺東西九十間南北五間許あり上に松樹疎生し今は村民某の

所有に屬せり。

廢勝軍寺跡

南近義村大字地藏堂は廢勝軍寺跡の存せる處なり傳へ云ふ淳和天皇の御宇山城國愛宕寺を模して此處に創建し本尊は勝軍尊にして當時は寶塔涅槃堂藥師堂鐘樓浴室四門六坊悉具備し繪相彫楹相映じて壯麗なる巨刹たりしが降りて永祿年中三好の兵燹に罹り堂塔悉烏有に歸して終に廢絶せりと今は唯舊礎の散點するを見るに過ぎず。

興正菩薩感身學正記。

正嘉元年丁巳三月上旬著和泉國近木郷於地藏堂講菩薩十重戒七月之夜高野圓達房等一千百七十三人授菩薩戒。

三ノ城山

同村大字橋木に在りて山甚高からず松樹扶疎の裡五輪塔三基あり古志に謂はゆる積善寺城千斛堀城及び濱城のわりし處にして天正年中本願寺光佐の石山城に據りて織田氏と相挑むや紀の根來寺の僧徒等は紀泉の兵を率ゐ來たりて此に據り以つて光佐に聲援せり後光佐の和を請ひて紀州に退くに及びても此の城なほいまだ降らず反りて久保田昌中以下の諸城砦に報じ直ちに進みて岸和田城を衝かんとしたりしかば同十三年豊臣秀吉之れを攻めて僧徒を殲し諸城悉潰れき當時積善寺城は出原右京千斛堀城は大谷法印之れが守將となり尙二城の人数帳は今なほ邑の某家に藏せりと云ふ地貝塚町を距る一里にして近し。

天正十三乙酉三月上旬秀吉卒十萬騎被發向副將は大和太納言秀長羽柴中納言秀次なり然ば根來寺雜賀中として岸和田の並千石堀積善寺濱之城三ヶ所要害を相拵へ逸物の弓究竟之鐵炮を多く籠置軍勢往來之自由を妨げける依之千石堀の押へは秀次積善寺の押へは長岡兵部大輔父子蒲生忠三郎濱の城をば中川藤兵衛尉高山右近等押へにけり筒井順慶長谷川藤五郎堀久太郎都合一萬五千三月廿日未明に根來寺さして打ける處に千石堀より弓鐵炮の者五百人計出彼勢を横あひに散々に射て手負死人且出來し也秀次是を斜に御覽じ千石堀の要害は俄に拵侍しかば掘柵などもはかしくしうはよもあらしいざあひの弓鐵炮の者どもを横あひに馬を入乗わつて千石城へ不取入やうにせよさる程ならば付入に攻込候べしと下知し給へば秀次先手中久兵衛尉渡瀬小次郎佐藤隱岐守など三千許にて横あひに馬を可入の支度に見えて進けり筒井長谷川堀など是を見てあ勢は用有がほに見ゆるぞ千石堀の要害を攻捕事も有べきぞとて備を西に向て立直しければ早秀次の先備唾と馬を來て五百人の弓鐵炮を四方八方へ追散しかば筒井堀長谷川が勢も同じく逃るを追て千石堀へ付入にせよと喚叫で進みにけり秀次の先備何れの勢よりも早く大手の門へひしと付資入んとぞ捫にける即二之丸の柵を引破り掘へ飛入く攻上りければ弓鐵炮を以爰を專途と射殺し打倒し味方の勢多く討れ侍る處に秀次我馬廻の者助よと下知し給へばうれしくも奉る物かなと若者共駒出進みければ先備是に力を得二之丸へ乘入三百餘首を捕て勝時を上首をは旗本へ持せ奉り其ま本丸の城に望めば實も千石堀の名の早斐も掲焉く中々飛入べうもなく見なければ此の木かげ彼の物かげにしこり跡よりの勢を待處に城中より能討手共さしつめ引詰打もし射もし半時が程に千許の手負死人出來したり堀は深し橋は引たりいかせんと思ひ煩ひ

し處に順慶が方より火矢を透間もなく射入長屋を燒立しが逆こそ盡てあるらめ鐵炮の藥箱に火入て千雷の音して城中一時に灰燼と成て千六百人餘紀州にゐるて勇士の譽有者共燒亡し及落城けり殘る二ヶ所の出城よりは是を見て即明のき根來寺さして落行ける云々

熊取野行宮趾

熊取村は古來の熊取野にして桓武天皇も遊獵し給ひ(日本後紀桓武天皇延曆二十三年冬十月の條に「乙卯遊獵于熊取野」後寛治年中白河法皇も熊野に御幸のとき行宮を今の大字五門の地に造らせ給ひし事あり地山を負ひ水に臨み粉河街道は此の間を通せり邑の中某の邸は即行宮の趾にして中氏は根來小佐次の家邑の閥族たり當時の唐門今尙存し不開門と稱せり最初村名を御門と呼びしが後五門に改めたりといふ或ひは曰ふ彙に延曆年中桓武天皇の此の地に遊獵し給ひし時行宮を造り給ひしを後白河法皇其の趾に就いて更に營み給ひしものなりと正史に見えざれば直ちに信じ難し尙熊取の名稱の由來は泉北郡聖神社の條に記せり佐野停車場を距る一里にして近し

菅原神社

同村大字久保の中央宮村に鎮座しもと大森神社と稱し峯中記に謂はゆる野田山天神即これなりといふ(大字野田に亦)菅原社あり)本社は二座にして菅原道真と事代主命とを祭り昔は廢金剛法寺の鎮守たりしが正保年中に至りて熊取郷の總社と爲せりと云ふ毎年九月二十八日を以つて例祭を行ふ

高倉寺城趾

天文の昔修理太夫三好光親及び其の子光俊の據りし處にして熊取村大字小谷の丸山は其の遺趾なり。伽藍あり初は高倉寺と呼びしが後に興藏寺と云へり。天正十三年根來寺の僧來たり攻むるに及び城遂に陥り寺亦回祿に罹れり時に八木野内匠と稱するもの城下に戦死し其の碑尙存せり。

垣田野

北中通村の鶴原はいにしへ貝田村と稱し中世村を海濱に移して舊地に數家を餘せるもの之れを亦貝田と云ふ此の地は古の謂はゆる垣田野にして正史に桓武天皇の延暦二十三年冬十月丙午和泉國に至り大鳥郡に遊獵し丁未城野に獵し日暮れて日野行宮に御し給ひし時戊申を以つて獵し給ひしと記せる垣田野は即是れなり。

加支田神社

北中通村大字鶴原の南方字貝田に鎮座せる延喜式内の神社にして祭神詳かならず社域四百四十二坪を有し今村社たり。

〔南近義村の王子に在るものと共に延喜式内と稱す然れども延喜式に載せたるものは一座にして二座に非ず思ふに兩者中一は誤ならん〕

今池

同村同大字の南方に在り東西十八間餘南北三十二間周回百十間あり日本紀に垂仁天皇三十五年秋九月遣五十瓊敷入彦命于河内國作高石池茅渚池

又古事記に

垂仁天皇御子印色入日子命者作血沼池

とあるは即この池の謂にして其の後多くは珍努池と呼び今の稱呼は何れの頃よりか始まりしものなりと云ふ

加支田松塚

同村同大字の東南貝田にあり或ひは經塚と云ひ或ひは又大學松塚と稱するを略して松塚と呼ぶ十五六坪あり傳へて佐竹氏の墓なりとせり。

顯如松

同村大字下瓦屋字西山に在り一名牛神松と呼び又俗に叶はぬ松の稱を以つて顯はる傳へ云ふ本願寺顯如上人織田氏の追及する所となり樹に上りて見る然るに兵既に肉迫して又免るべからざるを以つて遂に叶はずと叫びしと龍幹一株偃蹇して其の形恰驚蛇の如くなりしが二十年前枯死して今はなし又邑に松波某あり其の邸に竹叢あり上人遁れ隠れし處にして回忌の年必二股の竹を生ずといふ説固より妄誕なりと雖所聞に隨ひて附記す。

道之池

同村同大字の東南に在り東西百五十間南北百六十間周回九町三十二間大字上瓦屋と共用の灌漑用池たり垂仁天皇皇子印色入日子命の作り給ひし血奴池は即是れなりと云ふ然れども大字鶴原の今

池また此の池なりと云へば孰れが是なるか詳かならず。

佐野

泉南に於ける岸和田以南の名邑にして、東は廣く田膳打續き其の盡頭は茅苧の山々翠を凝らし西は茅苧の海原玉を碎き南北の籬落は皆長江曲浦の漁村にして戸數一千七百を有し漁商相半し、紀州街道及び南海鐵道は邑を縦貫して併行し南に馳せ海陸の運輸便にして魚鹽に富み誠に名邑たるに背かず。

高野參詣日記

廿二日高野に參詣のこと思ひ立ちて宗珎といふ者をして頼みてまかり立ち侍り、佐野といふ處に興かきすまたる程市人さわぎたつを見て

和泉なる佐野の市人たちさわぎ此の渡りには家もありけり。 三條西實隆

蓋藤原定家が萬葉集中の一首を繙案して上野國佐野を詠みし立ちより袖うち拂ふ蔭もなし、佐野の渡の雪の夕暮を思ひ出でたるものなるべし。一場の戯に過ぎずと雖足利時代に於ける佐野の實況を示し兼ねて趣味の句中に存せるものあり、邑の名ある古きが故に佐野王子、佐野松原、佐野の池等普く世に知らる。

妙光寺

佐野村市場に在り日蓮宗京都妙覺寺の門葉にして格は中本寺たり、本尊は一塔兩尊にして協壇に四菩薩を安じ延久三年三月僧妙實の開基なり、妙實は攝政關白近衛經忠の男にして幼にして嵯峨の大

覺寺に入り祝髮して眞言密乘を學びしが僧日像の法華唱題を京師に弘通するに當り偶々開法結縁に依り師弟の道契を結び名を妙實と改め、以來紀泉兩國に法を弘め諸人の歸依する多く一字を創建して本覺山大覺院妙光寺と稱す、即當寺なり、後岡部氏の泉南を領するに及び黒印地方壹町並に境外に於いて高四斗五升八合の地を寄せ、上太夫中與左衛門亦田五段七畝を寄附して祖先冥福の資に供せり、又村雲御所より緋紋白袈裟並に綱代乘輿を許され、爾後代々例とせり。寺域は佐野停車場を去る東數町にありて、周圍に白聖の牆壁を繞らして別に一廓を爲せり、表門を入れば正面に本堂あり、客殿、庫裡、土藏、番神堂、鐘樓、經藏等は本堂を圍みて相連なり、庭砌清酒にして誠に精舍たるの觀を具ふ、寺に靈寶とせるものあり、傘之内蔓茶羅と稱し開基妙實嘗天下旱魃の際京師桂川の邊に於いて本尊蔓茶羅を傘中に掛けて雨を祈りしに霎時にして豪雨澍沱として臻り民の菜色を洗ふと、故に是を秘藏して毎年陰曆四月二日大法會を修し、翌朝卯時開扉す、又大旱のとき開扉雨を祈れば必効驗ありと云ふ。

日根神社 附、比賣神社

日根野村大字日根野の東南に在り、俗に大井堰大明神と稱し祭神は鸕鷀草葺不合尊、玉依姬命の二座にして延喜式内の舊社、和泉五社の一、日根野莊の總社にして現今郷社たり、今其の由來を聞くに神武天皇の戊午の歲二月舟師を帥ひて浪速より河内を經大和に入らんとして膽駒山に到り給ひし時長髓彦乘を盡して遂へ畢ち皇軍利あらずして庶兄五瀬命も流矢に中らせ給ひしかば乃路を轉じて紀伊に向はんとして此の地を過ぎり、且神靈を祀りて戰勝を祈り遂に紀伊より大和に入り悉鬼賊を誅戮して中州を平定し給ひしより名づけて日根の神社と稱せり、是れ本社の權輿なりと、或ひはいふ昔

神風大鳥郷に降りしかば社を立て、之れを祭りき、是れ天照大神の權化にして初めて此に勸請せしは聖武天皇の御宇なりといつれが是なる詳かならず、尙社傳に隨ひて沿革を記せば天武天皇は大いに神殿を修造し給ひ、元正天皇は養老四年勅して當國五社の神輿を府中に會して神事を行はしめ給ひ本社亦其の内に加へられ是より五社の稱起り、聖武天皇は大いに五社を崇敬あらせられ六千八百石の神領を賜ひ當社は五百石を分賜せられき、降りて正平八年兵燹に罹り宮殿垣籬悉灰燼に歸し、同十年覺阿闍梨之れを再建せり、爾來神領亦故の如し、豐臣秀頼は慶長五年吏を遣はして社殿を修補し、寛文年中岸和田城主は本田一町の墨印地を寄進し、明治の初に至り境内の山林及び墨印の地は悉上地せしが現今尙一千五百坪の疆域を有し、齋荇たる山を負ひて西南に大井堰川を繞らし、河には千石嵩と稱する一大巖横たはり河水是れより分岐し混々として社内を流過し一種の趣致を興へて且其の下數村の灌溉をなせり、巨巖の水を支ふる處懸りて瀑をなし、銚子の口と稱して恰銚子の口より水の落つるが如くなりしが二十年前岩墜落して今はなく、只名のみを存せり、大井堰の名は蓋此の巨巖より起り、大井堰神社の稱も隨ひて是れより出でたり、東北は山林及び慈眼院と稱する精舎に接し、西北は賽路一線老松蒼鬱として之れを夾むこと大約二丁餘是れ或ひは日根野松原ならんといふ、末社多し曰はく八阪社、曰はく住吉社、曰はく琴平社、曰はく五社社、曰はく多賀社、曰はく安産社、曰はく菅原社、曰はく稻荷社、曰はく熱田社、曰はく加茂社、曰はく春日社、曰はく吉野社、曰はく愛宕社、曰はく八幡社、數へ來たれば總べて十有四座、皆境内に散點して本殿を護れり、本殿は慶長五年の改築に係り、壯麗にして廊下を傳へて神饌所御供所に到る、南に南華門、北に北華門あり、表に表華門及び表門あり、表門は聖武天皇の創建にして文和年中修補して今日に至るといふ、左右に廻廊あり、社頭は古來櫻花の名所にして春節花開くの時觀客絡繹として群集するを常とす、本社に近く比賣神社あり、式内の神社にし

て三代實錄貞觀元年五月の條に

七日壬戌和泉國比賣神列於官社。

同八月の條に

十三日丙申授無位比賣神從五位上。

とあるもの即是れなれども祭神詳かならず、泉州志は

俗曰下御前(中)茅渟宮舊蹟近于此社、比賣神者衣通姬歟、又曰溝口大明神、此社在溝口村前故云爾、非神號。

と説き、茅渟宮は允恭天皇の其の妃衣通姫を置き給ひし處なれば或ひは衣通姫を祀れるならん、然れども日根比賣の兩神は思ふに關係し給へる神なるべく、ひめは女にして、ひねは男なればねは尊稱にして男女共に用ふれども、記紀を案ずるに多くは男に用ひたるが如し、宿禰天津日子根命、竟富多々泥古の如き是れなり、若比賣神社にして衣通姫にましまさんには此の日根神社は或ひは允恭天皇にてはおはさずや、殊に日根の名稱の同天皇の以前に史に見ゆる所なきを以つてしても聊其の疑なきに非ず、然れども確證あるに非ざれば明らか定め難し、况前記の二座に定まり給へるをや。

慈眼院

日根神社の側に在り、傳へいふ天武天皇の白鳳二年の開創にして堂宇全く其の功を竣へざるに祝融の災に罹り、後聖武天皇の天平年中覺阿闍梨に勅して再營せしめ給ひ、一山の總號を井關山願成就寺福壽院と稱し、奥の坊、明王院、中之坊、山之坊、稻之坊、上之坊、下之坊等の支坊を有し、中之坊を以つて本坊と爲し、寺中の長老此に住して寺務を統べ、又別に宗名と稱すべきものわらざりき、嗟哉天皇の御宇

に至りて僧空海在住し弘仁八年多寶塔及び金堂を造營して鎮護國家の道場と爲し是れより專眞言を修めき降りて織田氏の紀の根來寺僧徒と兵を構ふに及び一山擧げて灰燼に歸し繼に多寶塔及び金堂を剩し、而已越えて慶長七年に至り豊臣秀頼尾張の吉田某等に命を下して再建せしめき現存の堂宇是れなり寛文五年法流の因に由り仁和寺宮より今の院號を賜はり爾後是れに改めたり古より屢勅願寺となり且武門の歸依甚厚く多く朱印墨印の地を有したりしが明治初年悉上地し昔は本宗の無本寺今は無祿の小院となりて仁和寺に屬せり本尊は大日如來にして右脇壇に弘法大師左脇壇に觀世音を置き多寶塔以下結構精緻皆大いに觀るべきものたらざるはなし。

多寶塔 二層塔にして初重方九尺二重圓徑八尺五寸露盤下まで高さ二十六尺なれども相輪頂までの高さは破損して今測るべからず其の構造は四方唐戸脇連子窓組物初重二手先二重三手先軒二重垂木四方高欄軒枝輪内陣組入折上格天井拭板外部丹塗内部白木屋根本瓦葺相輪瓦製空海上人の官費建立せし一千餘年の古建造物にして今は大いに朽破し幾支柱を施して纔に維持せるに過ぎざれども古雅愛すべきものあり中央に大日如來を安じ右脇壇に持國天左脇壇に多聞天を置けり。

金堂 方三間軒高十二尺五寸棟高二十三尺八寸其の構造は軒二重垂木組物三ツ計四方唐戸四方椽組入天井床拭板外部丹塗内部白木屋根本瓦葺アヅマ棟向拜付多寶塔と同じく亦空海の建立にして中央に藥師如來を安じ右脇壇に弘法大師左脇壇に正覺釋迦を置けり古は藥師堂或ひは經藏と稱し今は舊塔中下之坊の本尊毘沙門天を合置せるを以つて俗に毘沙門堂と呼べり。

護摩堂 桁行三間梁間二間軒高十二尺棟高露盤下まで二十一尺九寸露盤高三尺三寸其の構造は寶形棟組物大計ヒヂキ四方椽軒二重垂木内外白木總組天井疊かよび拭板屋根本瓦葺往古より明治初年までは日根神社の本地堂と稱し本尊は千手觀音にして脇壇に文珠觀音かよび呪字の梵鐘を安ぜ

り。境域數百歩に過ぎざれども大井關の分流は潺湲として堂下を貫流し清鮮耳を洗ふに足り巨櫻姥櫻の名稱は岐に靠れて日根神社の賽路を蔽ひ花時は一屯の紅雲古建造物と相映帶して益々其の趣を致し風流韻士の節を曳く者絡繹たり。

寺寶多し中に彌陀名號不動明王畫像弘法大師畫像八祖大師の畫像十六善神畫像細川忠興書等を殊に優れりとす。

日根并に日根野

古の日根野は日根の原野にして今の日根野は即日根日根野の舊地ならん又姓氏錄に見ゆる日根造姓氏錄和泉國蕃別にいふ日根造新羅國人億斯富主之後也も恐らくは此の地にして舊日根郡の名稱も蓋是れより出でたり而して其の初めて史に見ゆるは允恭天皇の時にして同天皇の此の地に遊獵し給ひし事載せて正史にあり日本書紀同天皇八年春二月の條

衣通郎姬奏言妾常近王宮而晝夜相續欲視陛下之威儀然皇后則妾之姊也因妾以恒恨陛下亦爲妾苦是以冀離王居而欲遠居若皇后嫉意少息歟天皇則更興造宮室於河内茅渚而衣通郎姬令居因此以庶遊獵于日根野。

右は日根野の初めて見ゆるものにして單に日根の名稱の出でたるは雄略天皇の御宇なり同天皇紀十四年の條に

夏四月甲午朔天皇欲設吳人歷問羣臣曰其共食者誰好乎群臣僉曰根使主可天皇即命根使主爲共食者遂於石上高拔原饗吳人時密遣舍人視察裝飭舍人復命曰根使主所着玉纒太貴最好又衆人云前迎

使時又亦著之。於是天皇欲自見命臣連裝如髻之時引見殿前。皇后仰天歎歎啼泣傷哀。天皇問曰泣耶。皇后避床而對曰此玉纒者昔妾兄大草香皇子奉穴穗天皇勅進妾於陛下時爲妾所獻之物也。故致疑於根使主不覺涕垂哀泣矣。天皇聞驚大怒深責根使主。根使主對言死罪死罪實臣之愆。詔根使主自今以後子々孫々八十聯綿莫預羣臣之例。乃將斬之。根使主逃匿。至於日根造稻城而待戰。遂爲官軍見殺。天皇命有司二分子孫一分爲大草香部民以封皇后。一分賜茅渟縣主爲負囊者。

とあるもの即是れにして、然れども稻城の地、今知るに由なし。後桓武天皇も行幸あらせられて行宮をさへ造らせ給ひき。日本後紀同天皇延曆二十三年八月癸卯朔戊辰の條にいはいはく、

戊辰天皇以來冬可幸和泉國云云爲裝束司長官云云爲副云云爲御前長官云云爲副云云爲御後長官云云爲副。冬十月甲辰行幸和泉國。其夕難波行宮。乙巳上御舟泛江。四天王寺奏樂。丙午至和泉國遊獵于大鳥郡惠美原。丁未獵于城野。日暮御日根行宮。戊申獵垣田野。己酉獵鵠生野。庚戌獵于日根野。辛亥詔曰云々。今行宮所乎御覽。爾山野毛麗海瀨毛清皇御意毛於太比爾皇御坐坐云々。壬子幸紀伊國玉出島。癸丑上御舟遊覽。詔曰云々。甲寅自雄山道還日根行宮。乙卯遊獵于熊取野。丙辰御難波行宮。

續日本後紀に云はく、
仁明天皇承和八年九月戊辰朔庚戌以河内國丹比郡驛家院倉八宇屋二字遷建當郡日根野爲正倉。

と而して其の郡名となりて見ゆしは仁明天皇の時にして續日本後紀同天皇承和十二年二月の條に己卯和泉國日根野人戶主正六位上春世宿禰嶋公。兄在坊城主典從七位上春世宿禰島人。弟主稅大允正六位上春世宿禰島長等賜姓榎井朝臣貫右京二條一坊。

とあるもの即是れなり。其の他郡名は三代實錄に見ゆ大和物語にも日根の名出でたり。而して名稱の義は詳ならざれども日根神社の條に聊記したれば一説として參看すべし。三代實錄の文は泉南郡の

條に擧げたり。

大和物語

みかと(天皇)かりぬ給ひて又の年の秋御ぐしおろし給ひてところく山ぶみし給ひて行ひ給ひけり。備前のせうにてたちはなのよしといひける人内におはしましけるととき殿上にさぶらひて御ぐしおろし給ければやがて御ともにかしらおろしてけり。人にも知られ給はでありき給ひける御供にこれなんかくれ奉らでさぶらひける。かゝる御ありさし給ふいとあしき事なりとて内より少將中將これかれさぶらへとて奉らせ給ひけれどたがひつゝありき給ふ。和泉の國にいたり給ひ日根といふ處におはします夜ありいと心ばそら幽にておはします事を思ひていと悲しかりけり。さて日根といふ事を歌によめと仰ごとありければ此のよしとし大とく

ふるさとのたびねの夢に見ゆつるは、怨みやすらんまたと訪はねば。
とありけるに、みな人なきては讀まずなりにけり。其の名をなん寛進大とくといひて後までさぶらひける。

六帖。和泉なるひねのこほりのひねもすに戀ひてぞくらす君は知るらん。 滋 春
明德記。

殊更タメシモナク哀ナリシハ和泉ノ堺ニ坐シケル奥州(山名)ノ御臺ノ有様也。奥州出デ給テ後ハ都ニ軍ノ有ヤラム弓矢取人々ノ習ハサワガシカラヌ世ニダニモ心ノソフハ習ゾカシ。況ヤ軍ノ用意ニテ都ヘ責上リ給シカバ今何ト云名ヲカ聞カムズラムトテ安キ心地モ坐サズ。縦御方打勝給タリ共我等ガ親シキ人々モ皆々公方ヘ奉公ノ人ナレバ萬ニ付テ此程ハ心苦シサモ遣方モナキ浮身哉トテ心地モ例ナラズ坐シケル處ニ正月一日(中)晚景ニ堺ノ道場ヨリ奥州ニ付申タリケル時衆ト宮

田ノ左馬助ノ使ト二人馳來テ此者ドモ二人ナガラ奥州御討死ト申ケレバサテハ疑フ所ナクサテモ宮田左馬助七郎ハ何ト成タルヤラムト問給ケレバ其ハ別ノ御事モ渡ラセ給ハズ是ヘノ御使ハ川島ト申所ヨリ進ラシテ其ヨリ御兄弟ハ二百餘騎ニテ丹波路ヘカ、ラセ給候ト申ケレバ是等オト、ヒ遁レタル事ハ嬉シケレ共正シク親ノ討ル、ヲ見捨テ落ツラム不覺サヨ子共ノ憂名ヲ流サムモ親ノ命ノ悲シサモ同歎キニ成ヌトテ哀レ此事ノ夢ナラバ覺ル便モアリナマシ愛モウツ、ノ儘ナラバ一日片時モナガラヘテ住ベキ跡ノ浮世カヤ此歲月ノ昵言ヲ絶テ恐バ、ウキフシノソフ事ノミコソ有モセメ風待程ノ露ノ身ヲ並ヘキ草ノ陰マテモオクレシ物ヲトアクガレテ自害セント云給シヲ御カイシヤクモアタリノ人モ(中)其ヨリモ先御敵ノ近付カヌ時トク御立忍ビ給ヘカシトテ騒ギヒシメキケレ共更々聞モ入サセ給ハズ泣キクドキ給ケルハ皆人々ハ便ニ付テユカリ計ノ歎ナレバ耻ヲモ思給ベシ今ノ我身ノ悲シサハ人目ノ事モ知ヌゾトヨ過ニシ廿四日ノ朝今日ハ八幡マデ御出トテ上下モヒシメキシ其中ニ云置給ヒシ言ノ葉モ只今ノ様ニ覺テ遣方モナクイトヲシサヨトカキ口説キ給シ其中ニ此御方ノ御事ヲワリナク思ヒ進セテ餘ノ方様ハ遠妻ノ思籠テモ音信ヲ便ノ文ノ恨ノミ積リシ中モ絶ヌレト御方計ノ常陸帶ノ契ノ末モ盡セジト末ノ松山浪コサデハツベキナリトハ思ヘドモ軍ノ習ハ出ルヨリ歸ルハ希也若討死シタリト聞シ召サバ同シ苦ノ下水ノ契ト思召セ中々井ヲ問ハムトテ習ハヌ御ワザヲシノ、小篠ノウキフシモナレタルアダシ世ニ誰カハ何ト有終テムトテモ消ユベキ露ナラバ昔ノ下水ヌミヤカニ、一ツ事ト立歸リ泣キクドキ給ヘルヲ只世ノツ子ノ有増ト思ヒシ末モ通ケリ先立人ノ夕烟立送ルベキ浮身カヤトモダヘコガレ給袖ノ白浪オチテ行水ノ淡雪時ノ間モ有ベキ人トハ見エ給ハズカクテ御心ニ任セラレテハ叶マジトテ御與サシヨセテ助ケ乘セ進ラセ先土丸ノ方ヘゾ急ケル御カイシヤクノ人々モ取物

モトリアヘズ思々ニ立忍ブ去程ニ御與和泉國日根野ト云所ニ著シカバ少シ人々休ケル折節御與ノ内アラノトハタキ給フ様ニ聞エシカバ人々怪ミテ急ギヌダレヲカ、ゲ見進セケレバ小袖ノ袖ノ下ニ刀ヲ取副テ自害ヲシテ伏給ケルコハソモ如何ニト人々アワテ騒ギテ御與ヲ(中)松ノ一村有所ヘカキ寄セテイツシカニ無キ人ノ名ヲ鳥邊ノ煙立ソフ心地シテイトハ哀ゾ増リケル兎角イタハリカイシヤクシ進セケレ共御自害半ニテ未ダ事キレサセ給ハズカクテハイカハスベキ土丸ノ城ハ懸テ合戦ナンドモ有ベシサラバ紀伊國ノ根來ヘ入進セヨトテ正月四日ノ暮程ニ根來ヘ入進セタリケリ。

日根 松原

八雲御抄に云ふ日根の松原和泉に在りと蓋日根野村の邊は上古茅渚の海近く翠一帯の松林にして激波樹間に和語さ梢頭常に琴韻を漏らして風光明媚の地たりしが今や幾百年を経て更に其の隻影を留めず纔に日根神社の前に双列を爲して其の名残を存せるものゝ如し。

蟻 通 社

長瀧村大字長瀧に在り祭神詳かならず社傳によれば大名持命なりといふ(神名帳考證に云はく)紀の盤森明神の祠官杉原平馬云蟻通は實に思兼命なるべし世に傳ふる翁の談は此の神の智慧を形容せしならんか舌來有名なる神社にして紀貫之の紀よりの歸途騎して社前を通りしに馬忽病みて行かざりしを行人に蟻通の社と聞きて一首の歌を詠じ拜謝して過ぎし處なり。

貫之家集

紀の國に下りて歸りのぼりし途にて俄に馬のしぬべく煩ふ所に道ゆく人々たちとまりて云、これは此處にいますがる神のしたまふならん年ごろ社もなくしるしも見ねどうたてある神なり、さきくかゝるには祈をなん申すといふに、みてぐらも無ければ何わざもせで手あらひて、神おはしますすけも無しや、そもく何の神とか聞ねんと問へば、ありとほしの神といふをさゝて讀み奉りける馬の心地やみにけり。

かき曇りあやめもしらぬ大空に、ありとほしをば思ふべしやは。

當時、葦爾たる小祠にして人も多く知らざりしが如し、但大日本神社考云、古事談云、貫之自泉州還時也、と然れども異趣の縁起を有せる神社にして、昔唐我が國を撃たんとし、先試に七曲の玉環の上下内通せるものを贈り繩を以つて之れを貫かんことを請へり、然れども時の天皇壯者をのみ寵して老人を棄て給ひしかば、人爲す所を知らざりしに、某中將私かに之れを其の父に謀り、蟻を取りて細糸を其の腰に繫け、蜜を環孔の口に塗りて、蟻を入らしめ、遂に貫くを得て、唐人をして驚かしめ、且老人をもすて給はざるに至り、此の中將の歿後、神となりしもの此の蟻通の明神なりといふ事、詳らかに清少納言の枕草紙に見ゆれば、煩を省みず左に掲ぐ。

枕草紙

昔おはしましける帝のたい若き人をのみおぼしめして四十になりぬるをば、失なはせ給ひければ、人の國の遠きにいき隠れなどして、更に都の内にさる物なかりけるに、中將なりける人のいみじき時の人にて、心なども賢かりけるが七そち近き親ふたりを持ちたりけるが、いみじう孝ある人にて、みそかに家の内の土を掘りて、其の内に屋を建て、それに籠めすゑて、いきつゝ見るもろこしの帝この國の帝をいかではかりて、此の國うち取らんとて、常に試みあらがひ事をして、贈り給ひけるに、つ

やくとまろに美しげに削りたる木の二尺ばかりあるを之れがもと末いづ方ぞと問ひ奉りたるに、すべて知るべき様なければ、帝思しめし煩ひたるにいとをしくて、親のもとに行きてかうくの事なんあるといへば、ただ早からん川に立ちながら、横さまになげ入みんにかへりて、流れんかたを末としるしてつかはせと教ふ、まゐりて我しり顔にして、試み待らんとて人々具して、投げ入れたるに、さきにして行く方にするしを附けてつかはしたれば、誠にさなりけり、又二尺ばかりなるくちなはの同じやうなるを、是はいづれか雌雄とて奉れり、又さらに人に知らず、例の中將行きて問へば、二つをならべて尾のかたに細きすわえを差し寄せんに、尾はたらかささんを雌と知れといひければ、誠に一つは動かず、一つは動かしかけるに、又しるしつけて遣はしけり、程久しうして七わだに曲りたる玉の中とほりて、左右に口あきたるがちひさきを奉りて、是に緒とほして給はらん、此の國に皆し侍ることなりとて奉りたるに、いみじからん物の上手ふようならん、そこの上達部よりはじめてありとある人しらずといふに、又いきてかくなんといへば、大きな蟻を二つ捕へて、腰に細き糸をつけ、又それに今すてしふときを着けて、あなたの方に口を蜜をぬりて見よと云ひければ、さ申して蟻を入れたりけるに、蜜の香をかきて、誠にいとく穴のあなたの方に出口にけり、さて其の糸のつらぬかれたるをつかはしたりける後に、なんなほ日の本は賢かりけるとてのちくはさる事もせざりけり、此の中將をいみじき人におぼしめして、何事をし如何なる位をか賜はるべきと仰せられければ、更につかさ位をも賜はらじ、只老たる父母の隠れ失せて、待るを尋ねて都にすまする事を聽させ給へと申ければ、いみじう易き事とてゆるされにければ、よろづの人の親これを開きて、喜ぶ事いみじかりけり、中將は大臣までになさせ給ひて、なんありける、さて其の人の神になりたるに、やあらん此の明神の許へ詣でたりける人に、夜あらはれてのたまひける。

な、わだに曲れる玉の緒をぬきて、ありとほしとは知らずやあるらん。

と是れ此の社の縁起なれども其の後の沿革を詳にせず、現今の社掌木戸氏も十數代奉仕せりといへども中世以後の傳は得て知らずといへり。社域は紀州街道に接し、表路は表裏の二ありて各々華表を建てたり。紀州街道よりするものは裏馬場と稱して、蓋裏路なるべく、表路は東方に在りて表馬場といひ、數丁の間老松之れを夾めり。社頭は松檜雜樹森然として、柯を交へ幽邃にして甚雅趣あり。一清泉あり、涓々として流れ上に石橋を架せり。渡れば直ちに拜殿に到る。拜殿の後方に本殿ありて、南面し五座の末社は本社を護り、神饌所寶藏、舞臺、繪馬所は相連なりて甚壯麗なり。又傳豐臣秀吉寄附の石槨、岡部氏寄附の石槨及び鐵槨あり。祭典は年四回にして、陰曆二月朔、六月晦、八月二十七日、十月三日を以つて之れを行ひ、賽者雜聞を極むといふ。

左に參考として、蟻通の事實に關せる一二の説を掲げん。
羅山詩集。

元和辛酉孟夏十九日自泉堺至信達、其道中有蟻通神廟焉。管子以絲繫蟻貫九孔、螺事在祖庭事苑(神考云)豈聖人拘拘而爲之哉。蓋好事者以小知託之聖賢、以誇於俗而已。然智計之關于世亦必不爲不然矣。夫此神之著名也、亦以此。其後紀貫之之在於泉州也、過此不下馬、馬忽不進、貫之詠倭歌、馬不斃、爾來靈名益著云。

一 螺 九 穴 蟻 貫 絲 外 國 彌 知 我 計 奇
知 亦 多 端 何 足 怪 卻 思 齊 后 破 環 時

泉州志
余按歌林良材神社考載蟻通事者本雖依枕草紙闕疑取其餘也、如別地雖雄知木本末釋迦既所說、襍寶

藏經也(見法苑珠林六十三)唯蟻通曲環事爲此神絕妙歎。

茅 淳 宮 趾

史に傳ふ、允恭天皇の御宇妃衣通姬奏し給はく、妾常に禁闕に近づきて、陛下の威儀を視んと欲すれども、皇后は妾の姉にして、妾あるに因りて恒に陛下を恨み給へり。冀くは皇宮を離れて遠く居らんと欲すと、帝乃宮室を河内の茅淳に造りて、姫を居らしめ、屢行幸し給ひさ。允恭天皇八年紀にいふ、春二月衣通姬奏言、妾常近王宮而晝夜相續欲視陛下之威儀、然皇后則妾之姉也、因妾以恒恨陛下、亦爲妾苦。是以冀離王居而欲遠居、若皇后嫉意少息、歎、天皇則更興造宮室於河内茅淳、而衣通姬令居、因此以屢遊獵于日根野云々。當時の河内一部は今の和泉にして、此の茅淳は即和泉の茅淳なり。天皇、姫を此の離宮に置きて屢行幸し給ひ、且姫と歌の贈答ありしこと史に見ゆたり。

同天皇九年紀。

春二月幸茅淳宮。

秋八月幸茅淳。

冬十月幸茅淳。

同十年紀。

春正月幸茅淳、於是皇后奏言、妾如毫毛非嫉弟、姫然恐陛下屢幸於茅淳、是百姓之苦、仰願宜除車駕之數也。是後希有之幸焉。

同十一年紀。

春三月癸卯朔丙午幸茅淳宮、衣通姬歌之曰

とこしへに君も遇へやもいさなとり海の濱藻のよる時々を。

時天皇謂衣通郎姫曰是歌不可聽他人皇后聞必大恨故時人號濱藻謂奈能利會毛也。

と右は皆允恭天皇の行幸なれども聖武天皇の行幸せられし珍努の離宮も恐らくは是れならん續紀
同天皇天平十六年冬十月の條にいはいはく

庚子太上天皇行幸珍努及竹原井離宮辛丑賜郡司十四人爵一級高年一人六級三人九級行所經大鳥
和泉日根三郡百姓年八十以上男女殺人有差

と趾は上之郷村字中宮に在り二十坪許にして圓形を爲し細溝是れを繞りて一疋を通ぜり中央に一
碑あり高さ六尺巾四尺鐫するに衣通姫の歌を以つてし天保五年紀念として岸和田藩士某の建てし
處なり思ふに其の以前は甚荒廢して殆認め難きものありたるならん泉州志も俗爲衣通姫出生地非
也村老云五十年前有小社社傍有池境内方一町許每歲正月七月桃燈明近來壞爲糞田小社亦泯矣暴汚
之所爲堪歎息也今纔餘小池池傍栽柿木一株といへり現今碑側に一小柿樹あるは昔日のものに非ず
して後人の植ゑたるならめど何の意なるか詳ならず碑を距る四五十間の東方に一池あり御手洗の
淵と呼ぶ當時の泉池の僅に残れるものならん其の面に二坪許の巨石あり是れ亦其の遺物か。

意加美神社

延喜式内の社にして高麗神を祭り俗に武塔の天神と稱し古は宮司十家ありて齒を推して祭主と爲
せり上之郷村の南武塔山下に在りて字上村より大井關河の下流に架せる一欄橋を渡りて社に詣る。
社殿は山に據りて石燈を設け丹樓を施せるもの今は大半剝落せりと雖老杉矗々として社を繞り清
閑幽寂の神域たり。

冠之淵 附葛葉の井

砥の如き紀州の街道坦々として通ぜるところ幾多の名跡を羅し宛然一縷寶玉を申したるの觀をな
せり冠之淵亦其の一なり淵は街道の側長瀧村大字長瀧と南中通村大字安松と相會せる處に在りて
紀貫之の屢この地を取りて紀州に徂徠せしとき誤りて其の冠を落し處なりといふ卵状の一小淵
にして中に一嶋あり碑を建て紀貫之大人冠之淵の八字を勒せり翠松之れを護れども小島にして
樹根を就くべきなきを以つて池上を蟠して道に及び以つて自然に碑に至る橋をなせり。
葛葉の井は上之郷村に屬して長瀧の所用たり昔一樵夫あり犬鳴山第二の瀧の洞穴に葛葉を投げ入
れしに一晝夜を経て此の井に浮び出でしかば之れを葛葉の清水と稱し而して犬鳴と長瀧とは相距
る二里にして遠きを以つて村を長瀧と云ふと傳ふる所妄誕にして遂に信すべからざれども淳樸の
俗或ひは之れを信じて村名に附するに至りしや亦測るべからず。

檉井戰場 附塙圍右衛門墓 淡輪六郎兵衛墓

元和元年大阪の兵起るや淺野但馬守長晟八千の軍士を率ゐ紀州を發して大阪に向かふ大野主馬助
治房出で之れを逃へ其の先陣大いに淺野氏の軍と檉井河を前にして戦ひしが其の魁將塙圍右衛
門淡輪六郎兵衛共に戦死し北軍竟に敗れて大阪城に入りきと詳細のことは泉州志に見たり村の
紀州街道の一帶は即當時の戰場にして塙圍右衛門淡輪六郎兵衛の墓は共に街道の側に在りて相距
ること二町なり圍右衛門の墓は五輪塔を置きて石柵を繞らし前に石槩二柱あり六郎兵衛の墓は一
基の碑石にして老松壹株恰これを護れるものゝ如し傍に正法寺あり。

或記云元和元年家康公攻大坂城紀伊國淺野但馬守長晟卒八千軍十月廿七日向攝大坂先陣淺野左衛門佐上田主水多湖助左衛門等到泉州安松村時尾崎村吉田九右衛門馳來告曰明廿八日大坂大野主馬助治房卒二萬騎窺但馬守之出陣跡欲攻擊衆議既決矣三將聞之即問軍旅事九右衛門曰此地幸有舟岡山有二池四方皆水田也最守戰雖有利人馬來往不敢自由若欲進退當度變化應氣不如張陣於信達村懸岸上前樅井河戰矣三將共諾南軍魁士上田主水龜田大隅多湖助左衛門橫江平左衛門水谷又兵衛高河原小平太橫關新三郎等也上田龜田共振武名焉大野主馬助之先勢既陣佐野村魁將境圍右衛門淡輪六郎兵衛也共戰死矣蓋圍右衛門當多湖助左衛門之所放矢落馬時八木新左衛門馳來得首六郎兵衛之首永田治兵衛得之次將岡部大學被創雖然岡部金丸等尙輕命於塵芥短兵急迫南軍氣疲息絕不覺退南河原但馬守陪臣有小野慶雲者老剛勇士也觸旗本諸士並轡一度馳北軍辟易此勢竟敗北矣此時大將大野主馬助在貝塚願泉寺宴聞一陣已敗遽雖進馬南軍早退于椿坂到此悔無益故放火樅井人家歸攝州此時岸和田城主小出大和守出師追敗士不及一戰逃入大坂城南方三將之麾下首得十三矣今塙淡雨士之石表在路傍

土丸城趾

大土村大字土丸の東方にあり周回七八十間上に松樹落々たり正平年中楠氏の族某の築きし處にして天授四年橋本民部大輔正時之れを保ちしが翌五年山名氏清の抜く所となり後氏清敗るゝに及び其の弟草山駿河守亦此れに據り大内義弘に襲はれ戦はずして紀の藤代に免れきと事績太平記後太平記に詳かなり

火走神社

同村大字大木の南方圓山に在り素盞鳴尊を祀り延喜式内の神社にして本社を中央にして左方に春日社右方に七福神社あり又別に瀧大明神と號せり而して其の社名を火走と稱するは祭事に男巫火上を走るの式あるに因ると云ふ然れども今は絶えて此の事無し社は明治の初年村社に列せられ大字大木の産土神にして氏子百六十餘戸あり

禪徳寺

同村同大字の東方に在る一小寺にして禪定寺の末十一面觀世音を本尊とす創建の年月分明ならず其の藏せる筆者不詳の釋迦文殊普賢像及び十六羅漢像繪畫三幅は筆致遒勁にしてみな鑑査を得て寺の秘藏たり

犬鳴山

同村同大字に峙てる一峻嶺にして東は葛城山に亘り東南は紀州の境を驅れり大木より上る二十五町嶺上蒼鬱として巨樹森をなし實に有数の官林たり大木川は幾條の溪水を湊合して源を此に發し瀑布を懸くること總べて七有名なる七寶瀧寺亦此の溪間に在りて開基小角の遺跡は所在に散点せり尙山名の起因に就きては之れを七寶瀧寺の條下に説かん

七寶瀧寺

犬鳴山七寶瀧寺は犬鳴山の溪間に在り、昔は眞言宗の無本寺たりしが今は紀の金剛峰寺の末寺なり。縁起によれば齋明天皇の御宇、役小角の開創に係り、大和國大峯山に先だつと六年なるを以つて本山と稱し、小角の鎮護國家五穀成就の祈願を修せし根本靈場にして、本尊俱利伽羅不動明王は小角の自作と傳へ、當寺の秘佛たり、其の七寶瀧寺と稱するは淳和天皇の山中の七瀑に雨を祈り、應驗ありしを以つて金銀珠玉に擬して勅賜せられしものなりといふ。後、宇多天皇の寛平二年三月、一獵夫あり、犬を牽きて此の山中に入り、一鹿を獵ふ、時に上に巨蛇あり、頭を擧げて將に獵夫に及ばんとし、犬連吠して之れを警告せしが、獵夫之れを曉ること能はず、反りて鹿を逸せしを怒りて、直ちに犬を斬りしに、其の頭躍りて大蛇を噛み殺せり、是に於いて獵夫初めて其の故を知り、思惟すらく、犬は不動の使獸にして大蛇は本尊の化現ならんと、茲に忽信心を發して、寺に入り、薙髮して殺生の罪業を懺悔し、厚く犬を葬る。後、事、寂閑に達して、犬鳴山の號を賜はりきと云ふ。又一に白雲院と稱するは昔淡路の小聖といふ者、屢禁闕に出入せしに、時の官女志津といふ者に懸想せられ、逐れて此の山に入りしに、志津亦追ひ至りしが、白雲山を掩ひて、小聖の行く所を失ひ、終に路傍に愁死せしかば、人憐みて是れを葬りき。後、墓上に雲かゝる事あらば、必雨る是れ志津が餘涙なりとて、遂に此の院號をなすに至りきと、降りて後村上天皇の正平年中、土丸城主橋本正高、深く志一上人に歸依す。上人は紀の粉河の産、顯密禪の三宗を兼ねて、當寺に住し、正高と謀りて塔頭六院及び鎮守辨財天堂を建て、寺の中興の祖となれり。後、龜山天皇の天授年中、本堂を除きて、堂塔悉兵燹に罹り、全く灰燼に歸し、ついで織田氏に數百町の寺領を沒收せられ、寺門荒涼を極めしが、豊臣氏は瀧本坊を再建して、寺領三十石を付與し、ついで徳川氏の時、岸和田城主岡部氏の保護を受け、以つて明治の初に至りき。而して今は無檀の古刹なれども、政府は保存の資を賜ひ、且、信徒の來たり賽するもの絶えざるを以つて、舊觀に復する能はずとも、亦以つて永く法

燈を滅せざるを得べし。

寺域は既に説きしが如く、犬鳴山の溪間に在るを以つて、賽者は紀州街道の北近義村脇濱より分岐せる粉河街道を取り、大木より入るを普通とす。路は大木川に沿ひて、次第に高く、河は岩石多くして、趣味頗多く、殊に路を夾める兩山は、其の姿勢既に凡ならざるを以つて、十町の長程、毫も遠さを覺はずして、一坩に達すべし。坩側、榜して不動口とあり、不動口を辭し、一溪に沿ひて行くこと、遠からずして、行者石に達す。此の邊以前は古檜老杉、蒼鬱として、晝なは暗かりしが、今は僅に伐殘の存せるのみ、尙稍進めば、巨石あり、溪に臨みて、僅に足趾すべき處を、猿攀して上れば、下に奔湍あり、上に危巖懸り、漸にして過ぐれば、兩界の瀧體内竇等あり、坊舎は左方の高處に在りて、燈を設け、岩壁、神明不動の小祠あり、義犬の墓は急登の上に在り、路を隔て、溪に望めり。幾紆餘して、本堂に至る。本堂は數十階の高登上に在りて、方三間、中央に俱利伽羅不動明王を安じ、左壇に役小角、右壇に弘法大師を置けり。千手瀧は前に懸りて、趣を添へ、又、堂下を繞れる、溪水に沿ひて上れば、固津喜瀧、奥瀧あり。布引瀧は別溪にありて、東、西、北の嶮は、是れより上にあり、最頂は、謂はゆる行場にして、當面の山は、燈明嶽なり。當山の別峯に、不動堂あり、半腹紫苔の蒸して、草木の生ぜざる所、これを蛇原と云ふ。名蹟の一たり、其の他、天狗松、押上石、行者笈掛石、屏風岩、行場石、風穴、連理枝、梵字石、石綿、官女志津、露泪の瀧、皆、史あり、題あるもの、秋に入れば、萬緑の間、錦繡之れを、點綴して、觀二月の花よりも、美に、閑雅幽邃の處、更に麗艶の致を添へて、毫も俗塵の念なし。故を以つて、古來名流の機に乗じて、來遊せしもの、少なからず、九條植通も、曾此の地に來たりて、

思ひきや七の寶の瀧に來て、むつのにぞりを清むべきとは、
と詠み、又和泉式部も

山里はねられざりけり夜もすがら、松ふく風に驚かされて。

と詠みきといふ。路程は佐野停車場より二里二十町脇濱よりは三里弱なり。

吉見の里

田尻村の大字吉見は嘉祥岡本、樫井の諸部落に圍まれて北茅渚の曲浦に面し漁家錯落して其の僅數に二百なれども藻鹽草にいふ吉見の里は即是れならん。俊成は近江國として

月をだによしみの里の秋の暮松風ならでとふ人もなし。

と詠じ載せて六帖に在れども秋の寢覺も和泉とせり。いづれが正しからん詳ならず。姑らく記して疑を存す。

金熊寺

一乗山觀音院と稱し東信達村大字金熊寺の邑に在り眞言宗にして仁和寺の末天武天皇の白鳳十年役小角の創建せし處なりといふ。本尊は如意輪觀世音にして小角の靈夢を感じて金銅六寸の尊像を土中に得身づから四肘の木像を造りて其の聖容を納め以つて寺に安置せしものと稱し。正安元年正月堂塔坊舎回祿に罹りしが本尊のみ免るゝことを得たりしかば人以つて奇と爲せり。而して寺名を金熊と稱するは小角の寺の鎮守として金峰熊野の兩神を勸請せしに因ると傳ふ。封境は寺名の山に靠りて一千五百餘坪を有し、桁行五間、梁行四間の本堂を中央にし庫裡、寶庫、鐘樓の外、行者堂、藥師堂、地藏堂等之れを繞り、境内幽邃閑雅にして又阿望に富めり。

金熊寺梅林

林は金熊寺の後方同名の山中に在りて世人は目して泉南の小羅浮となせり。南海鐵道の樫井停車場を距る東南二里を出でず、紀州街道を横ぎり山隈に沿ひて進めば遠からずして金熊寺の里に入るべし。里に入れば香醜齋として鼻を撲ち溪間樹として梅ならざるはなく老幹槎枿として而も其の數幾百千なるを知らず、仰ぎ見れば滿山是れ一屯の香雲にして溪間の暖雪亦清奇を極め、殊に月明の夜は晴雪の如く照星の如く高潔の風、清致の姿趣轉人をして羽化登仙の想あらしむ。其の名の夙に遠近に聞ゆる固より宜なりと謂ふべし。以前は途便ならざりしを以つて來遊するもの甚多からざりしが近時南海鐵道の便開けたるを以つて遠くより來たりて節を曳くもの著しく増加し、朝に清香に恍惚たる淑女あれば夕に高潔を慕ふ稽士あり、妓を拉し絃歌を弄する俗物あれば詩囊を抱いて推敲に苦む雅客あり。光景、昔日と全く一變して花時の一旬大いに花神を驚かしむるものあり。

長慶寺

北信達村大字市場の東南丘阜に在り仁和寺の末にして本尊如意輪觀世音像は僧正行基の作なりといふ。社傳によれば往古は一山の總號を金泉山慈泉院海會宮寺と稱し聖武天皇の神龜元年橘諸兄をして僧正行基に勅して開創せしめ、勅願所として御供田若干を賜ひし處なれども一條天皇の永延二年祝融の災に罹りて七堂伽藍悉烏有に歸し、後同天皇の長徳三年再興せしが天正年中二たび兵燹に罹り、纔に海會宮池の中島に觀音堂一字を剩して他は全く廢絶せり。後大野主馬、觀音堂を南峯に移して堂宇を増建し、代官川村久米これが普請奉行たりき。ついで靈元天皇の延寶八年に至り御室門跡より別格寺と爲し、且長慶寺と改稱せられき。初は無本寺にして宗名なかりしが空海及び眞雅僧正等の留錫の因に由りて眞言宗に歸せり。元祿十年岸和田城主岡部宣就堂宇を修補し、尋いで貞享四年田五

町を修理料として寄進し以つて維新前途來たりしが明治の初年悉上地せりといふ。寺域は信達の部落を去る三四百歩にして此處に遷りし時は方八町に亘り壯麗なる百箇の佛堂高く聳ゆしが今は僅に貳拾四字に減じ封境亦三千餘坪に縮少せり丘は聘望に富み西は茅海を隔て、淡路の翠黛に對し東は金剛葛城の紫巒に接して四顧の風光悉双眸に入り、蒼たる老松は堂宇と相映じて一種の幽韻を添へ碩學高德の來遊するもの甚多く林羅山も曾この地に遊び一詩を賦し載せて其の集に在り文と共に左に録す。

元和七年孟夏十九日宿於泉州信達村舍主導余俱升觀音堂堂在小阜之上去村三四百步四望則海山在眼葛城之白雲猶餘晚櫻之殘色金剛山之雲霞緬憶楠氏旌旗之閃爍大坂之百雉和田之一驛亦在莽蒼之中淡路浪高也疑長鯨之噴氣鳴戶霧開也眺退鷁之飛風於是世上風波不在鳴戶世路險難不在葛城唯見有觀音堂中老僧半開雲半閉而吾僧所謂清時有味是無能者耶然今道僧誦觀音品與夫杜五郎忘失淨名卻輸一著矣呵呵這僧乃縵樓丐人也而今被我輩題詠則子美詩中黃四娘。

信達 崔 鬼 石 逕 斜 海 山 風 景 畫 難 加
觀 音 堂 裡 所 何 有 一 箇 野 僧 持 法 華

砂 川

長慶寺を距る十町許の山中に在り邑の南方に當りて溪間二百餘間白沙玲瓏として一碧を認めず四時積雪の靚を爲して誠に清賞に堪へたり。

躑 躅 岡 附 林 昌 寺

北信達村岡中の北に孤立せる丘阜にして全く岡中に屬し高さ百三十尺周回二拾町餘あり西方半腹に林昌寺あり躑躅山と號す眞言宗仁和寺の末聖武天皇の勅願所にして僧正行基の開創せし所なりといふ又初は温泉山菩提院岡寺と稱せしが菅堀川天皇の行幸ありしとき源俊賴の躑躅の詠に因りて今の稱に改めきと傳ふ織田氏の兵燹に罹り堂塔及び三院六坊悉烏有に歸し後再建せしもの即今の堂宇なり阿彌陀如來を本尊として別に弘法大師を安置し例年陰曆正月を以つて會式を行ひ賽者絡繹たるを常とす巔に寺の鎮守愛宕の社ありて眺望に富み且此の附近に模造の西國四十八ヶ所の靈場あり滿岡悉躑躅にして初夏の候遠く之れを望めば宛然蜀錦の一大半球の如く最佳囑たり此の時に當り山遊と稱して老若男女來たりて群集し高歌舞踏一日の興を成して去るもの頗多し。

山 の 井

樽井村の西端に在りて南海鐵道の樽井停車場と相距る甚遠からず大さ五六坪許清冽にして甘味を含み嚴寒にも凍らず三伏の候尙能く溢る側に一碑あり鐫するに豊岡尙資の左の詠を以つてせり。
山の井の湊を今の樽井とは昔わすれぬ人もこそ知れ
又藤原光俊も

山の井の湊離れて行く船のあかでも人に濡るゝ袖哉
と詠せしこと夫木集に見えたり蓋此の地古の山城の水門にして神武天皇紀に
五月丙寅朔癸酉日軍至茅渚山城水門茅渚山井水門
と見ゆるもの是れなるべく古は灣入して船舶寄泊の要所たりしならん但下莊村大字貝掛にも亦同名の井あり。

雄の水門

雄信達村大字男里の海邊の名にして一に呼喚の湊と書し又男の津男の泊と呼べり。上古五瀬命の神武天皇と東磨駒山を踰れて中州に入らんとし給ひし時長髓彦の矢に中りて進む能はず茅渚の山城水門に至りて瘡痛甚しかりしかば劍を撫して雄誥し給ひし處にして時人の是れより號して雄水門と云ひしこと古事記并に日本紀に見ゆたり。

男神社 附、濱の天神

延喜式内の神社にして雄信達村大字男里に鎮座し今は府社兼郷社にして祭神は彦五瀬命神倭磐余彦命の二座なり(式云神男神二座)相殿に熊野速玉大神春日大神を祭り若宮は事代主命を祀れり清和天皇の貞觀元年春三月の創立にして歴代の皇室世々の將軍の崇敬甚厚く足利義政は文明六年吏を遣はして社殿を修繕し慶安四年徳川氏亦修補を加へ降りて寛政八年淀城主は田七反歩を寄進し以つて明治の初に至れり後同十二年拜殿を再建するに當り時の堺縣令税所篤より金貳百圓を下付せられき。

本社神域は邑の南に在りて境の内外を合すれば封疆三千坪の上に出で老槍古松翁鬱として柯を交へ碧琅玕は境を繞りて憂々たり賽路殆三町老松路を夾みて織塵を留めず拜殿は左右に瑞籬を繞らし幣殿よりは回廊を以つて神饌所に通じ本殿は其の奥に在りて南面し社務所は左方に在りて粉壁之れを圍りり本殿は新築以降既に幾星霜を経たるものにして而も美術上大いに見るべきものあるを以つて左に其の構造と形状との概略を示さん。

本殿 桁行五間、軒高 後面十二尺五寸、棟高 貳拾四尺、
屋根 檜皮葺波造り三方椽二方濱椽端兩妻高欄付前面五戸、内二戸は空殿神寶入とす、兩側及び後面共板壁組物三ツ計の出組軒二重垂木虹梁内部唐獅子外部象鼻の彫刻蛙又花鳥の彫刻手狹菊の彫刻内殿三ツ計の組物蛙又花鳥の彫刻板珠輪天女の極彩色繪天井雲の薄繪兩脇板壁張拔(諸冊二神の極彩色)脇障子老松鳩の彫刻妻虹梁極彩色。

本社は即彦五瀬命の舊蹟にして男倭名鈔呼喚乎の稱は命の雄詰に起り其の森の宮と稱せるは古松老槍繁鬱たるに因る本邦の舊蹟中最古の部に屬し颯々たる松風は轉三千年の昔を追想せしめ清涼の氣徐ろに迫り來たり知らずして襟を直すに至る。
攝社濱の天神は邑の北方に在りて又濱の宮と稱し彦五瀬命を祀れり命の血を洗ひ給ひし處なるを以つて神輿此に渡御し且緣由あるによりて必海を背にして安置するを恒例とせり蓋緣由とは命の神武天皇と共に長髓彦を征し給ひて利あらざりし時天皇の吾は日神の御子として日に向ひて戦ふことふさはずと宣ひしより起りしものならん境内八百坪を有し松樹鬱として繁り風光絶佳なり社殿は樹間に在り梁行六尺桁行五尺にして雨覆の設あり雄水門の碑は又此に在り南海鐵道の樽井停車場を距る僅に數丁(雄の水門の條參照)

根上り松

男神社を距る南數丁平野山の頂に在り幾條の根高きは三間低きもなほ壹貳間地を抜きて以つて幹を支ふ枝々の清陰は數十歩に及び而して本幹は更に偃蹇して地を縫ふこと幾回遙かに崖下に向ひて馳せ茲に亦翠蓋を成し甚奇趣あり地もと聘望に富み風光明媚なり尾崎の停車場を去る僅に十町

雄ノ山

雄ノ山とは上古に謂はゆる呼喚郷の山の總名にして後信達の莊となり今は信達の各村に屬して蝦
蛭紀泉の境を飄れり桓武天皇も紀州より日根行宮に還幸せんとして過ぎ給ひ又平清盛及び重盛の
洛陽に兵起るを聞きて熊野より歸らんとし京使に遇ひて六波羅の安否を問ひしも此の地ならんと
いふ山に一路通ぜり即紀州街道是れなり(但紀の瀧山口の里にも同名の處ありといふ)

日本後紀

桓武天皇延曆二十三年冬十月壬子幸紀伊國玉出島癸丑上御舟遊覽詔曰云々甲寅自雄山道還日根
行宮

平治物語

大將(平清盛)以下みな淨衣の上に鎧を着敬禮熊野權現今度の戰事故なく打勝たさせ給へと祈請し
て引懸々々打つ程に和泉と紀伊國との境なる鬼の中山にて蘆毛なる馬に乗りたる者早馬とふば
しくて揉に揉んで出できたりすは悪源太が使かと皆人色を失ふに源氏の使には非ずして六波羅
よりの早馬なりさて六波羅は如何と向ひ給へば昨日夜半許に出で候ひしまでは何事も候はず播
磨中將殿の憑みて御渡り候ひしを内裏より宣旨とて敷並に召され候ひし間力なく十日の暮程に
出だし進らせて候ふと申しければ左衛門佐無下に云ひがひ無き事せられたる人々かな當家を憑
みて來られる人を敵の手へ渡すといふ事やあるかくては勢屬きなんやとて怒られける

鳥取郷

今の鳥取村は和名抄に見ゆる日根郡鳥取止々利の郷にして鳥取郷の名は鳥取の姓より出で鳥取姓
の稱は鳥を捕へしより出でたり

古事記垂仁天皇段にいはく

然是御子八拳鬚至于心前眞事登波受此三字以音故今聞高往鶴之音始爲阿蘇登比自阿下四以音爾遣山邊之
大鶴此人名令取其鳥故是人追尋其鶴自木國到針間國亦追越稻羽國即到且波國多遲麻國追廻東方到
近淡海國乃越三野國自尾張國傳以追科野國遂追到高志國而於和那美之水門張網取其鳥而持上獻
故號其水門謂和那美之水門也亦見其鳥者於思物言而如思爾勿言事

垂仁天皇二十三年紀にいはく

秋九月丙寅朔丁卯詔羣卿曰譽津別王是生年既三十髯鬚入掬猶泣如兒常不言何由矣因有司而議之
冬十月乙丑朔壬申天皇立於大殿前譽津別王子侍之時有鳴鶴度大虛皇子仰觀鶴曰是何物耶天皇則
知皇子見鶴得言而喜之詔左右曰誰能捕是鳥獻之於是鳥取造祖天湯河板舉奏言臣必捕而獻即天皇
勅湯河板舉板舉此云格難曰汝獻是鳥必致賞矣時湯河板舉遠望鶴飛之方追尋詣出雲而捕獲或曰得于但馬
國十一月甲午朔乙未湯河板舉獻鶴也譽津別命弄是鶴遂得言語由是致賞湯河板舉則賜姓而曰鳥取
造因亦定鳥取部鳥養部譽津部

と記紀其の趣を異にせりと雖鳥取の姓のこれより出でたるものなるは殆疑ふべからず姓氏錄右京
皇別上にいはく

鳥取部連角凝魂命三世孫天湯河板命之後也垂仁天皇皇子譽津別命年向三十不言語于時見飛鶴問
曰此何物爰天皇悅之遣天湯河板尋求詣出雲國宇夜江捕貢之天皇大喜即賜姓鳥取連

同山城國神別にいはく

鳥取連天角已利命三世孫天賜河板舉命之後也。

同河内神別にいはいはく

鳥取角凝命三世孫天湯河桁命之後也。

同和泉國神別にいはいはく

鳥取角凝命三世孫天湯河桁命之後也。

と皆天湯河桁命の裔にして數國に散在せし中に一家の正しく和泉國に住したりしは右によりて明らかにして殊に古事記同垂仁天皇の段に右の事より以前に又坐鳥取之河上宮云々の語の見ゆるを以つて考ふるに恐らくは此の國の神別鳥取は天湯河桁命の直系にはあらざるか而して其の居住の何處なりしか今明らか定むべからずと雖此の地方たりしは殆疑を容れず殊に鳥取姓と最密なる關係を有せる式内波太神社の現に此の地に在るに於いてをや尙同神社并に菟砥河上宮舊跡の條参照すべし。

波太神社

東鳥取村大字石田に在り延喜式内の舊社にして式には波多神社とあり角凝命及び應神天皇を祀り今は郷社なり此の地は即昔の鳥取郷にして角凝命の後裔湯河板舉命の舊地ならん然れども湯河板舉命の事は詳かに前條に記したれば之れを省き今は唯少しく縁起を記せんとす。
縁起によれば今の大字桑畑の奥宮(今なほ波太神社と稱せり)は即この宮の舊地にして神功皇后の新羅を征して凱旋のとき務古の水門より紀伊國に詣らんとして御船を鳥取の玉津に繋ぎ給ひしが武内宿禰の皇子を懷にして海邊を逍遙せし縁に因りて後其の地に社を建て八幡大神を祭れり下莊村貝掛の指

出の森は其の地にして降りて南北朝のとき鳥取氏南朝に黨し天授年中兩社劫火の燒くところとなり鳥取氏亦亡びき是に於いて郷の耆宿三十六人私財を抛ちて地を南山の下にトし改めて社殿を建營し兩社を合祀せしもの即今の神社なりといふ慶長年中豊臣秀頼大いに修理を加へ以つて今日に至れり社堂を木村山本の二氏とす祭祀を司り共に鳥取氏の末裔と稱せり縁起に波太は畑の和訓にして地名なりとあれども此の社後にも見ゆる如く應神天皇及び武内宿禰と關係し而して姓氏錄左京皇別に八多真人出自諡應神皇子稚野毛二俣王也日本紀合又同右京皇別上に八多朝臣石川朝臣同祖武内宿禰命之後也日本紀合とあり殊に又河内國皇別に道守朝臣波多朝臣同祖武内宿禰男八多八代宿禰之後也日本紀合とありて八多八代宿禰は武内宿禰の男なれば以上によりて八多波多姓の武内宿禰と關係あるを知るべく又姓氏錄によるに和泉國中に住せし武内宿禰の後裔極めて多ければ此の社名の如き或ひは此等の姓より來たりしものには非ざるか尤波多羽田等の社名地名は諸國に多く神名帳にも高市郡波多神社波多彥井神社和名抄にも高市郡波多郷推古二十年五月五日の紀にも藥獵之集于羽田以相連參赴於朝又履中紀にも鳥往來羽田之汝妹と見れば他に確證あらざるに強ひて説をなすものにあらざれども聊記して以つて後考を待つのみ。

境内一千四百坪を有し長松社道を夾み數十の石櫓は列を正して相并べり石櫓を過ぐれば鼓橋あり鼓橋を渡れば石燈あり本社は此の石燈上にあり丹碧を彩して頗古雅なり本社の側に一社殿あり南殿と云ふ中央に神功皇后を祀りて王大神と稱し左は武内宿禰を祀りて若宮と稱し右は天湯河板舉命にして今宮と稱せり傍に又一末社あり石燈の前石櫓數柱あり殊に大なるは片桐東市正且元の納めし所なり社前は廣くして敷くに白沙を以つてし廻廊は二ありて南廻廊北廻廊と稱し其の他舞臺あり寶藏あり後は宮山にして樹皆殊態を有し尾崎停車場を距る僅に十八町。

菟砥河上宮趾

古事記垂仁天皇の段にいはいはく

印色入日子命者鳥取之河上宮令作横刀壹仟口是奉納石上神宮即坐其宮定河上部

垂仁天皇紀にいはいはく

三十九年十月五十瓊敷命居於茅淳菟砥川上宮作劔一千口因名其劔謂川上部亦名曰裸伴藏千石上神宮也

同紀一書にいはいはく

五十瓊敷皇子居于茅淳菟砥河上而喚鍛名河上作大刀一千口

と即是れ垂仁天皇の皇子五十瓊敷入彦命の宮趾或ひは鳥取といひ或ひは菟砥といふ共に同一にして前者は姓氏録和泉國神別の部に見ゆる鳥取氏の居地より出でたる名なるべきか尙同皇子の墓は宇度の墓と稱して當郡淡輪村に在り傳は其の部に記すべし今東鳥取村大字自然田の南に横たはれる一帯の丘陵は蓋この宮趾にして廣袤三町に幾く松樹蒼鬱として全山を包み翠雨常に滴り俗に玉田山と稱し中に小祠玉田神社あり命の靈を祀れり

箱浦

下莊村大字箱浦の海濱これを箱浦といふ波穏かなる日は海面恰碧膏を湛へたるが如く風光の美なる深日の浦と伯仲の間に在り土佐日記に見ゆる箱の浦は即この地にして其の他源重之集にも出で能因歌枕にはこつくりとあるも亦是れなり

土佐日記

二月朔日あしたのま雨降り午の時ばかりに止みぬれば和泉のなだといふ所より出で、漕ぎ行く海の上きのふの如くに風波見ゆず黒崎の松原を経て行く中略此の間に今日は箱の浦といふ所より網手引きて行くかく行く間にある人のよめる

たまくしげ箱のうら浪たぬ日は海を鏡と誰れか見ざらん

又船君のいはく此の月までなりぬる事と歎きて苦しきに堪へずして人も云ふことゝて心やりにいへる歌

曳く船の網手の永き春の日をよそにいかに迄われは經にけり

家集 箱の浦に明けくれ遊ぶあし田鶴の千年の影を共に見ゆらん

源重之

琵琶岸懸 附、山中關

同村大字山中は峯巒四方に繞りて茅屋竹籬三々五々山陰に錯落し孝子越街道は紆餘し來たりて此の間を通ぜり此の峯巒は謂はゆる鳥取山にして琵琶岸懸は即この街道に屬せり石壁面を壓して起り下は巉巖峭削纔に足趾を印するを得るのみ所々木を架して棧道をなし古は官道第一の險難にして若一步を誤らば磐底に墜落し生死知るべからざるを以つて行人の此處を過ぐる者みな戦々兢々たらざるはなかりき傳へいふ昔時琵琶法師誤りて命を此處に隕しより琵琶岸懸の名ありと又或ひはいふ洞泉の脚下に咽ぶものはれを聞けば恰琵琶の音に勢驚たるに因ると孰れか真なるを知らず中世此に關を置き山中關と云ひしが今其の趾明らかならず河内の觀心寺此れに關せる建徳元年の書を藏せり

宇度墓

五十瓊敷入彦命の墓にして淡輪村大字淡輪に在り。命は垂仁天皇の皇子、御母は日葉酢姫皇后なり。景行天皇と共に父帝の御前に在り天皇の諸問に應じて景行天皇は帝位を得んことを望み同命は弓矢を得んことを望み給ひしかば因りて弓矢を賜はり、三十五年に詔を奉じて河内に高石池茅渟池（なほ和泉は河内よ）を作り三十九年茅渟菟砥川上宮にして劍一千口を作り川上部また裡伴と名づけり分立せざりき）をして石上の神寶を掌り給ひしが、八十七年老を以つて職を辭し妹大中姫をして代らしめ給ひき。薨後茲に葬る、御年詳かならず。

墓は淡輪の中央に在りて南に而し、兆域六千六百六十九坪を有し松樹密生して一深これを繞れり。陪冢の如きもの五箇あり、以前は七箇なりしが二箇は民有たりしがため開拓せられて今は田畑となれり。因に云ふ御名をイソニシキ命と訓するは誤なり。五十は古はイと訓し、殊に古事記に同命の事を印色入日子命と書せるを以つて見ればイニシキの命と訓すべきは明らかなり。

諸陵式。

宇度墓、五十瓊敷入彦命、在和泉國日根郡、兆域東西三町、南北三町、守戸二畑。

紀船守墓

淡輪村の西南に在り、封土の高さ十一間、周回二百七十七間許、繞らすに濠池を以つてし、西二山在池と呼ぶ。池は東西百間、南北三十六間、周回三百七十五間あり、其の西北に當り陪塚に酷似せる一小丘あり、稱して紀船守の墓と云ふ。船守は紀猿所の男にして桓武天皇に仕へ其の寵遇を得、延暦十一年四月二

日薨じて右大臣正二位を贈られしもの。

上道大海墓

大海の事蹟は雄略天皇紀に詳かなり、墓は淡輪村の南方に在りて南向し、封土の高さ凡三間、周回六十七間にして濠を繞らし、濠は小二山在池と呼び、東西二十四間、南北三十六間、周回七十八間あり、又云ふ是れ五十瓊敷入彦命の御生母日婆酢姫の御墓なりと。

黒崎

淡輪村の北に方り一帯の松林海上に斗出せるもの之れを黒崎の松原とす、土佐日記に見ゆる黒崎即是れなり、箱浦と深日浦との中間に在りて風光の明媚なる反りて兩者に勝れり。

二月朔日、おしたのま雨降り午の時ばかりに止みぬれば和泉のなだといふ處より出で、漕ぎ行く海の上きのよの如くに風波みゆず、黒崎の松原を経て行く所の名は黒く松の色は青く、磯の波は雪の如くに貝の色は蘇枋にて、五色に今一いろぞたらぬ。

國玉神社

延喜式内の社にして深日村大字深日字里山に鎮座せるもの是れなり、大名持命を祀り社域九百拾六坪ありて千歳川は西南を繞り七十有餘級の石燈を上り盡せば坦地に出づ、本殿は其の正面に在り、階を放ちて北望すれば近く深日の浦より大阪灣の風光を收むべく、燈下また坦地ありて稱徳天皇の紀

州行幸のとき行宮を定め給ひし處なりといふ又花山法皇も御行脚の時須臾寓居し給ひきとぞ社殿は桁行五尺梁行四尺にして前に拜殿あり大神社大鳥神社出雲神社住吉神社大山祇神社等の末社相連なり深日孝子二村の産土神にして氏子五百餘戸を有し今郷社たり

深日行宮趾

稱徳天皇紀伊國に行幸せられんがため天平神護元年九月使を遣はして行宮を大和河内及び和泉の三國に造らしめ給ひき此のとき和泉國にて設けられし地は深日にして事績日本紀に出でたり又平氏の末年に當りて城砦を築きし事あるは次の條に記せるが如し城砦の地今詳かならざれども行宮の趾は字里山に鎮座せる國玉神社の域内なりと云ふ地は葛城の支脈にして甚聘囑に富めり尙國玉神社の條参照すべし

續日本紀

稱徳天皇天平神護元年冬十月辛未行幸紀伊國丙子天晴進到玉津島癸未還到海部郡岸村行宮甲申到和泉國日根郡深日行宮于時西方暗暝異常風雨略中乙酉到同郡新治行宮丙戌到河内國丹比郡

深日浦

深日浦は深日の海濱一帶の總稱にして歌枕として有名なる吹飯浦是れなり東淡輪村に近き千歳川の河口より寛かに灣をなして西多奈川村に至り此の間凡壹里許にして海には怪巖奇石或ひは臥し或ひは欹ち千狀萬態皆形に依り趣に依りて名を命じ烏帽子巖冠石入道石等は其の殊に著名なるものにして其の他曰はく何石曰はく何岩一として名わらざるはなく名ありてをかしからぬはなし漣

漪は緩く來たりて巖と語り巨浪は忽寄せて石を擲ち汀は一帶の青松白沙と映帶して漁舍蟹戸は其の間に散點し西に淡路の淡瀟を看北に播磨の翠巖を望み後には山村を護りて濃翠長く蜿蜒し東北は幾箇の長汀曲浦を連ねて海は弓の如く遠く北浪花に至る風光既に凡ならざるに中秋三五の夜月は海中に零ちて兎も水も度るか疑ひ潮風徐に來たりて黄金更に碎くる時幾羽の千鳥は船聲と相和して紀淡の海峡に向ふ此の時に當りて無心の漁夫尙且歌ふといふ其の或ひは行宮の地となり或ひは古人によりて無數に歌はれたる蓋宜なりといふべし此の浦を紀州とせしもの往々見ゆ然れども兩者相異なるものにして誤れるに非ず大和物語いはぬし藤原清正歌集の如き然り故に詞書の無き歌には或ひは彼の國のものもあるべし然れども寛平の菊合の歌の詞書にも和泉の國吹飯の浦の菊と記し其の他多くは和泉とせるを以つて今は明らかに紀州とせるものを除きて他の吹飯の歌を示さんとす尙紀州吹の飯は吹上の一名なるが如し

平家物語

阿波の國の住人あまの六郎忠景これも平家を背きて源氏に心を通はしけるが大船二艘に兵糧米積み物具入れ都をさして上りけるを能登殿經教福原にて此の由を聞き給ひて小舟ども押し浮かべて追はれたれば西の宮の沖にて返し合はせて防ぎ戦ふ能登殿餘すな洩らすなとて散々に攻め給へばあまの六郎叶はじとや思ひけん和泉の吹飯の浦に楯籠るまた紀伊の國の住人園部の兵衛忠康是れも平家に快からざりけるがあまの六郎が能登殿に手痛う攻められ奉りて和泉の吹飯の浦に在りと聞きて其の勢百騎ばかりにて和泉の國へ打ち越えてあまの六郎園部の兵衛一つになりて城廓を搦へて待つ處に能登殿やがて推し寄せて散々に攻め給へばあまの六郎園部の兵衛かなはじとや思ひけん身がらは逃げて京へ上る残り留りて防矢射ける兵共百三十餘人が首切りて福

原へこそ参られけれ。

萬葉 時つ風ふけひの濱に出で居つゝあがふ命は妹がためこと

中務御子 木 秋の夜のふけひの浦に船出して月にや海士の鱧釣るらん

伊勢 家 磯に出でゝあさりするひの消ゆぬれば吹飯の浦を尋ねつる哉

上 夫 春かぜのふけひの浦に散る花を櫻がひとて拾ふ今日かな

侍三條川内 千 載 待ちかねて小夜も深日の浦風に頼めぬ波の音のみぞする

藤原家基 同 小夜千鳥ふけひの浦に音信れて繪島が磯に月かたむきぬ

小侍 新勅撰 沖つ風ふけひの浦に寄る波のよるとも見えず秋の夜の月

藤原親隆 歌 枕 夏の夜は吹飯の浦のはとゝぎす岩うつ波の立ち歸りなげ

西行法師 夫 木 ち鳥なく吹飯のかたを見わたせば月影さむし難波江の浦

藤原俊成 新勅撰 月清み千鳥なくなり沖つ風ふけひのうらの明けがたの空

慈 拾 玉 ながき夜のかのが千歳も夢なれや吹飯の浦に鶴の眠れる

同 同 秋も今はふけひの浦の松かぜに田鶴なく夜半の有明の月

同 同 かぢ枕ゆめ路はかなくおどろけば吹飯の浦の曉の空

藤原定家 拾遺愚草 越す波にわがよ吹飯の怨みきて打ぬる夢も此の比ぞ見る

藤原家隆 玉 吟 徒にかのが吹飯の浦なれと子を思ふ鶴のいふかひもなし

後鳥羽院 御 集 しは風や寒けかるらん冬の夜の吹飯の浦に千鳥なくなり

順徳院 新拾遺 蘆べより汐満ちくらし天つ風吹飯の浦にたづぞ鳴くなる

藤原爲氏 玉 葉 風さむみ吹飯の浦のさ夜千鳥とはき汐ひの方に鳴くなり

同

なくくも雲井を戀ひて年ふりぬ我が世吹飯の浦の友鶴

伏見院

新續古 いかにせん我が世吹飯の恨みても子を思ふ鶴の思なる身を

藤原雅世

夫 木 波間より吹飯の濱を見渡せばみぎはの松は木高かりけり

讀人知らず

新後撰 大方の名こそ吹飯の浦ならめかたむかですむ秋の夜の月

同

飯盛山

泉南の山脈南に奔りて其の極まるところ峯巒紛糾して中に一頭地を抽くものは是れを飯盛山となす。深日孝子の二村に跨がり其の形飯を盛れるに似たるを以つて此の名あり深日村より登ること三十五町にして山巔に達す。山に老松盤桓し又眺望に富み茅葺の海は脚下にありて播淡攝河の峯嶺みな指願の裡に入り海上徂徠の船舶は亦皆以つて目標となせり。相傳ふ昔山頂に役小角の創建せし飯盛寺と稱する一古刹ありきと又峯中記に云ふ飯盛寺は本尊釋迦并に藥師と然れども今や佛なく寺なく只礎石の存するあるのみ。

橘逸勢墓 附 妙冲墓

共に孝子村下孝子の北方に在りて孝子越街道に近く封土の高さ二尺にして逸勢の墓は十五坪妙冲の墓は二十餘坪なり逸勢は右中辨從四位下入居の子性放縱にして細節に拘せず博學多才にして殊に書を能くし宮門の榜額にして其の手に成りしもの甚多し延暦の末遣唐使に隨ひて唐に入り橘秀才と稱せられき歸朝數官に歴任し年老いて閑居せしが仁明天皇の承和九年伴健岑の謀反に坐して伊豆國に配流せられ遠江國板築驛に到りて病歿せり後嘉祥三年正五位下を贈られ仁壽三年五月更

に從四位下を賜はりき。妙冲は其の女にして性至孝初逸勢の配所に越くや晝止まり夜行き以つて父に隨ひ父の逆旅に死するに及び慟哭して之れを驛家に葬り其の前に廬して屍を守り落髮して尼となり身づから妙冲と號して父の冥福を祈り行人爲に流涕せざるはなし。後詔を賜ひ身づから屍を負ひて京に還り屍を此に葬りて身亦竟に終りき。時人孝子と稱し終に孝子の村名をなすに至れりと。然れども或ひはいふ村名の起因は他に在り昔優婆塞葛城一言主神の纒に依り収せられんとせしが験力に因りて容易に縛に就かざりしかば官其の母を収む優婆塞母を苦めんを悲み出で、此の地に捕へられき是れ此の名稱の起因なりと。二説何れか是なるを知らず墓は荒草蓬茨の裡に没して吊ふ者は罕なり嗚呼。

興善寺

多奈川村大字谷川の南西谷に在り延暦寺末文徳天皇の敕願に依りて仁壽二年慈覺大師の開創に係れり傳によれば初この地に幾百千年を経たる一大樟樹ありて下幹空洞を作し一道人の此の裡に坐して多年淨行せるありて里人呼びて樟入道と稱せり入道若病者の來たりて瘵を乞ふあらば乃祈咒して立に之れを癒せり事遠近に傳へ終に文徳天皇の叡聞に達す偶々天皇不豫なりしかば三度敕を受けて禁闕に入り苑中に立ち空に向ひて合掌すること良久しうして五鈷杵及び念珠を感得し後玉體に近づき默咒せしに御惱拭ふが如くに癒ゆき天皇叡感の餘賜ふに金帛を以つてし給ひしが受けずして曰はく臣居住の地に伽藍を建て大日尊像を安置せんこと多年の宿望なり願はくは之れを許し給はんことをと言訖はりて忽然其の行く處を知らざりしかば天皇是に於いて慈覺大師に敕し當山を開基せしめ給ひきと古松老檜翠を凝らして精舎を繞り南東は岷々たる山嶺高く崑崙て雲霞時

に搖曳し西北は浩蕩たる海洋激瀾として漣漪岸に私語き形勢恰唐土の大興善寺に勢鬚たるを以つて鳳樹山大興善寺と號すと云ふ爾來物換はり星移り天正二年兵燹に罹りて堂塔坊舎悉灰燼となり只本尊は寺僧之れを境内の蓮池に投じて纒に免るを得後一草庵を營みて安置せり明暦元年僧專海といふもの紀の粉川寺より入りて中興し現今の堂宇は即この時の建立に係れり然れども竟に舊觀に復するを得ず古の大門の趾は遠く深日の村界に存せり。

本堂 方七間中央に丈壹丈の大日如來の座像を安じ脇境に丈六尺の藥師如來の座像丈五尺の釋迦如來の座像を置けり。

護摩堂 方三間にして丈八尺の不動明王像を安ぜり。

常行堂 方五間半にして丈四尺の阿彌陀如來の座像を安置せり諸佛みな慈覺大師の刻みし所なりといふ。

大門 樓門造にして桁行四間半梁行二間半四天王を本尊とせり。

封疆なほ一千六百餘坪を有し蕭酒の精舎たり本堂の庭に古石築あり刻するに左の文を以つてせり。

和泉國谷川庄興善寺施主沙彌宗實正平廿一年丙午九月二十八日。

宗實とは即南朝の功臣大納言宗實を云ひ築は莓苔深く蒸して古雅掬すべし尙門前に一碑あり文徳天皇の敕願所慈覺大師開基の靈場たるを標せり。

寺寶として貞觀三年圓仁の書せし彌勒菩薩の名號一鋪を藏せり。

理智院

興善寺の西隣に在りて峯巒四方を繞れる幽閑清雅の精舎なり宗は眞言にして仁和寺に屬し不動明

王を本尊とせり。緣起に云ふ、聖武天皇の敎に依りて天平年中僧正行基の開創に係り、降りて慶長十年時の領主桑山修理大夫之れを再建すと、寺に豐臣秀吉五十七歳の肉附尊像と稱するものを安置せり。是れ文祿元年三月朝鮮征討のとき秀吉堺の湊に艦を舣して九州に向ひしに、偶々風起り浪暴るゝこと甚しかりしかば此の谷川の浦に艦を停めて時の到るを待ち、一日當山に遊びて追風不動尊のあるを聞き住僧桂恣に海上順風の護摩供養を修せしめ爲に風浪全く鎮まりしかば大いに喜び弘法大師作の不動尊像を御船玉として出帆し凱旋の後身づから我が像を刻み肉を植えて當山に納めしものなりといふ。爾來海上を航する者の崇敬殊に甚し。又會呂利新左衛門作と稱する狛狗及び秀頼八才の時書して桑山氏の建てし豐國神社(谷川津の)へ納めしと傳ふる豐國大明神の一鋪を藏せり。

新港 附 燈臺

泉州の極南多奈川村大字谷川に在り、谷川は東南山を負ひ西北海に面し漁家五百に幾く、港は無等港にして東西四十間南北百間あり深さ干潮八尺より満潮一丈貳尺に至る。港口は南に向ひ暗礁なく浮洲なく狂浪來たらず巨濤起らず船の帆を捲いて入り帆を揚げて出づる者年に壹千餘艘に上り其の貨物は重に五穀薪炭にして港を繞りて壓舖市をなし殷盛なり。慶長年中領主桑山法印舊港の便ならざるを憂へ初めて築きしものにして法印は祿を豐臣秀吉に食みたりしを以つて港西の山に豐國社を建て、主恩に報せり。

嶋岳崎岨として北方に斗出すること數町上に燈臺あり高さ二十四丈其の白色の光は以つて一里の海上を照らすを得來往の船舶に便を與ふる尠なからず。

名勝舊蹟誌(三)

河内國

河内國は五畿内の一にして其の中間に介在し今三郡たり南河内中河内北河内是れなり神武天皇の東征し給ふに當り難波の崎に至り大河を溯りて河内國草香の邑青雲の白盾の津に至り給ふと見ゆるもの是れ此の國號の史上に顯はれたる初にして上古は又凡河内國と云ひき蓋大河西北を繞るに因ると謂ふ降りて元明天皇の御宇に詔して國郡の名を二字と定め給ひしとき全く凡の一字を削りて單に河内と稱し元正天皇の靈龜二年四月甲子の日大鳥和泉日根の三郡を割き初めて和泉監を置かれき是れより和泉は一國と爲れり後聖武天皇の天平十二年八月に至り一たび和泉國を併し、が孝謙天皇の天平寶字元年五月勅して二たび舊の如く之れを分立せしめられ爾後本州に分合の事なし延喜式に云ふ本國管十四名あり錦郡(或は錦)石川(東條郡)古市安宿大縣(後四年十一月堅て此の郡高安郡と呼ぶ)河内讚良(一作更茂)茨田交野若江濫川志紀丹比と後丹比は丹南丹北の二郡と爲り丹北は分かれて更に又八上郡を出だし爾後十六郡たりき。

更に國司の沿革を叙せんに神武天皇の白盾の津に兵を進め給ふや彦己曾保里命を以つて國造とし給ひき是れ當國國司の濫觴なり然れども初めて國司の名稱の下に斯職を設けられしは孝徳天皇の大化二年正月にして後稱徳天皇の神護景雲三年九月詔して由義宮を以つて西京とせらるゝに及び

國司を罷めて河内職を置かれしが、同四年八月職を罷めてまた司とせられき。爾後源賴信以下三世本州の刺史たりしことは史の傳ふる所なれども其の他國司の氏名詳かならず。建武年中楠正成の本州より起り南朝に隸して當國の守護と爲り國を擧げて王事に勤めしが南風競はずして世は徒に足利氏の有に歸し、應永年中將軍義滿は島山義深をして千窟城を陥れ國內を刼略せしめ、且義深を大和河内の守護とせり。義深の子基國其の家臣游佐某をして守護代たらしめ、寛正以降島山義就龍泉城に居りて同政長と相闘ぎ政長の孫植長遂に國を取り高政に傳へ高政は高屋城を守る。時に三好長慶は飯山城に據る。高政之れと相戦ひ敗れて出奔し、織田氏の時また三好康長は高屋に據りしが信長討ちて之れを平ぐ。足利氏以來干戈日として絶ゆる事なく多く治を一にせざりしに織田氏終に畿内を風靡し、尋いで豊臣氏は諸城を廢し攝津の布政司をして本州の事を知らしめ、徳川氏に至り丹南狹山二藩の外、代官及び旗下の分知する處となれり。

王政舊に復してより次第に大阪鎮臺、大阪裁判所及び大阪府の管治に屬し、明治二年正月二十日河内縣治と爲り、同四年十一月堺縣を分置するに當りて其の管轄に移り、尋いで藩廢せられて全く縣治に屬し、同十四年二月堺縣廢せられて大阪の所管に歸し以つて今に至れり。而して石川、八上、古市、安宿、錦部、志紀、丹南と丹北、河内、高安、若江、大縣、澁川と、茨田、交野、讚良とに三分して行政の一區劃と爲し、各一郡衙を置きて以つて全國を管せしめしが降りて明治二十二年四月一日町村制の實施に依り全州の町村は分合して各一治區と爲り、郡はなほ依然たり。同三十一年六月一日郡制の實施に依り石川、八上、古市、安宿、錦部、志紀、丹南は南河内郡、丹北、河内、高安、若江、大縣、澁川は中河内郡、茨田、交野、讚良は北河内郡と更められ、由來國の廣袤に比して多郡なりし本州も是に於いて僅に三郡と爲り共に自治區を形成し以つて今に至れり。

地勢南北に延長して東西狹窄に、東北一帯は峯巒紛糾して山城の國境に洞ヶ峠、國見山あり、大和の國境には暗峠、生駒、信貴、二上、葛城、金剛の諸峯、蟻連亘し或ひは突兀聳立し西南に延き藏王峠を起して河泉和紀四州の境を限り、北方は淀川繁紆して攝津と境を劃し、只西方の攝泉に交るところ坦々として地勢次第に低下せり、故に川流はみな源を東南に發して西北に流る。大和川は大和國より來たりて國境の龜ノ瀬の嶮を劈き州の中央を劃斷して和泉に入り、石川は藏王峠に發して東條川、揖川、佐備川、飛鳥川の支流を合し直ちに北方に落下して大和川に入り、淀川は國境を南西に向かひ樟葉牧野の村界に於いて船橋川を入れ、牧野村にて穂谷川を奪ひ西方に轉じて牧方町に近く天野川を呑み、南西に向かひ庭窪村より南を指し守口町より西走して攝津國東成西成兩郡の境を劃せり。中部には楠根、恩智の二川脈絡の如く通じて其の末、巖屋川と爲りまた攝津國東成郡に入る。故に西方次第に低下する處平衍にして沃野一望十里に亘り、頗稔穡に富む。廣袤東西四里十七町、南北十六里三十町、面積四十四方里弱にして戸數五萬〇百四拾壹戸、人口貳拾九萬〇三百八拾六人あり。

道路京街道(二國道)は攝津國東成郡より來たり、澁江に沿ひて樟葉村より山城國に入り、東高野街道は北河内郡招提村より中河内郡を経て南河内郡長野村に於いて西高野街道に接し、磐船街道は牧方町の京街道より出で、磐船村私市より山城國に入り、河内街道はまた牧方町の京街道より分かれ、中河内郡を縫ひて八尾停車場に至り、暗越、奈良街道は攝津國東成郡より直ちに牧岡村、大字、豊浦を過ぎ生駒山を横斷して大和に入り、奈良街道もまた東成郡より中河内郡に來たり、南河内郡國分村よりまた大和に向かひ、八尾街道は南河内郡志紀村より中河内郡の南方を灣行して攝津國東成郡に入りて紀州街道に接し、古市街道は東成郡平野郷町にて奈良街道より岐かれ、中河内郡を経て南河内郡古市村、譽田に至り、東高野街道に合し、長尾街道は和泉國泉北郡より中河内郡を経て南河内郡國分村に於いて

てまた奈良街道に合し、竹内街道は泉北郡に起り、中河内郡の南端より南河内郡に入り、山田村より大和に通じ、西高野街道は和泉國堺市の紀州街道(國道二十九號)より起り、南河内郡天見村より紀見峠を紆餘して和歌山縣に入る。

鐵道名古屋を起點とせる關西鐵道は大和國より大和川の沿岸龜ノ瀬の嶮を穿ちて本州に入り、柏原村より稍北に向かひ八尾村の南より東成郡に馳せ、其の山城國木津より分岐せるものは國の東北より直ちに山隈に沿ひて四條嶮を過ぎ網島驛に向かひ、河南鐵道は關西鐵道の柏原驛より起り、南河を縦斷して彼方村に至りて止り、將に高野鐵道の長野驛に接せんとす。高野鐵道は現今和泉國堺市の東部を経て南河内郡に入り、日置莊狹山錦郡の諸村を経て長野村に至れども、漸次紀ノ見嶮を穿ちて紀伊國に入り、以つて高野參詣に便せんとせり。

國內既に道路縱横に通せるに川流其の間を繞ひて交通運輸共に便を缺かず、しかのみならず鐵道の又要部に敷設せらるゝありて奈良浪華の兩郡共に瞬時にして達するを得、物産は沃田十里相連なれるを以つて禾穀に富み、又練綿、紡糸、質綿等は河内木綿の名に知られて古來本州の名産たり。

南河内郡

河州の南部に位せる府下第一の大郡にして、もと石川、八上、古市、安宿、錦部、志紀、丹南の七郡に分かれ、郡衙を富田林に置きて之れを管轄せしが、郡制實施に及び七郡を廢して一郡と爲し、南河内郡と稱して、郡衙は富田林に在り、東は金剛葛城の峻峰高く雲表に聳えて大和國北葛城南葛城宇智の三郡と其の境を疆り、南は紀伊國伊都郡と接して、又紀伊見峠藏王岳の諸峯あり、西は泉北郡と隣して丘陵その間を蟠繞し、北は中河内郡と大和川を狹みて犬牙相錯はれり、故を以つて地勢は東南西は高く中央纔に

平夷にして北に向かひて開け、四周の山嶽より發する溪水の流れて川を爲せるもの其の幾條なるを知らず、西條川、東條川、佐備川の如きは其の最大なるものにして、其の流末を石川と云ふ、石川は郡の中央を貫流して道明寺村大字船橋に至りて此處に大和川と相會せり、其の他、東除川、西除川は共に源を狹山池に發し、而して東除川は恵我村大字大堀より、西除川は大鳥郡五箇莊村大字北花田より共に大和川に注ぐ。

古の郷莊を擧ぐれば、舊石川郡に佐備、紺口、雜居、大國、舊八上郡に入下、舊古市郡に新居、尺度、阪市本、古、舊安宿郡に賀美、尾張、資母、舊錦部郡に餘戶、百濟、舊志紀郡に長野、拜志、志紀、田井、井於、恩智、新家、土師、舊丹南郡に黒山、野中、丹上、菅生、丹下、狹山、口邑あり、中比郷莊の稱廢せられて村と爲りしが、明治二十二年の町村制實施に際し、數村を合併して一村と爲し、其の區劃を擴張せり、一町四十八村、即富田林町、新堂、喜志、大伴、石川、磯長、山田、白木、河内、中赤阪、千早、東條、金岡、南八下、北八下、古市、駒ヶ谷、西浦、國分、玉手、川西、錦郡、彼方市、新野、長野、高向、天野、三、日市、加賀田、天見、川上、道明寺、小山、柏原、太田、志紀、狹山、三都、大、艸、日置、莊野、田、平尾、黒山、丹南、丹比、埴生、高、鷲、藤、井、寺、是、れ、に、し、て、戸、數、一、萬、四、千、八、百、十、六、戸、人、口、八、萬、一、千、六、十、六、人、あり、道路は郡を縦貫するものに、東高野街道あり、中河内郡より來たり、大和川を横斷して、郡の中央を経て長野村に至り、西高野街道に接し、西高野街道は堺市より泉北中河の二部を経て、天見村より紀州に入り、其の他、古市街道、竹ノ内街道、長尾街道、奈良街道、富田林街道あり、皆郡を横斷して、東に馳せ、多くは二上葛城の嶮を越えて、大和に入るもの、國分、古市、富田林、石川は、沿道の名邑たり、鐵道は關西線郡の北部を過ぎ、柏原停車場あり、河南鐵道は柏原より起り、東高野街道に沿ひて、富田林を経て、今將に長野驛の高野線に接せんとす、本州の中最も山岳に富めども、以上の道路鐵道の通せるを以て、交通運輸亦便なり。

富田林町

郡の中央に位せる一都會にして、錦部郡に屬し北古市より南三日市に通ずる東高野街道と西和泉の堺より起る堺街道との要衝に當れる市街なり、位地は高燥にして東方は石川の清瀬帶の如くに繁紆し西北南の三方は田疇濶く相連なり、市坊は中央を堺町と稱し北に一里山町、富山町、北會所町、南會所町あり、南に御坊町、西林町、東林町あり、通衢四方を貫きて恰基盤の面の如く、郡衙裁判所、警察署、稅務署、大阪府土木出張所、郵便電信局等の公衙の外、中學校、高等小學校及び會社、銀行は、市街の各所に散點し頗般盛を極む、今聊此の地の起原を記せん。

永祿の昔富田芝と稱する廣漠なる野原ありき、時に興正寺第十四世證秀上人同四年に永錢百貫文を以つて之れを購ひ毛人谷、新堂、中野、山中田、四村の庄家一村各二名の寄合を求め共に相談して荒蕪を拓き街衢を畫し商估を移し初めて一邑を爲したるもの是れ此の富田林なり、富田林の名此の時より起り、當時免租の地なりしが片桐且元の寺社奉行たりしとき朱印の紛失より有租地となり、八人の庄家は八人衆と稱して爾來町老たりき、後漸次に繁盛を來たし遂に今日の盛況を見るに至れりと云ふ、無人の廣野今は化して車馬喧器の巷と爲り、狐狸の巢窟は忽變じて清酒葡萄の産地となるに至れり、但、其の産今は昔日の如くに多からず。

興正寺別院

富田林の中央、商估隣次の中巨堂の一頭地を抜きて高く聳ゆるもの是れを京都興正寺別院とす、俗に富田御堂と稱し、應永年中の創建にして本尊阿彌陀佛は春日の作なりといふ、像は丈三尺にして脇抱

には親鸞上人真向の影を安置せり、創建後興正寺第十四世證秀上人中興して堂宇坊舎全く備はり、表門は桃山城門の一部なりしを興正寺に賜はり永く同寺に建設せられて其の表門たりしが今を距る四十餘年前當院に移し、ものなりといふ、其の構造に比して棟梁甚巨大なり、中興の祖證秀上人は大字毛人谷に於いて入寂し塚は其の地に在れども近來なほ紀念の碑を本堂の前に建設せり、寶篋に足利義昭織田信長の古證文を藏せり、共に就いて見るに足る。

西方寺

富田林町大字毛人谷の南に在り、京都智恩院の末寺にして本尊は阿彌陀佛なり、開基の年代詳かならず、境内多くの地藏堂あり、本堂は天正十五年僧寂蓮社光譽上人の再營せし所、方五間にして頗蒼古なり。

美具久留御玉神社

河内鐵道の汽車柏原を發して富田林に向かふの途次驛を過ぐる兩三にして喜志驛あり、降りて右方の山腹を仰げば石塔高く幾雲梯を爲し、其の盡頭金碧煌々とし樹間を洩れ上に長松落落々として天に瞻くを見る、是れ南河の名區喜志村の旭ヶ岡にして此處に鎮座まします美具久留御玉神社とす、社傳によれば崇神天皇の十年支子の茅原（喜志の）に巨蛇出沒して百姓大いに恐れしかば天皇親しく幣を捧げて支子の森に昇り蛇窟を看行はして大國主命の荒御魂を祀り、社殿を創建して（在來の宮、或いは神武天皇八年に創立と云ふ。）同六十九年に至り官祭を行ひ現社號を奉授して相殿に天水分神、國水分神、須勢理姫神、彌都波迺賣命の四神を配せられき、社名別に下水分宮、旭岡宮、支子宮、佐美陀禮宮、綾知速備宮、和爾宮

等あり(但、文德實錄に、嘉祥三年十一月癸酉進河内國和爾神階加從五位上)とあると同一なりや否やは詳かならず)ついで神戸二十八畑と社司支子青箭有禰に入畑を賜はりき、降りて應神天皇二十年初めて社殿を修繕し、桓武天皇は延暦七年に神田として石川古市の二郡を賜ひ、光孝天皇は仁和四年十月河内大社の勅額を奉授せられ又石川錦部の二郡各其の半を賜はり、一條天皇の正暦三年には石川郡及び丹南郡、平尾莊、日置莊の八十町を寄せられき、而して神位は仁明天皇の嘉祥三年十二月從五位上に特進ありしより累進して從一位に陞叙せられ、後醍醐天皇の元弘元年十月正一位に叙し、勳一等を授け石川丹南の地六百三十石を加賜せられ、郡の總社にして當國の一ノ宮又は二ノ宮たりきといふ。是れより先北條高時の赤坂城を攻むるに當り西條城主(註北山)畠山政高大いに是れと戦ひしが、賊將名越某此の地に陣して城の火せらるゝに及び餘炎當社に及びて殿樓什寶悉烏有に歸せり。天皇深く之れを惜み、後正成に命じて再建せしめられ、補氏亦上水分社を産神とし、當社を氏神となし、を以て勅に依りて直ちに再營し、且新たに僧院十一坊を置けり。後豐臣秀吉、同秀頼、徳川家光等相繼いで資を出だして修繕し、以つて今日に至れりとぞ。創建以來星霜を経る今に千有餘年、歷朝上下の崇敬頗厚くして神爵の奉上、社務の宣下、神地の寄附官使の參向等、數へ來れば殆限あらず。境内廣袤一萬坪に餘り、本社は最高處に在りて九字の末社及び其の他の亭榭樓臺を境の内外に羅し、名跡亦其の間に点在せり。社殿は正成の建營にして當時金棟玉欄丹廓蒼葢新たに建てられし十一僧坊の莊嚴なると相對して頗輪煥を極めきといふ。他に玉垣と宮門とは共に正成の建營にして三者いづれも今特別保護の格を有せり。左に少しく其の構造を説かん。

本殿の構造 桁行五間、梁間二間、向拜一間、三方椽高欄附階下前面三方、濱椽前面五尺、組物三ツ計、軒二重垂木、屋根流作、正面千鳥軒唐破風、妻二重虹梁入鋸附檜皮葺、内部丹塗、外部極彩色。

玉垣 桁行三十間、柵子格子入丹塗、屋根垂木裏瓦葺。

宮門 唐門、左右唐破風、組唐様大計受、柵丈隨所彫刻、屋根檜皮葺。

神輿庫 亦補氏の建てし所なり。

對旭堂 石礎登り盡きて本殿に進む右方にあり、崖上に構ふ、踞して囑望すれば近くは廣濶なる田野の間に夾まれて粟ヶ池の碧澄あり、遠くは石川の流を隔て、志貴葛城二上、金剛の諸峰の突兀たるあり、又旭日を拜するに宜しきを以つて此の佳名あり。

白雲宮 根岸拜殿の左側に在り、俗に上ノ宮、白雲ノ宮、又雲ノ上ノ宮と稱し、後醍醐天皇、同中宮禰子、同後中宮珣子、後村上天皇、同嘉喜門院勝子、皇后長慶天皇、同待春門院美子、皇后後龜山天皇、及び同中宮信子を祭神とし、應永八年三月十五日、楠正秀の勸請せし所にして、南朝の御靈廟として、歴代の崇敬淺からず、天文八年には後奈良天皇も行幸せられて左の御製あり

杜鵑鳴つる聲に神さびて、涙もよほす雲の上の宮。

明和五年には勅使吉田侍從參向して神體の金鏡の御封ありきと。

皇大神社 本殿の後山にあり、別に支子大神宮、又河内大神宮と稱し、天照皇大神、大物主神、事代主神を祀れり。

南木社 本殿の右方にありて、楠正成を祀り、應永十一年五月、楠正秀の創建にして、天文十年に至りて同正虎を合祀せり。

紫天神社 南木社と相並び一に紫籙寺天満宮と號せり、祭神は菅原道真にして、天正年中、大僧正賢海の勸請にかゝる。

富榮神社 前社と相接し、俗に惠美須社と稱し、事代主神を祀れり。

熊野神社。富榮神社に隣して伊邪那美神、須佐之男神の二座を祀り、天平年中の創立にして根來寺の氏神なりと傳ふ。

旭岡神社。白雲宮の傍に在りて木花咲也姫神を祀り、豊臣秀頼の室徳川氏が安産祈禱のため勸請せし處、故に子安神と稱して婦女の崇敬甚篤しと。

稻荷神社。位置は前社と並び祭神は宇迦之御魂神なり。

青箭神社。境外白雲宮の北に在り、尊泰親王、尊秀王、忠尊王、忠裕王、忠禎王、青谷正祐、大國主神瑞眞、高鈴彦神、橘諸兄及び楠正虎を合祀し、大同元年の創立にして爾後時々配祀ありしものなりと云ふ。

橘忠照彰功碑。青箭神社の側に嚴として立てる巨碑是れなり、高さ十五尺幅三尺、忠照は社司青谷氏の先代にして高鈴彦命一百十世の孫上はよく神に奉仕して下は又郷黨を化育し、其の功甚偉なるを以つて社戸相謀りて此の碑を建てき、銘は藤澤南岳の撰なり。

高天原。本殿所在地是れなり、いふ大古巨蛇出現の遺跡と。

雲櫻。拜殿の右側神苑中に在り、北山宮尊秀王の御手植にして春夏秋冬の三季花咲く。

旭ヶ岡。神苑全體の稱なり。

天水淵。上地官林の内に在り、太古皇室當社に祈雨の節雨水を封祭せられし遺跡と云ふ。

念佛ヶ岡。上地官林内に在り、楠賢海修行の道場の趾なりと。

かま塚。上地官林内にあり、長慶天皇御陵と傳ふ、帝の法諱覺海と音相近きを以つて後の附會なるべし。

楠琳勝墓。福正院に住せし根來權僧正を葬りしものなり。

楠賢海墓。北山の北方字奈備塚青谷累代の墓地内にあり、賢海は根來大僧正にして當山下之坊住楠

河内守正虎なり。

支子森。上地官林を謂ふ。

青谷正祐墓。賢海の墓と同所に在り。

櫻井。佐保野の東端東高野街道の側に在り、弘法大師祈願の遺跡と傳へ水極めて清冽なり。

北山梅林。北山支子城趾にあり。

旭ヶ岡櫻林。境内の櫻樹を云ふ、樹數五百餘世に名あり、加茂季鷹も嘗この地に來たりて

今日見ずばくやしからまし花盛咲きも残さずちりも初めず

と詠じ普く人口に膾炙せる處なり。

涙垂の梅。青谷正祐は根岸少將と稱し頗美男にして花笠内侍と稱する佳人の許に通ひしが、後、其の戀の紀念として植ゑたるものなりと云ふ、後奈良天皇嘗御詠ありき

なみだれのさめくとのみ思ひ寐の夢はうつゝの曉の空

と樹は枯死して現存せるのは後人の移植せしものなり。

地又八勝景あり。

寢	覺	杜	鳴	北	山	幽	梅	旭	岡	雲	櫻
佐	保	水	螢	和	原	晚	景	宮	山	躰	岡
根	岸	露	萩	葛	城	遠	雪				

例祭は七月十五日、十月十五、十六、十七日の二期にして、又雪散の神事あり、陰曆二月十一日と十一月十一日とを以つて行ひ、創建以來の古式にして昔は勅使參向ありきと云ふ。

年ふるき支子の茅原のつゝ井筒夜深き月に汲む人やたれ。

一條冬經

高閣幽々絶世塵
誰言支子天然景

山明水淨紫烟新
月色花光亦有神

和珥池 附粟ヶ池

仁徳天皇の十三年冬十月開鑿せられし所なれども今何處に在るか明らかならず美久具留御玉神
一に和爾神社と稱するより考ふれば或ひは喜志村なる粟ヶ池是れならんか然れども或ひは曰ふ和
爾池は粟ヶ池と僅に堤防を以つて界をなし、が何れの時か堤は崩壊して一池となり和爾池の名は
湮滅して世人は單に粟ヶ池と呼ぶに至りしものなりと然れども此の説によりて神社の或ひは和爾
神社と稱せしものならんも知れ難し池は河南鐵道線の東美久具留御魂社一の鳥居の邊にあり長方
形をなし甚廣からず。

夫婦塚

大伴村大字山中田の東方と大字南大伴との界に在り四面田疇の中にして封土四尺周圍八間許なり。
相傳ふ大伴の黒主夫妻の塚なりと然れども黒主は近江の人世々大友郷に居り因りて氏となし郷は
近江の滋賀にあるを以つて滋賀の黒主と稱し和歌を善くせり故に後人祠を滋賀郡に建て、黒主明
神と稱せしこと古記に明らかなり茲に謂ふ夫婦塚は故に或ひは他のものにして黒主を祀れると傳
ふる一小祠も他の大伴氏を祀れるものに非ざるか。

上山城趾

石川村大字大ヶ塚の東方上山に在り正平の昔後村上天皇の行宮を天野山より觀心寺に移し給ふに
及び補正儀和田正武等近傍に十七の支城を築けり當城は即その一にして福塚某據守して北兵に當
れり後天正年中根來の僧兵此に據り遂に織田氏に陥れらるゝや廢墟と爲り今は菜畦麥壠を見るの
み。

降幡神社

同村大字山城の南方に鎮座せる村社にして天忍穗耳命天津彦火々瓊々杵尊彦火々出見尊彦波瀲武
鸕鷀草葺不合尊神日本磐余彦尊を祭り三代寶錄に
清和天皇貞觀十五年十二月廿日辛亥授河内國正六位上天押日神從五位下
とあるは蓋本社ならん天押日命の孫道臣命は大伴連の祖而して此の地往古大伴郷に屬せしを以つ
て其の緣由全く無きに非ず然れども社名祭神共に異なる姑らく記して後考を俟つ。

壹須賀神社

同村大字一須賀の南方に在り大己貴命天照大神天兒屋根命品陀別命を祀れる延喜式内の社にして
一に天神と稱し昔は宮寺ありしが今は無し社域五百四拾餘坪を有し老樅森鬱として全境を蔽ひ幽
凄なる神境たり明治五年村社に列せられ一須賀の産土神たり。

叡福寺 上の太子

磯長山と號し磯長村大字太子に在り新義真言宗、紀の金剛峯寺に屬せり、一に石川寺、又磯長寺御廟寺と云ひ、通常上の太子と稱せり、南河由來巨刹多く、殊に金剛觀心、河合の三寺最著はれたるものなれども河合寺は既に廢頽に屬し、而も叡福寺の地の靈にして寺に由緒ある右三寺に勝り、寺觀亦金剛寺と伯仲の間に在り、今聊縁起に就いて語らん。

推古天皇の六年秋九月豐聰耳皇子甲斐國司秦川勝の貢獻せし駿驕駒に御し國境を正し伽藍開創の勝境を擇み兼ねて廟所を定めんと欲し調使丸といふ者を從へて諸國を巡り先富岳に上りて四方を觀望し河内國の分野に當りて五彩の瑞光天に曜くを見即いにしへ佛の法輪を轉ぜし無双の靈域なるを信じ來たりて御廟所と定め給ひき、而して其の驪を下だらせ給ひし地は今駒ヶ谷村大字駒ヶ谷にして村名亦是れに起ると云ふ、皇子の聖明仁德にましまして我が國の政治、文學、美術、工藝、其の他萬般の業に偉勳あるは夙に世人の認むる所にして、傳説によれば皇子は其の後二十年を経て四十七歳の冬十二月身づから役を督して御墓所を築き給ひしが推古天皇二十八年十二月二十一日御母穴穗部間人の皇后崩じ給ひしかば翌年正月二十二日此の地に葬り、同二十九年二月二十二日班鳩宮に於いて妃膳手皇女と共に薨せられ調使丸は遺命を奉じ併はせて屍を此に藏めき、上段なる御墓山は即この地にして、西方淨土の彌陀觀音勢至の三尊に擬して又一に三骨一廟三尊位と稱し、此の年天皇勅して御廟守護として僧坊十畑を置き叡福寺と號せしめ給ひきと、當時御廟を中心として方六町の地を賜はり、後、一百餘年を経て聖武天皇の神龜元年勅願に依りて伽藍を建營し、其の規模頗宏壯にして今の磯長村大字太子の全般と大字春日の西半とを以つて境内と爲し、東西に伽藍を置きて大和の法隆寺に擬し、東の伽藍を轉法輪寺と稱して其の中心は即叡福寺東は今の東福院を中心として大字春日の西の宮は是れが鎮守たりき、南林寺、西方院、皆寺中の塔頭にして惣門池舍利塔屋敷其の他何院

跡、何堂跡と字名に在るは皆當寺の一部頽廢の趾にして、以つて其の當年を推知するを得べし、嵯峨天皇は承和二年七月行幸ありて金品を寄附せられ、弘仁元年には空海一百日の間參籠してみづから關伽井を穿ち皇太子の教令を請ひ自證の妙得ありしことは其の自作と傳ふる記文に詳かなり、爾來、後宇多天皇に至るまで代々帝室の崇敬變ることなく、行幸御幸常にありて御衣御物を納められき、寺中に仙洞御屋敷と稱せる地のあるは蓋其の遺趾ならん、殊に崇徳天皇は大治元年水田二十五町を賜ひ龜山上皇は當國高安の莊を下賜せられ、其の他飛鳥の莊及び羽咋の莊を賜はりしが其の年代詳かなり、高倉天皇の承安年中には平相國清盛勅を奉じて其の子内府重盛を大壇主として堂塔の修補伽藍の再興を爲し、後深草天皇の建久二年九月親鸞は十九歳にして參籠し夢告の瑞相は別に自製の記文にあり、日蓮亦參籠すること七日、承應、良忍等亦、數度の參籠あり、後天正二年に至りて兵燹に罹り、後陽成天皇の慶長初年勅願に依りて本堂を建立し、諸堂相ついで再營せり、今の堂宇是れなり、中御門天皇より孝明天皇に至る迄代々御代參ありて金品を賜はりき、皇室の御崇敬、武門の歸依、碩德の參籠此の如くにして創建より今日に至る年を閱する一千二百八十一年、寺門時に盛衰ありしかども多きは二萬三千餘石の寺祿を食み少きも猶七十石の朱印を有し、境内の堂塔殆古來の名蹟たらざるはなし、南大門、樓門造にして傳運慶作の金剛力士の二王を安置せり、再建の年月は詳かならざれども其の構造に依りて考ふるに天正兵燹以後の建立なるが如し。

多寶塔 南大門の内、金堂の西南に在り、本尊、東面は釋迦、文殊、普賢の三像、西面は金剛界大日如來、四柱に四天王の像を畫き、承應年中江戸の人三谷某の建てし所なり。

金堂 本尊は聖如意輪觀音にして烏佛師の刻みし處と傳へ、協士は不動明王及び愛染明王にして、共に弘法大師のなりと云ふ、又別に四天王を安置し、再建の功を竣めしは享保十七年なり。

太子御影堂本堂。金堂の後に在りて東面せり。本尊は太子十六歳植髮等身の尊像にして丈五尺一寸もと禁裡にありしを後鳥羽天皇の文治三年十二月行幸のとき下賜せられしものにして世に孝養の御影と稱せるは即是れなりと。協士は廣目多聞の二天にして堂は後陽成天皇の勅願に依りて豊臣秀頼の再建に係れり。

二天門。上段に在り庭を隔て、南大門と對し過ぐれば直ちに拜殿皇太子の御廟を拜すべし。元祿元年丹南の領主高木主水の再建になり。左右は透廊長く相續けり。

三十五歳堂。二天門を入りて其の西に在り上の御堂と稱し其の安置せる像は皇子の大和國橘の宮に於いて勝鬘經を講讀し給ひし體相にして亦高木氏の再建になれり。

淨土堂。二天門を入りて東北に在り彌陀三尊像を安置せり。像は弘法大師參籠の日拜せし尊容を模せしものなりといふ。竣工せしは慶安二年にして再建者は尾張の人伊藤加賀守秀盛なり。

二十句の碑。淨土堂の北御廟前の東に在り、御廟窟の中西方なる皇太子自刻と傳ふる靈碑の二十句を享保年中石に鐫して建てたるものなり。

念佛堂。東方に在り庭を隔て、本堂と相對せり。本尊は信州善光寺如來の模造即彌陀觀音勢至の三尊にして善光寺四十八願所の中第十三番の禮所なり。

大師堂。念佛堂の西南に在り、本尊は宗祖弘法大師にして大師のみづから三鈷を以つて刻みし所なりと傳ふ。又體内には八祖相承の佛舍利を藏め世に是れを厄除大師と稱し賽者常に絶えず。

其の他、前大宮院遺骨塔後嵯峨天皇寫經塔後深草天皇寫經塔五字ヶ峰多寶塔願蓮上人の石塔源賴朝政子の五輪塔高木家歴代の石塔及び普門石不動石燈籠臺石中門古礎等は境内の各所に錯落たり。

什寶物は頗多く殆其の幾百千點なるを知らず。傳用明天皇宸筆普門品壹卷傳推古天皇宸筆安樂行品

壹卷傳太子御所持の高麗笛壹管傳舒明天皇宸筆般若心經壹卷傳後西院天皇題額常子内親王御筆近衛家親跋の法華經八軸傳後醍醐天皇宸筆御文章一軸傳靈元天皇御寄附の推古天皇の尊影傳用明天皇御所持の大穴笛傳聖德太子御衣新羅獻上の幡片傳聖德太子御筆梵字彌陀名號連書一軸傳弘法大師筆般若經五卷及び鑑査狀を有せる傳土佐將監筆聖德太子繪傳八幅(優)厨子入文殊像一體阿彌陀木像一體絹本如意輪像一幅觀音勢至木像一體本尊阿彌陀如來立像一體多聞天木像一體如意輪觀音木像一體愛染明王木像一體觀音木像一體絹本文珠畫像一幅(以巧)の外、厨子入文珠一體碼碯石揚柳觀音一體傳鳥丸光賢筆伊勢物語零本等一として見るに足らざるものなく其の他、枚舉に遑わらず。當寺の後山は磯長山と稱し又五字ヶ峯の名あり高峻にして磯崎倭松みな殊態あり太子の墓側より躡攀すれば用明孝德推古敏達四天皇の御陵は近く森嚴として立ち聖德太子の墓と併はせて梅花御陵の稱あり遠く望めば攝河泉の風光は双眸の裡に集まり海を隔て、濛淡の青黛亦眼中に入る。古事談。

天喜二年九月廿日聖德太子御廟近邊坤方爲立石塔引地之間地中有似苦石堀出之苜也長一尺五寸許廣七寸許有身蓋開見之處御託文也仍天王寺奏聞事由件御託文狀云

吾爲利生出彼衡山入此日域降伏守屋之邪見終顯佛法之威德於處々造立四十六箇之伽藍化度一千三百余之僧尼別記法華勝鬘維摩等大乘義疏斷惡修善之道漸以滿足矣下石今年辛巳大河内國石

川郡磯長里有一勝地尤足稱美故點墓所已畢吾入滅以後及千四百卅余歲此記文出現哉爾時國王大臣發起寺塔願求佛法上石文也

小野宮右府記云

此事天王寺別當桓舜僧都依執柄仰參向彼御廟歸洛談申云其所住僧前年爲建立和堂掃除其邊地其

夜夢人來云此地ニ不可立堂舎早可停止此傍地可宜云々依此夢止初地建立他所初所今年掃除之間所掘出此石函也件函有身蓋如凡帳足其色如褐色以如針之物銘件字也自彼年及今年四百三十六年云々寺今破片と稱して瑪瑙に數字を鐫せるものを藏すれども眞偽は詳かならず好奇の士は就いて覽るべし。

厩戸皇子墓

叡福寺後に在りて世に御墓山と謂へり兆域六百七十四坪高さ四間圓形を爲して四周に石柵を繞らし柵面に淨土三部經を刻し墓上は雜木鬱然たり墓又御母穴穗部間人皇后並に妃膳手皇女を合せ葬れるを以つて一に三骨一廟の稱あり初太子三骨の廟を築かんとして勝地を相し此の地を得て廟所と定め給ひしが推古天皇の二十八年二十一日間人皇后の崩じ給ふに及び先之れを大和の箸の廟に假葬し翌二十九年正月二十二日身づから棺を擔ひ來たりて茲に改葬し給ひき越えて同年翌月二十日皇子も大和の班鳩の宮にして薨じ妃膳手皇女亦同刻を以つて梵宮に入り給ひしかば侍臣遺命を奉じて併はせて茲に葬りき中央は間人皇后にして東は後太子西は皇妃なり蓋西方淨土の三尊に擬せしものなり維新以前に至るまでは代々の寺僧之れを護りしが今は宮内省の所管たり。廟前に廊あり廟に向かひて次第に登る古といへども諸人の拜覽を許さず只寺僧の齋戒して燭を點じ廊に入る六間許にして廟窟を拜するを例とせしのみ廟中二十句の靈碑あり廟上大乗木盤桓せり二十句碑は廟窟の西方にあり皇太子のみづから刻み給ひし靈碑なりと傳ふ碑に曰はく

大慈大悲本誓願 慈念衆生如一子
是故方便從四方 誕生片州興正法

我身救世觀世音	定惠契女大勢至
生育我身大悲母	西方教主彌陀尊
眞如眞實本一體	一體現三同一身
片域化緣亦已盡	還歸西方我淨土
爲度末世諸衆生	父母所生血肉身
遺留勝地此廟窟	三骨一廟三尊位
過去七佛法輪所	大乘相應功德地
一度參詣離惡趣	決定往生極樂界

大乘木 皇太子の御母間人皇后の尊骸を大和の箸の假廟より此の磯長に御改葬のとき御柩の轅を墓の西方に挿して誓願し給はく我が信ずる處の大乗佛教幸に國中に流布して末世の衆生を濟度するを得ば此の木必根芽を生じ枝葉繁茂せんと轅後果して根芽枝葉を生じて大乘の靈光日に輝き一千二百餘年の今日老幹槎枿として此の名あるものなりと云ふ。

推古天皇紀 二十九年春二月己丑朔癸巳半夜厩戸豐聰耳皇子命薨于班鳩宮云々是月葬上宮太子於磯長陵諸陵式。

磯長墓橋豐日天皇之皇太子名云聖德在河内國石川郡兆域東西三町南北二町字戶三畑元亨釋書聖德太子傳。

太子(中)長逝太子年四十九其夜天地變瑞甚多四海萬姓如喪考妣哀號之聲盈衢路喪歛之夕太子并

妃容貌如生身體蕪郁兩屍輕只其衣之重而已太子有驪馬甲州所獻常駕此馬科長廟葬日驪自負鞍從車殯已向廟高躍而蹙過七七一鳥飛來集墳上鳥爲有來此鳥拒去時人號守墓鳥三年後不見。

東福院

眞言宗紀伊國金剛峯寺の末叡福寺塔頭にして同村大字春日に在り創建の年次詳かならず傳へ云ふ推古天皇の御宇聖德太子の御廟守護として僧院十畑を置かれし其の隨一なりと爾後法燈滅せずして今日に至り其の表門及び鐘樓は小なりと雖多くの星霜を経一見するに足れり。

西方院

大字太子の東南に在り淨土宗京都智恩院の末寺にして厩戸皇子の侍女月益日益玉照三姫の皇子の薨後剃髮して草創せし所なりといふ住職は世々比丘尼にして後終に荒廢せしを寛永十六年尼壽正中興せり今の堂宇は即是れにして本尊阿彌陀佛は聖德太子の作なりとぞ又他に十一面觀音座像銅彫一體及び聖觀音立像木彫一體あり共に逸品として院の秘藏たり。境内千載井赤染井春井あり又別に三姫の墳あり共に別に記さん。

蘇我馬子塚

大字太子の東南西方院の東田圃の間に在り東西三間南北二間半にして中央に高さ六尺三寸の石塔一基を建てたり傳へ云ふ馬子を葬りし地なりと又或ひはいふ妹子の塚なりと然れども妹子の塚は山田村科長神社の南一町にありと云へば今いづれとも定め難し。

三姫墳

叡福寺の南西方院の境内に在り僅に四坪許の裡に三基の石塔を建て蔽ふに一小屋を以つてせり塔の高さ中央なるは八尺三寸餘右なるは四尺七寸にして他は五尺なり傳ふ是れ聖德太子の侍女月益姫蘇我大日益姫蘇我大日妹蘇我大日子蘇我大日大玉照姫蘇我大日守蘇我大日量蘇我大日大の三人を併はせ葬りし處にして三姫は太子の薨後尼となりて西方院を草創し太子の冥福を祈り以つて天壽を了はりきと。

敏達天皇御陵 附石姬皇女墓

大字太子の南方奥廣に在りて河内磯長中尾陵と云ふ天皇は譯語田淳中倉太珠敷尊と稱し欽明天皇の御子にして御母は石姬皇女なり欽明天皇の崩ぜらるゝや祚に登り十四年秋八月大殿に崩じ給ひき而して此の地に葬り給ひしは崇峻天皇の四年夏四月にして地は既に母后石姬皇女を葬れる處なり兆域參千百六十一坪に亘り四周は濠地にして陵上には林樹繁鬱せり。

古事記

沼名倉太玉敷命坐他田宮治天下壹拾肆歲也(中略)御陵在川内科長也。

崇峻紀

四年夏四月壬子朔甲子葬譯語田天皇於磯長陵是其妣皇后所葬之陵也。

諸陵式

河内磯長中尾陵譯語田宮御宇敏達天皇在河内國石川郡兆域東西三町南北三町守戸五畑。

磯長原墓石姬皇女在河内國石川郡敏達天皇陵内守戸三畑。

扶桑略記

敏達天皇十四年八月十五日天皇春秋廿四歲崩山陵河内國石川郡磯長中尾^{高三町}

廢妙見寺趾 附形浦山碑吉繼碑誌

大字太子の東北妙見山に在り寺は天白山と號し禪曹洞宗山城國宇治郡興聖寺の末寺にして推古天皇の御宇蘇我馬子の開創に係り初眞言宗たりしが南朝のとき兵燹に罹りて頗荒廢し降りて正保年中僧淨悅中興して今の宗に改めき廢寺となりしは明治五年にして本尊十一面觀音は丈六尺初瀬觀音の模形にして材は同木なりと稱し作者詳かならざれども其の彫優秀にして稱するに足れり寺往年形浦山碑及び吉繼の碑誌を藏せしが今は逸して其の謄本の存せるのみ

形浦山碑

飛鳥淨原之朝廷左辨官直大貳采女竹良卿所請造墓所形浦山地四千代他人莫上毀木犯穢傍地

己丑十二月廿五

己丑は持統天皇の三年にして形浦山は山田村字片原山なりと傳ふれども今詳かならず

吉繼碑誌

維延曆三年歲次甲子朔癸酉參議從四位下陸奥國按察使兼鎮守副將軍勳四等紀氏諱廣純之女吉繼墓誌

墓は傳へて妙見山の西麓にありといへども是れ亦いま詳かならず

用明天皇御陵

大字春日の南向山に在りて河内磯長原陵と稱し兆域二千八百八十一坪にして田圃四面を圍み三方は濠池これを繞りて古松其の上^上に落々たり天皇は欽明天皇の第四子にして御母は堅鹽媛と稱し初磐余の上の陵に葬りしが後推古天皇の元年九月此の地に改葬せられき

古事記用明天皇の段

此天皇御陵在石寸掖上後遷科長中陵也

推古天皇紀

元年秋九月改葬橋豐日天皇於河内磯長陵

諸陵式

河内磯長原陵磐余池邊列槻宮御宇用明天皇在河内國石川郡兆域東西二町南北三町守戸三烟

扶桑略記

用明天皇二年四月九日天皇崩山陵大和國磐余池上^{七月}葬之推古天皇元年九月改葬河内國石河郡磯長

原山陵^{高三町}

牡丹洞

大字春日の北方山中の字若草に在り洞の口經三尺にして口中高さ五間周圍四間餘ありて厩戸皇子瑩城の石柵を造るに當り鑿ちし所なりといふ岩に斧痕あり或ひは然らん北方に當りて亦一巖窟あり窟口方八尺許に過ぎざれども奥の深さ測るべからずと云ふ

春日佛師宅趾

佛師名は鳥其の先は百濟の人司馬達に出で一に鞍作鳥と稱せり其の刻む所の佛像は奇工神に入り、今世に存せるものは少なからざれども悉寺門の珍寶工藝美術の模範たり、大字春日の北堂は其の住せし處と傳ふれども遺趾の更に認むべきなく、空しく田圃民宅となり、纔に里俗の傳稱に存せるのみ、佛師の事蹟詳くは日本紀に出でたり。

推古天皇御陵 附竹田皇子墓

山田村の字高塚に在り、天皇は豊御食炊屋姫尊と稱し、欽明天皇の御子にして用明天皇の同母妹なり、幼時額田部皇女と呼び、容色端麗、御年十八にして立ちて敏達天皇の皇后と爲り、天皇の晏駕し給ふに及びて位に豊浦宮に即き給ひしが、三十六年、或ひは三十七年崩す、時に比年五穀登らずして百姓大いに飢乏しかば、詔して厚く葬るなからしめ給ひ、而して是れより先竹田皇子薨せられしを以つて、乃同皇子の塋に就いて葬り、兆域は田疇の間に瘤起して二千四百三十四坪あり、方形にして四周に木柵を繞らし上に松樹雜木茂生せり。

古事記推古天皇の段。

豊御食炊屋比賣命坐小治田宮治天下參拾漆歲御陵在大野岡上後遷科長大陵也。

推古天皇紀。

三十六年春二月天皇臥病三月丁未朔壬子天皇病甚之癸丑天皇崩之(略)中秋九月己巳朔云々先是天皇遺詔曰比年五穀不登百姓太飢其爲朕與陵以勿厚葬便宜葬于竹田皇子之陵壬辰葬竹田皇子之陵諸陵式。

磯長山田陵小治田宮御宇推古天皇在河内國石川郡兆域東西二町南北二町陵戸一畑守戸四畑。

扶桑略記。

推古天皇卅六年戊子三月天皇春秋七十三崩一云七十一、一略中山陵河内國科長山田略中高二丈、竹田皇子陵河内國石川郡磯長山田略中方二町、同。

康平三年六月二日河内國司言上盜人發推古天皇山陵之由。

孝德天皇御陵

大坂磯長の陵と稱し、同村大字山田の上の山に在り、兆域四百九十坪に餘り、封土の高さ八間にして木柵四周を繞り、松林緩かに是れを圍みて、陵上松樹雜木疎生し、一に然の陵と謂へり、天皇は皇極天皇の同母弟茅渟王の御子にして、御母は吉備女王なり、難波長柄豐碯宮に宮居して宇を御し、白雉五年十月崩じ給ひ、吾が國に年號の立ちしは天皇の時に始まり、其の他、天皇は八省を開き冠衣を定め國司郡司を置き關所宿驛を設けられ、實に中興の聖主たり、白雉五年十二月此の陵に葬り、諸陵式。

大坂磯長陵難波長柄豐碯宮御宇孝德天皇在河内國石川郡兆域東西五町南北五町守戸三畑、枕草子。

みさゝきはうぐゐすの陵、かしは原の陵、あめのみさゝき。

扶桑略記。

孝德天皇白雉五年十月天皇崩、山陵河内國石川郡大坂磯長十二月葬磯長山陵、高二丈、方五町。

廢 萬法藏院趾

大字山田の東北山下葛蒲谷に在り。院は是れ有名なる大和國葛下郡當麻村當麻寺の前身にして、推古天皇の二十年皇子麻呂子の聖德太子の教を受けて創建せし所にして、天皇の勅によりて官寺となりき。當時諸堂宇頗壯觀を極めたりしが、天武天皇の白鳳二年大和に移されて此の地は廢せられ、古佛毘沙門天像一體のみは科長神社に残り、堂宇の名稱は田圃の字と爲りて、纔に其の名残を存せり。元亨釋書。

和州禪林寺者俗號當麻寺、用明帝第四王子麻魯古因兄豐聰王子訓所創也。推古帝舉爲官寺、初號萬法藏院、在內州山田郷、白鳳二年麻魯王子得瑞夢移于當麻、當麻者役小角之家地也。

蘇我山田石川麻呂墓

石川麻呂は鎌足と共に惡逆入鹿を斬りし人にして、墓は大字山田の中央、字上之町に在り、今は地藉民宅に屬し、墓上巨石二を存して、周圍篋竹の婆娑たるあるのみ。三代實錄。

陽成天皇帝元年十二月廿七日癸巳、石川朝臣木村言始、祖大臣武內宿禰男宗我石川生於河內國石川別業、故以石川爲名、賜宗我大家爲居、因賜姓宗我宿禰。

小野妹子墓

科長神社を南に距る壹町許、字普野に在り、妹子は天帶彥國押人命六世の孫、米餅搗大使主命之後にし

て近江滋賀郡小野に家せしを以つて、氏を小野と稱し、推古天皇の御宇遣隋使となりて、二回支那に赴き、任了へ歸るに及びて、大徳冠の榮位に上りき。塚上松樹雜木叢生し、寒烟常に是れを繞りて、寂寥たり、但此の地に葬りし所以は詳かならず。

科長神社

大字山田の東南、字東條に在り、式内の神社にして、科長津彦命科長戸邊命を合祀し、山田畑葉室五百有餘戸の産土神たり。元祿以前は二上山上に鎮座ありしを、後に此に遷祀し、今俗に八社大明神と謂へり。社殿は西嚮して四座の末社之れを繞り、近邑より來たり賽するもの尠ならず。境内亦甚廣からざれども、林泉幽靜にして、二株の老楡は相並んで、蓋々天を刺し、巨松老杉は翁鬱として、全境を蔽ひ、櫻樹數章其の間に點綴し、又南河の全部を双眸の裡に収めて、眺望極めて佳なり。華表の額、八社大明神は元祿十四年葉室正二位權大納言藤原賴孝の筆になり、華表前の御手洗は八精水と稱し、いにしへ當麻鍛冶が鍛鍊の湯に用ひしものなりと云ふ。同地に入精水姓の者あり、傳へて鍛冶の後なりとせり。

社、神功皇后と關係ありと稱せらる。抑皇后は開化天皇の御末にして、同天皇の皇子に日子坐王あり、其の王子に山代之大筒木真若王あり、真若王は迦邇米雷王の御父にして、迦邇米雷王は又稚筒城王と稱し、丹波之遠津臣の女高材比賣を娶りて、息長宿禰王を挙げ給ひき。息長宿禰王は河俣稻依毘賣と葛城比賣、即神功皇后なり。加茂眞淵、本居宣長等は曰はく、息長はオキナガにして、近江阪田郡の息長より出で、萬葉(二)に見ゆる爾保村乃於吉奈我河波は、此の地の川なりと案ずるに、然らず。近江の息長の史に見ゆるは、息長宿禰王より後にして、隨ひて此の王名の彼の地名より出でたりとはするを得ず。又、衣

通姫の事を引きて證せんとしたれども共に確證とし難し。思ふに息長は其の訓シナガにして當郡磯長より出でたる稱ならん磯長は敏達(磯長中長陵)用明(同河内磯)推古(山磯長)孝徳(磯長磯)諸天皇の御陵地として古く其の名著はれ、(聖徳太子の墓また此の地に在り磯)磯は假用文字にして科とも書してシナガなる事疑なく而して息のシと訓するを得べき事は殆説くを要せざる處なり。今息長王の御系統に就いて考ふるに其の祖父は山代之筒木眞若王、父は稚筒城王にして兩者共に他國中最河内に接近したる地より得給ひし御名なるを見る。而して稚筒木王は丹波に於いて妃を娶り給ひしが其の王子の名の息長とあるに依れば恐らくは丹波より伴ひ來たりて此の地方に居らしめ給ひしものなるべく、(昔時多く母の居地)又今はあらざれども元祿年中の寺社吟味帳に當國舊石川郡平石村平石城跡に同城の鎮守として葛城大權現あり迦邇女大王と八大金剛とを祀れりし由を記せり。平石は此の地と接続せる處にして是れ同王の此の近方に最關係あるを證するものならずや。又同王の妃二人一の河俣稻依毘賣は當國舊若江郡川俣に住み給ひけんより出で、他の葛城之高額比賣は大和國葛下郡高額(和名鈔に見ゆ)の地名より得給ひけん名なるは既に本居宜長の論ぜしが如し。而して磯長は古來竹内街道を以つて大和と通じ磯長より此の街道に沿ひて大和に入れば即當麻にして、今同村大字染野字只野に高額比賣の御墓あり(封土高さ三間四方各凡七間面積四十九坪)磯長の地と相距る僅に二里、息長王は磯長の地に住して此の姫を娶り給ひ茲に息長帶比賣を擧げ給ひしなり。(同王の王子息長)是れ實に神功皇后の御誕生地を定むと同時に御名のオキナガに非ずシナガなるを證するものにして、息長帶比賣を又氣長帶比賣と書せるものあれども共に同じく、又地名に磯長科長と記して人名にのみ息長と記せしは祝ひたるに因るものならん故に思ふに神功皇后は此の磯長附近に御降誕あらせられしものにして、御名は正しくはシナガタラシヒメと訓し、此の關係よりして夫帝仲哀天皇を磯長より一里

強の地ある長野に葬り給ひしなり。又其の皇子品陀別命(應神)の居給ひけん譽田の地は科長と長野との中間に在り、又同天皇の御陵も此の譽田に在り、しかのみならず同天皇の娶り給ひし息長眞若中比賣の父昨俣長日子王の名は攝津の抗俣より出で、此の地を距る數里を出でず、又皇子には若野毛二俣王ありて譽田の北方に二俣の地名あるを見る。其の他同天皇の皇女田井之中比賣(和名鈔河内國田宮之中比賣同交野等皆遠からざる地と關係あるに非ずや)又更に之れを倭建命に考ふるに同命の某妃の子に息長田別王あり、而して同命の伊勢能褒野に於いて薨去あらせらるゝや白鳥となりて當國の古市に飛び來たり給ひき。此の古市は科長に近き譽田の南隣科長と相距る僅に一里の地にして、同命に此の王子のあるを以つて思へば古事記に一妻とあるも或ひは此の附近の女にして、息長田別王も此の古市科長附近に居給ひしにやあらん。故に薨後も白鳥となりて其の靈の飛び來たり給ひしものなるべし。又此の田別王の子に材俣長日子王のあるも先に曰ひし地よりの名にして、亦遠からぬを、蓋社の同皇后と關係ありと稱せらるゝもの是に因る。以上に依り神功皇后の御名は正しくはシナガタラシ比賣にしてオキナガタラシ比賣に非ず、隨ひて其の御降誕地も磯長附近の地方に在るものに似たり。なほ此の他の息長も古くはシナガにして、加茂眞淵の之れを反對にせるは誤謬なるが如し。殊に左に二三示す所にては息長の此の附近の地方に關係あるに於いてをや。

姓氏錄左京皇別

息長真人出自譽田、天皇謚應神天皇稚淳毛二俣王之後也。

息長丹生真人息長息人同祖。

左京皇別。

息長連應神天皇皇子稚淳毛二俣王之後也。
山城國皇別。

息長竹原公應神天皇之孫阿居乃主之後也。竹原は今の中河内郡に在り。續記養老元年に車駕還至竹原井頓宮とあるも此の地なり。今に附近の山を竹原山といふ。科長の北方三里弱。

阿彌陀窟

一路遷迢として西古市村より東に馳せて大字山田の東北に至り將に二上嶽の双巒を隔斷せんとする處即萬法藏院址の側に在り。大小二洞ありて大は洞口高さ二間、巾三間餘、奥の石壁には彌陀三尊を刻して中央には又高さ丈餘の二層の石塔を置き、小は洞口高さ二間四尺、巾四尺餘、亦石佛を安ぜり、共に奇古にして稱して役の小角の創設せし所なりと謂ふ。窟前古は茶店ありて河和の行旅に便せしが今は廢せり。路は謂はゆる岩屋越に通じ直ちに大和の當麻寺に下るを得。

燈明櫻

同村大字畑の女神峰に高さ六尺、周圍二間許の一巨石の横はるを見る。櫻樹は其の側に在りて、昔弘法大師石上に端坐して經を講せしとき櫻樹灼として光明を放ち山中の群猿皆來たりて傾聽せしと云ふ。然れども櫻樹今は朽腐して亡く、唯石色の綠潤たるを見る。

柂井 附弘法大師腰掛石

大字畑の民家の宅内に在り、傳へ云ふ弘法大師の鑿ちし闕伽井なりと、故に一に大師の井と名づけ周

圍六尺、深さ二間、水頗清冽にして甘味を帶び、四時増減なし、亦奇と云ふべし。大師腰掛石と稱するもの亦此の地に在り、大師の井水を掬びて數々懇ひ以つて渴を癒し、處なりといふ。

二上嶽

河和の國境に必々、東は大和の葛下郡竹内村に跨り北西南の三面は本郡山田村に屬し、雙耳屹突として海面を抜くこと一千六百尺、葛城山と相對峙して彼は高崇森嚴に誇り此は峻峭奇拔に鳴り、宛然國境に一幅の大畫圖を披展したるの觀あり、滿山これ石にして兩尖相並び北なるを男嶽と、稱し南なるを女嶽と云ひ、或ひは總稱して双子山の名あり、山麓鹿合には抱岩、豎岩、觀岩等あり、皆趣體に依りて名づく、豎岩は高さ九間、巾三間にして岩上一古松あり、翠雨常に滴りて又愛すべし、登路一條あり、字岩室口よりし拾一丁餘にして達す。

高貴寺

白木村の東北、字神下の山腹に在り、寺傳によれば役の行者の開基にして行者の葛城山二十八谷を法華經二十八品に配せし第二十五普門品に當り、而して地は太古饒速日尊の衆神と共に天降り給ひし處なるを以つて神下山と號し、山中又供花の多きに由りて稱して香花寺といひき、後嵯峨天皇の御宇弘法大師留錫して上の太字へ百日の日參を爲し、別に山中に草庵を結びて一夏九旬、茲に安居せり、故に今なほ其の地を字して安居と云ふとぞ、然るに大師安居のとき一日三密瑜伽の修練床上に高貴徳王菩薩の出現を拜せしかば、改めて高貴寺と稱し、嵯峨天皇の勅を奉じて金堂、講堂、東西兩塔、經藏、鐘樓、食堂、二王門等を創建して中興の祖たり、大師の高野に去るに及びて高足智泉、其の後を繼ぎ、爾後法燈

愈、嫌き堀川天皇の長治年中には東寺一の長者烏羽範俊僧正も來たりて此に住し降りて元弘元年後醍醐天皇の笠置を發して平石城に臨幸せられ北條高時大軍を遣はして來たり迫るに及び衆徒醜賊降伏の祈禱をなし果して賊徒戰利あらざりしかば賊軍火を伽藍に放ち擧げて烏有となせり後大塔宮其の跡を御覽ありて

惠をばたれ給へかし神佛伽藍を燒きし罪ふかき身に。

と御悼懷の歌を賜はりきついで金堂及び寺門六坊を再建し爾來法燈相承くる數百年安永二年慈雲大和尚寺を僧坊と改め正法律を再興して眞言律宗一派の本山と爲せり慈雲和尚は讃岐高松家の臣にして學は和漢に通じ又外典に精しく識は諸道の淵源を究めて著書頗多く人以つて大迦葉尊者の再來とせり爾來僧坊の憲を守りしが明治六年に至りて之れを廢し更に高野山金剛峰等の所轄となれりといふ。

現境内三千坪を有し金堂講堂御影堂開山堂其他幾多の佛堂教室は長廊に依りて相連なれり、鐘樓門。總門の謂にして懸くるに梵鐘を以つてし側には喬松兩三株ありて之れを護れり。

學寮。鐘樓門を入れれば正面の門内に見ゆるもの即是れにして長方形の瓦葺平屋建の家屋なり。

金堂。學寮を圍める土屏の右側より進めば堂は其の正面に在り本尊は五大尊像にして丈四尺空海が一刀三禮の作と傳ふ。

開山堂。金堂の左に在りて之れと相並べり。

講堂。金堂の右にあり國家淨穢寺門繁榮の爲に刻せし辨財天の像を安置せるを以つて一に辨財堂と呼べり堂又他に後烏羽院櫻町院桃園院後桃園院開明門院等の神牌を奉安し又空海書と傳ふる天長地久寶祚延長の卒都婆を存せり。

後烏羽院塔。金堂の後に在り建久六年三月十三日行幸の紀念として建てさせられしものと傳へ十三重の石塔なり。

烏羽僧正塔。後烏羽院塔と相並べり。

龍池。金堂の後より奥院に至る阪路の屈折したる所にあり中央に龍王宮ありて一缸を架し旱天に雨を祈れば必靈驗ありと云ふ。

尊勝塔。一に戒壇堂と稱し龍池の上奥の院の下老松蒼鬱の裡に在り。

御影堂。奥の院と稱し大師が求聞持の法を修行せし當山の最高所と傳へ傳大師三十二歳自作等身の像を安置し脇士は四天王なり。

慈雲和尚庵室。御影堂の左にありて古雅なる一草菴なり。

慈雲尊者御廟。御影堂の右石壇の上に五輪塔を安置せるもの是れなり塔に石眼あり石眼は俗説に高貴の墓石にあらざれば得難きものなりと云ふ。

柳澤甲斐守保光碑。慈雲和尚の廟前を少しく歩み右すれば一坦地あり石柵の裡一大自然石の碑を建て、表に守の「迷ふべき筋こそなけれ烏羽玉のわが黒髪をはらひ捨てつゝの詠を刻し裏面に比丘明堂の證文あり守は深く雲師に歸依し入道して髪を茲に納め、ついで此の碑を建てき。

五彩楓。奥院階下の右側に在る二株の老樹是れなり二株共に晩秋五彩を爲し當山無二の珍にして世に見ざる名木なりと。

獨鈷水。學寮の後にあり石室にして木扉之れを閉せり傳ふ大師獨鈷を以つて加持し得たりし所の靈泉なりと。

岸の櫻井。鐘樓門下に在り云ふ聖德太子馬鞭を以つて掘り給ひしものなりと。

當山の地勢は山を負ひて南に開け東南は近く葛城、金剛の二峰巍々として雲表に聳け、後山、春は山櫻、香雲暖雪の觀を爲し、晚春紫巖多くして香柔餐すべく、夏は杜鵑花ありて、全山燃ゆるが如く、月夜稀に三寶鳥の鳴くを聞く、秋は萬木霜に厭きて、蜀錦を粧ふが如く、冬また觀雪に適して、四時の佳囑備はらざるはなし、慈雲和尚詠あり、歌ひ得たりといふべし。

春秋になれても訓れぬ眺めかな、谷のとぼその明がたの空と。

廢善成寺趾

同村大字平石の中央字里中の地に在り、もと嵯峨天皇の御宇、僧空海の開基に係り、伽藍の初めて成りしは天長三年二月にして、空海の寶珠を感得せしより、寶珠山善成寺と號し、當時結構壯嚴を極め、降りて建久六年には、後鳥羽天皇も藤原定家を俱して臨幸ましまし、ことあり、行宮の趾は今なほ里の南に遺れり、然れども南北朝のとき、南軍勝利敵兵調伏の祈禱を修して、北軍の焼く所となり、伽藍悉灰燼に歸し、其の後廢頽に陥りて、僅に地藏院の一字を存せしに過ぎず、爾來益々頽廢を重ねて、明治六年全く廢寺となり、堂塔の名は空しく、田圃の字に移り、礎石の厚く、青苔に蝕せられて、點々散在せるをみるのみ。

平石城趾

大字平石の西北城ヶ塚にあり、山上の廣袤三百坪にして、地回字形を爲し、周圍は老松蒼鬱として、明らかに其の古城趾たるを認むるを得、傳説によれば、城は平石氏世々の居地にして、贈正四位上河内守茂

吉に至りて、忠節大いに世に顯はれ、數世ののち左衛門尉茂直は南朝に屬し、元弘の役笠置城の陥るに及びて、補正成護良親王と與に帝を奉じて、此に據り、東兵來たり攻むれども、抜く能はずして、對陣七日に至りしが、東兵の火を放ちて、城外を燒き、城中擾亂して、正成も天皇を奉じて、之れを避け、茂直も自殺するに及びて、城遂に陥りきといふ、後、正平十四年、福塚川邊、左良階當木、岩郡、橋本判官以下の兵五百餘騎にて、據守せしが、足利勢の襲ふ所となり、二たび陥りて、爾後全く廢住に歸せり、今中央に一小石祠を存し、傍に二基の碑を建てたり、村に平石氏の後裔ありて、綿々斷たず、多く遺物を藏せり、其の中、殊に茂直の室政喜前の所持せし唐の揚貴妃が、玄宗皇帝より賜はりしと言へる古鏡は、傳家の珍なり。

太平記。

今河上總介、佐々木六角判官、入道崇永、舍弟山内判官龍山(龍泉寺城)の軍に合はざりつること安からぬもの哉と思はれければ、わざと他の勢を交へずして、五百餘騎同日の晚景(正平十四年閏四月廿九日)に平石の城へ押し寄する、一矢射ちがふ程こそあれ、切岸高ければ、先なる人の楯の算を踏まへ、甲の鉢を足だまりにして、城戸逆木を切り破り討るゝをもいはず、手を負ふをも願みず、我先にと込み入りける間、敵こらへずして、其の日の夜半ばかりに、金剛山をさして落ちにけり、二箇所(龍泉寺、平石寺)の城たやすく落とされしかば、寄手は勝に乗りて、龍の水を得たるが如くになり、和田補は氣を失ひて、魚の泥に吻くが如し、斯の如くなれば、赤坂の城も幾程かこらふべき、暫時に責め返して、のち主上を生虜り進らせ、三種の神器を取り奉りて、都へ返し入れ進らすべしと、諸人衆を指す思をなすは、今天下靜まりて、武家一統の世になりぬと思はぬ人はなかりけり。

葛城山 附、石橋

南河内郡の東部に峙立して南北に蜿蜒せる一山脉あり、中央は篠山と稱し、最南に至りて金剛山となり、而して最北に聳ゆるに更に一高峯をなせり、此の最北の高峯は即葛城山にして、東は大和の葛上葛下の二郡に跨り、西は河内村北は白木村に屬し、南は赤阪村に接せり、海面を抜くこと三千二百八十尺にして、登路すべて三條あり、一は赤阪村大字水分よりして一里十四町、他の二は共に白木村大字平岩よりし、而して其の一は豆原道一は釣瓶谷道にして共に十六町にして山頂に達す、路頗峻峻を極むといへども名蹟亦少なからず、古來著名なる久米の岩橋は山頂より僅に東する處に在り、長さ八尺幅五尺許にして橋面は四段の板を横へたるが如く、其の兩端稍隆くして欄基の容を爲し、形勢は將に南峰に及ばんとして其の南端の缺落したるもの、如し思ふに人工のよくする所にあらじ、傳へ云ふ昔役小角石橋を造らんと欲して是れを諸神に命ぜしに一言主神その容貌の醜を恥ぢ盡を憚り夜をのみ待ち給ひしより橋は工を竣へずして小角の怒に觸れ、爲に咒縛して深谷に監置せられ給ひきと、石不動は石橋を距る四五間の處に在り、鉾立石は橋下四丁にありて高さ二丈計形によりて此の名あり、鍋岩釜岩亦然り、胎内竇は巨巖左右より合し中間虛を爲し、頭を傾け身を縮めて通るを得るを以つて此の名あり、山頂は囑望に富み、金剛山は南に近く呼べは將に應ふべく、後は大和の山河手を披いて覆ふを得べし、西北は近く攝河の里落を瞰下し、遠くは珍努の浦曲に眞帆片帆の相逐ふを望み、更に霞隠れの淡路の翠巖亦悉眸裡に入りて其の景いふ可からず、今左に史上に見ゆる二三を示さんとす、但普通大和に屬するを以つて茲にはその一斑を擧ぐるのみ。

雄略天皇紀

五年春二月天皇狩獵于葛城山、靈鳥忽來其大如雀、尾長曳地而且鳴、曰努力努力、俄而見逐、嗔猪從草中暴出、逐人猶徒、綠樹大懼、天皇詔舍人曰、猛獸逐人則止、宜逆射而且刺、舍人性懦弱、綠樹失色、五情無主、嗔

猪直來欲噬天皇、用弓刺止、舉脚踏殺。

天武天皇紀

九年二月丙午朔辛未、有人云得麟角於葛城山、角本二枝而未合、有完々上有毛々長一寸、則異以獻之、蓋麟角歟。

弘川寺

河内村大字弘川の東方、葛城山の隆然として横はり、姿勢凡ならずして、恰巨人の寐たるが如き處に在り、天智天皇四年の創建にして、開基は役小角なり、小角初一字を草創して、樂師像を安置したりしが、天武天皇の白鳳年中、天下大いに旱するに當り、龍池に祈雨の法を修せしに、即日膏雨大いに降りしかば、因りて龍池山弘川寺と號し、且勅願所となりき、故を以つて金堂講堂、寶塔鐘樓、其の他多くの支院ありて、結構壯嚴を極め、聖武天皇の天平九年には、行基此に安居すること一夏にして、光仁天皇の寶龜年中には、沙門光意も亦此に學を修め、嵯峨天皇の弘仁年中に至りては、空海佛像を刻みて、伽藍を中興し、是れより眞言宗となり、降りて後鳥羽上皇御不豫のとき、當山座主空寂に勅して、之れを祈らしめ給ひしに、忽平癒ならせ給ひしかば、當山に御幸して、勅額を賜ひ、且左の御製ありき。

山ふかみこの葉の下の隠し水流のすゑは瀧つ瀬の音。
西行法師も諸國を行脚し、晩年亦此に隠棲して

風わらさ柴の庵は常よりも、寢覺ぞ物は悲しかりける。

と詠みきといふ、後寛正四年、畠山義就政長戦争のとき、政長の陣となりて、堂宇悉焦土となり、爾後大いに衰微せしが、降りて寛延年中に至り、似雲法師來たりて、堂を營み、碑を建てしかば、法燈また聊明らか

なるを得き現今の封境は甚廣からざれども由來幽寂の山寺にして晨鐘夕梵は白雲に和して遙かに里落到ち清磬稱名は翠微を穿ちて涓々たる溪流と交はり清淨の氣人に迫りて實に塵間稀に見る雲龕なり規櫻五葉松椰木の三樹は當寺の名木として普く人に知られ堂宇は本堂御供所鐘樓寶庫及び其の他に佛堂三宇あり。

西行堂 寛弘三年似雲法師の創立にして傳文覺上人作の西行法師の像を安ぜり。

地藏堂 本尊地藏菩薩なり但由緒詳かならず。

子安地藏堂 本尊子安地藏菩薩なり但由緒は前者の如し。寶物には後鳥羽上皇の勅額傳空海筆般若心經及び西行法師の消息等を以つて其の重なるものとす。長秋詠草。

圓位聖(西行法師)歌ども判こひ侍りし其の年は文治なり河内の弘川といふ山寺にて煩ふ事ありて急ぎ遣はしたりしかば限なく喜びいひ遣はして後二月十六日に南に隠れ侍りけるかの上人先の年に櫻の歌多く詠みけるに

おなじくは花のもとにて春死なんそのささらぎの望月の比
遂に此の日終りとげけるに哀に有り難く覺ゆてと云々。

西行法師墓

同村大字弘川の東北堂の上に在りて弘川寺堂後より登る二町なり周圍凡十餘間高さ二間にして中央に一石標を建て圓位上人墓と鐫し長松拾餘株寂寞として墓側を護れり傳ふ法師晚年來たりて弘川寺に住し幽境かのづから塵俗の侵すなきを以つて優遊老を養ひ建久九年二月蓋焉として西方に

歸り茲に葬る星霜五百餘年終に其の葬る處を失ひしに寶曆年中に至り似雲法師石山寺普門大士を禱り靈感に依りて此の古墳を發見し碑を建て記を作りて之れを表せりと。

鳴習太神社

中村大字神山の西北に在り社域僅に五拾餘坪に過ぎざれども延喜式内の社にして祭神は天照地照彦火明命申王命饒速日尊及び高皇產靈尊なり明治五年村社に列せられ境内に神明神社御魂神社琴平神社等の末社あり。

大森彦七墓

赤阪村大字森屋の北方に在り封土四坪許何が故に茲に葬むれるか詳かならず大平記に曰ふ曆應五年の春楠正成の亡魂先帝の勅使と稱し雲中より異形の姿を現はして彦七を惱まし遂に其の劍を奪ひて去ると蓋後世の好事家大平記によりて楠公由緒の地に墓を築きしものにあらざるなきか。

身方塚井に寄手塚

共に森屋の西方三昧所にありて相隣せり封土の大なるは寄手塚小なるは身方塚にして其の上と共に五輪塔を建てたり云ふ是れ楠正成の赤阪城據守のとき兩軍の戦死者を隣みて其の屍を葬り薦福せし所なりと。

楠正成誕生地

人の南河に遊び補氏の舊蹟を訪ふものにして其の邸宅の趾を吊はざるはなし邸宅の趾は即其の誕
 生地にして赤阪城趾の麓赤阪村大字水分の山の井の田圃中に在り糸の如き畦畔を傳へて到れば忽
 入る紫葎櫻樹の交枝せる小叢即是れにして廣袤三四畝許正方形の地中央に補公誕生地と銘せし巨
 碑を建てたり昔は一小祠ありて大將軍と稱せしを明治十二年時の知事税所篤有志者を奨めて建設
 せしめしものなり高さ八尺幅三尺基石高一尺經六尺餘土臺高さ亦三尺にして常に吊客の來たるを
 待つものに似たり

太平記

元弘元年八月廿七日主上(後醍醐天皇)笠置へ臨幸成りて本堂を皇居となさる(中略)思召し煩はせ給ひて
 少し御まどろみありける御夢に所は紫宸殿の庭前と覺ゆる地に(中略)髮結びたる童子二人忽然と
 して來て主上の御前に跪き泪を袖にかけて一天下の間に暫らくも御身を隠さるべき所なし但わ
 の樹の陰に南へ向かへる座席ありこれ御爲に設けたる玉宸にて候へば暫らくこゝに御座候へと
 申して童子は遙かの天に上り去りぬと御覽じて御夢はやがて覺めにけり主上これは天の朕に告
 ぐる所の夢なりと思召して文字につきて御料簡あるに木に南と書きたるは補といふ字なり其の
 陰に南に向かひて座せよと二人の童子の教へつるは朕二たび南面の徳ををさめて天下の士を朝
 せしめんずる所を日光月光の示されけるよとみづから御夢を合はせられてたのもしくこそ思召
 されけれ夜明ければ當時の衆徒成就房の律師を召され若この邊に補といはるゝ武士やあると
 御尋ありければ近きあたりには様の名字つきたる者ありともいまだ承り及ばず候ふ河内國金剛
 山の西にこそ補多門兵衛正成として弓矢取りて名を得たる者は候ふなれ是は敏達天皇四代の孫非
 手左大臣橘諸兄公の後胤たりと雖民間に下りて年久し其の母若かりしとき志貴の毘沙門に百日

詣で、夢想を感じて設けたる子にて候ふとて雅名を多門とは申し候ふなりとぞ申しける主上さ
 ては今夜の夢の告これなりと思召してやがて是れを召せと仰下されければ藤房卿勅を奉りて急
 ぎ正成をぞ召されける勅使宣旨を帶して補が館へ行き向かひて事の子細を述べられければ正成
 弓矢とる身の面目何事かこれに過ぎじと思ひければ是非の思案にも及ばず先悉びて笠置へぞ參
 りける

建水分神社

大字水分の宮山に在り祭神は本殿は天御中主神にして左社殿は天水分神水波乃賣神右社殿は國水
 分神瀬織津比賣神なり崇神天皇五年の創建にして延喜式神名帳に河内國石川郡建水分神社とあり
 又三代實錄に貞觀五年八月授正五位下同十六年三月十四日授從四位下元慶三年九月廿五日授從四
 位上とあるもの即是れにして世々皇室の崇敬極めて厚く後醍醐天皇の御代に至りては補正成に勅
 して山下にありしを山腹に移し神殿拜殿鐘樓等を再營せしめ舊社地は北方に當りて接續せる地に
 して今字を下の宮と稱せり併はせて稻田若干を寄附して神供に充て延元二年四月正一位を授けさ
 せ給ひきと社號の額は補正成の筆と傳へ爾來金剛山の鎮守附近十八ヶ村千二百四十戸の生土神と
 して毎年十月十七日例祭を行ひ今に至りても其の典式謹嚴にして氏子の崇敬甚厚し攝社補神社は
 補正成を祀る正成の湊川に戦死するや後醍醐天皇悼惜限なく躬づから其の像を刻して當社に祀り
 以つて公の誠忠を無窮に傳へしめ給ひきと後元祿十年に至り近江守源總茂神殿を建營す今の社殿
 是れなり社道は富田林街道よりし華表を入り南に向かひ幾多の石燈を踐みて境内に達す地は高潔
 にして圓形を爲せる山腹を占め社殿は其の數段の高處にあり古杉老樟天を刺し蟠松踞柏地を覆ひ

翁爵として暑を遮り、幽邃の氣人を襲ひて覺せず襟を正さしめ、後に金剛山を負ひ西は赤阪城跡に對して正成誕生地に近く、西北は一面平野にして東條川其の間を縫ひ三國の景光一時に眸底に収まりて、晒曬に富み殊に近來境内の西方に更に櫻樹踰躑を交植せるを以つて花時は遊人絡繹たり。社殿は後醍醐天皇の建武甲戌年九月楠正成の勅を奉じて再營せしものにして、其の構造の巧緻なる優に美術上の模範として誇るに足るを以つて近年古社寺保存法第四條に依り特別保護建造物の資格あるものと定められき、今其の構造を示さん。

寸尺。

本殿桁行七尺六寸五分、梁間六尺八寸五分、

軒高十一尺一寸、棟高二十尺五寸六分、

左右殿桁行十一尺二寸、梁間五尺八寸五分、

軒高十一尺五分、棟高十九尺〇八分、

渡廊桁行八尺〇一分、梁間一尺七寸九分、

軒高七尺五寸六分、棟高九尺、

構造形状。

本殿春日造、桁行一間、梁間一間、左右殿流造、桁行二間、梁間一間、屋根檜皮葺、大椽、濱椽、勾欄附、各殿正面吹空格障子、内法長押下鴨居ノ間竹節薄肉刻透欄間、各殿軒本繁二重垂木、計檼和洋出組、各殿内小組格天井、拭板敷、内殿戸口板唐戸、内外總丹塗。

本殿と左右殿とは渡廊を以つて連續し、渡廊は屋根檜皮葺、一軒間配吹寄垂木、正面開放勾欄附、後面菱格入羽目板なり。

赤阪城趾

城は上下に岐れて其の趾共に赤阪村大字桐山に屬し、金剛山の半腹大根田にあるを上赤阪城趾と云ひ、大字森屋の東條川西岸甲取にあるを下赤阪城趾と謂ふ。上下相距る十餘町にして、上赤阪城趾は昔は大根田或ひは小根田城と稱し、楠氏の部將平野將監の據りて以つて千劍破の應援をなし、處と云ふ。東西三町、南北四町、平坦にして東西の二段に分れ四方絶壁削るが如くにして高さ三百尺、今は民有に歸して雜木鬱茂たり。下赤阪城は元弘元年楠正成の建築に係り、正成は暫時之れを據守せしが同十一月笠置陥りて後援の繼ぐべきなきに及びて火を放ち遁れて一たび金剛山に入り、後正慶元年四月賊將湯淺定佛を降して復據守せり。正成の死後その族ついで此に據り、正平十四年龍泉平石二城の陥るに及びて正儀も棄て、金剛山に退き、後正儀和田正武等の共に死するや弘和二年正月二日山名氏清泉州界より二千餘騎を率ひて來たり攻め、當時和田新九郎、同孫次郎等之れを據守せしが拒ぐ能はずして走り氏清代りて據りき。丘上は東西四町、南北六町にして今は拓けて田圃と爲れり。西北より東南は斷崖數十丈にして東條川は其の下を縈回し、北に一徑を通じて周圍凡壹里あり。上下の間一の木戸、甲取阪及び楠氏の兵の三方より東軍を包圍せし處といへる。藤林出會、主上の車駕を巡らせ給ひし時の假御所の跡、其の他據守の用に備へし隠水等ありて、登臨すれば萬感胸に迫り來たりて轉堵へざるものあり。

太平記。

同月十一日(元弘元年)河内の國より早馬を立て、楠兵衛正成と云ふもの御所方になりて旗を擧ぐる間、近邊の者ども志あるは同心し志なきは東西に逃げ隠る、乃國中の民屋を追捕して兵糧の爲に運び

取りかのが館の上なる赤坂山に城郭を構へ其の勢五百騎にてたて籠り候ふ御退治延引せば事難儀に及び候ひなん急ぎ御勢を向けらるべしとぞ告げ申しける。

中ノ臺堡趾

大字桐山の東南に方る山上に在り方三町餘數層を爲して頂上平坦なり其の西北に千人隠と稱する處あり斷崖四方を圍み北方僅に細徑を通ぜり正平の頃野田四郎和田正氏等の據守せし若山堡とは蓋この堡砦を謂ふならん。

千早城趾

千早村大字千早より登ること十餘町金剛山の半腹にあり今字を城山と謂ひ地は官有社地及び民有林にして千早の坂本神社の邊より上る八町にして大手跡に至り更に進めば五層の回字形を爲したる所あり第一層は即樓櫓のありし所古松三株老幹偃蹇たり下れば東北に一坦地あり是れ二の丸の趾にして本丸及び二の丸跡には尙礎石多し城は元弘年中楠正成の築き後醍醐天皇の勅を奉じて義兵を擧げ北條百万の鵜雛を蹂躪して建武中興の偉業を奏せし處にして五所の秘水は東北に散點して青苔の厚く封せる裡にあり北方には數千の關東武士を燒落したる雲梯の跡あり満山木古く苔肥は松杉昏きところ空しく數百年前の斷礎を見る。

尙歴史上二三の事蹟を摘記せんに正平二十三年三月十五日楠左馬頭正儀は此の城に在りて和田和泉守正武と共に當國八尾赤阪飯森等に義旗を擧げ細川頼之の十萬餘騎を率ゐ來たりて八尾城を攻め別に山名時氏同師義同氏清今川泰範等に一萬餘騎を授けて來たり攻めしむるに及びよく防戦し

て之れを退け後天授四年五月二日長慶天皇は位を後龜山天皇に譲りて吉野の行宮を出て此の城に臨幸ありて

法の道にわん嬉しさをいはつゝじ堅くも色に出でにけるかな。

と詠み給ひ正儀は之れを迎へ奉りしがついで紀州土丸城へ御幸あらせられ正儀は此の年十二月細川頼元同氏頼山名義理同氏清等の土丸城を陥れ來たり觀心寺に陣して攻むるに當りよく拒きしが糧道を斷たれて竟に支ふる能はず退いて金剛山に入りき降りて元中九年南帝の吉野を出で北朝と和せらるゝや島山基國當國を賜はりて赤阪龍泉等に陣を張り金剛山と木見山とに斥候を置きて來たり攻め補廷尉正勝よく拒げり然れども敵將白井彈正正宗金剛山より攻めついで赤松義則今井仲秋富永左近將監等の五千騎を率ゐて京都より來たり亦金剛山より攻むるに會ひ遂に十津川に走り城遂に陥りき。

太平記

千早破城の寄手は前の勢八十萬騎に又赤坂の勢吉野の勢馳せ加はりて百萬騎に餘りければ城の四方二三里が間は見物相撲の場の如く打ち圍みて尺寸の地をも餘さず充滿たり旌旗の風に翻りて靡く氣色は秋の野の尾花が末よりも繁く劔戟の日に映じて耀ける有様は曉の霜の枯草に布けるが如くなり大軍の近づく處には山勢これが爲に動き関の聲の震ふ中には坤軸須臾に摧けたり此の勢にも恐れずして纔に千人に足らぬ小勢にて誰を憑み何をか待つともなきに城中にこらへて防ぎ戦ひける補が心の程こそ不敵なれ此の城東西は谷深く切れて人の上るべきやうもなし南北は金剛山につゞきて而も峯峙ちたりされども高さ二町ばかりにて廻り一里に足らぬ小城なれば何程の事かあるべきと寄手是を見侮りて初一兩日の程は向陣をも取らず攻支度をも用意せず

われ先にと城の木戸口の邊までかき連れてぞ上りたりける。城中の者少しも騒がず静まりかへりて高櫓の上より大石を投げかけ、楯の板を徹座に打ち碎きて漂ふ處を差しつめ、射ける間四方の坂よりころび落ち落ち重なりて手を負ひ死をいたすもの一日が中に五六千人に及べり。補は元來勇氣智謀相兼ねたる者なりければ此の城を拵へける初用水の便を見るに五所の秘水とて峯通る山伏の秘して汲む水この峯に在りて滴ること一夜に五斛ばかりなり。此の水いかなる早にもひる事なければ形の如く人の口中を潤さんこと相違あるまじけれども、合戦の最中は或は火矢を消さんため、又喉の乾くこと繁ければ此の水ばかりにては不足なるべしとて大なる木を以つて水槽を二三百打たせて水を湛へ置きたり。又、數百箇所作り雙べたる役所の軒に繼繩を懸けて雨降れば雷は少しも餘さず船にうけ入れ槽の底に赤土を沈めて水の性を損ぜぬやうにぞ拵へける。此の水を以つて縱令五六十日雨降らずともこらへつべし。其中に又などは雨降る事なからんと了簡しける智慮の程こそ淺からね。程に吉野戸津河、宇多、宇智郡の野伏ども大塔宮の命を含みて相集まること七千餘人。此處の峯彼處の谷に立ち隠れて千劔破の寄手共の往來の路を塞ぐ。是れに依りて諸國の兵糧忽に盡きて人馬共に疲ければ轉漕にこらへかねて百騎二百騎引ききて歸る處を案内者の野伏ども所々のつまりに待ち受けて討ち取りける間日々夜々に討たる者數を知らず、希有にして命ばかりを助かる者は馬もの、具を捨て衣裳を剃ぎ取られて裸なれば或は破れたる蓑を身に纏ひて膚ばかりを隠し或は草の葉を腰に巻きて耻をあらはせる落人ども毎日引きも切らず十方へ逃げ散る。前代未聞の耻辱なり。

後太平記 千劔破合戦之事(正平二年二月)

抑コノ千劔破ノ城ト申スハ去ル元弘年中補判官正成天人地理ヲ能ク考ヘ建テ置キタル城郭ニテ

日本無双ノ名城也。東南ハ金剛山ニ相連リ大山後ヘヲ圍ミ西南ハ高キ事百五十余間、四方皆險岨ヲ帶ビ巖龍嶺ニ峙チ石屏峩々ト聳ニ石路羊腸ニ廻石礮石牙磐ヲ連タレハ宛モ劔ノ山カト怪マレ切崖高ク搔揚シカバ天上ヨリ鈎下タルカト疑ハル。山ノ半ニハ松栢森々ト陰ヲ爭ヒ山嵐吹キ荒ミテハ凱歌ヲ唱ヘ澗水流落チテハ鼓聲ヲ調ベ木陰ヲ傳ヒ攻登ラントスレバ青苔露滑ニシテ溽落チ峯ヲ傳ヘ蒐登ラント進メバ荆棘尾上ヲ閉ヂテ可登便モナク徒ニ楯ノ影ニ僂身ヲ懸ヒテ漂ヘケル。斯ル奇怪ノ天災ハ唯事ナラズ千劔破ノ麓ナル蓑塚笠塚トテ二ツノ塚アリシヲ昨日掘リ捨テテ陣屋ヲ作リタレバ靈墓ノ崇ナリトテ聽テ落書シテゾ立テニケル。

蓑塚ト笠塚マデモ破リ捨テ墓ナカリケル天ガ下哉。雲上ノ兵馬ハ補靈魂ニテ山名伊豆守ヲ追ヒ落シタリトテ

補ガ其ノ亡魂ハ正シゲニ山名ヲ追ヒテ伊豆ル半天。

亦、今川敗軍ノトキ城ノ前ナル古川ニテ岩間ニ馬ヲ落シ危ケレバ

今川ノ岩間ニ名ヲバ流シツ、危カリケル世ヲ古川。

泰範其ノ日狐ノ皮ノ羽織着テ被出シカハ

今川ガ化ケノ皮着テイクサシテ重ネノ負ノ皮哉。

金剛山

郡中の最高峰にして東は大和國南葛上郡に跨り、山勢峻峭にして海面を抜くこと四千〇五十尺、其の脈北は葛城山に通じ南は紀伊見峠に馳せ、登路二條ありて赤阪村森屋よりするを本道と爲す、千早村大字千早に至れば阪路羊腸崎嶇として足指漸仰ぎ、山頂に達する四里にして甲取阪屏風阪等の險其

の間に在り、他の一は赤阪村大字水分よりし登路一里餘にして亦峻峻ならずとせず、全山葛城の礎礎たるに反し翠微重々として深林をなし、裡に金剛山寺あり、役小角の開基にして自作の法起菩薩及び不動明王の像を安じ、本堂、御影堂、大黒堂、開山堂、求聞持堂、其の他、數多の小堂、僧房ありて、寺域は大和に入れども坊舎中又河内國に屬せるものあり、國見の峯は一山の勝地にして眼界頗濶く、五畿の風物を擅にするを得て、又淡阿の翠黛に對し、其の他、茅苧の浦々より紀海の濱に至る迄、悉双眸の裡に入りて、景云ふべからず、昔補正成の築きし城砦の趾は西方の山腹にありて、附近亦補氏の遺跡多し、北方の水越嶺と稱する處に一細徑あり、補氏の吉野の行宮に徂徠せし間道なりと云ふ。

楠正儀墓

金剛山の半腹、千早城本丸の巽位に當り、山勢馬背の如くにして、纔に城趾に續ける山頂にあり、廣袤極めて小にして、地は大字千早に屬せり、其の天授六年の正月七日病みて城内に卒するに及び、葬りし處にして、小光寺秀芳、義瑞、大居士と謚し、五輪塔一基を置きて之れを表し、後延寶八年に至りて、從五位下源總良亦一碑を建て、寂寥たる山裡、鷄犬聲たいて人の訪ふなく、墓を繞れる木柵業に已に朽ちて、碑面は莓苔厚く封じ、老松の五六叢として、時に悲風に鳴り、怪鳥の往々叫びて、山神の魂を奪ふあるのみ。

龍泉山城趾 嶽山城趾

東條村大字龍泉の西方、嶽山の頂に在り、山下の一寺これ龍泉寺と稱し、城は正平十四年後村上天皇の行在所を當郡天野山より同じく觀心寺に移さるゝや、楠正儀及び和田正武の築きし十七支城の一にして、大和、河内等の兵一千餘人をして據守せしめしが、同年細川清氏亦松則實等の陥る所となり（太事）

（平記に詳）其の後、寛正年中に至り、畠山義就の同政長に龍田に敗らるゝや、去りて西林寺に入り、尋いで寛弘寺に移りしが、要害あしきを以つて亦此に入れり、政長よりて陣を寛弘寺に布き、此の城を攻めしが、險にして陥らず、寛正二年に至り、城兵進みて、金胎寺に出城を構へ、國人亦義就を助けしかば、京都より更に援兵として、細川成之、山名是豊、武田信賢、北畠教具等二十四ヶ國の兵拾壹萬餘騎來たりて、金胎寺を攻め、城兵よく拒きけれども、糧盡きて十一月下旬、當城に引入る、義就種々に拒きしが、衆寡敵せず、寛正四年遂に此を出で、紀見井峠を越えて高野山に入れり。

新撰長祿寛正記

義就モ終ニ不叶、西林寺へ引入（大和神南備）、爰モ要害惡キトテ、其夜ニ寛弘寺へ移玉フ、御トモノ人々申ケルハ、嶽山ヲ城ニ取立可然トテ、近邊ノ兵糧ヲ取入、嶽ニ上リ玉、誠ニ無双ノ要害也、何程之勢ニテモ、無左右落カタク見エニケリ。

應仁記

義就ハ若江城ニテ自害セント宣ヒシヲ、諫テ纔百餘人、金剛山ノ麓成嵩山ニ籠ケル、金胎寺、寛弘寺、觀真寺、觀正寺、國見山、爰カシコノ外城ヲカマヘケル、公方勢ハ尾張守（長政）ハ合手ナレバ不及申、廣川（川）ト云所ニ陣ヲ取、惣大將管領代細川讚岐守成之、同兵部少輔勝久、同淡路守成春、同阿波守勝信、同刑部少輔勝吉、山名彈正忠是、豐武田大夫信賢、弟治部少輔國信、鶴岡望月、關長野伊勢國司勢モ被打立、每日責事我モト思ハレケル中ニモ、山名彈正是豊ハ備後ノ勢ヲ引卒シ、七度責上テ七度込崩サル、七度目ニ城中退屈シタリケルヲ、義就自身太刀追取テ切テ出込クヅシケレバ、日モ既ニ暮ケレバ、本陣へ打返。

新撰長祿寛正記

寛正二年正月二日嶽山籠城衆豊田道明寺ノ邊へ下リ兵糧ヲ取神物トモ不謂亂ホウシケル寄手(長政)押カケ太子河原ニテ合戦シ敵味方卅餘人討死ス(略中)寛正四年三月十四日嶽山ノ崎手ノ中奈良ノ生真院ガハカリヲニテ國見山ノ頂ニ陣取城中南ノ口ノ通路ヲ指塞ケレバ忽ニ兵糧盡テ籠城下叶義就ハ嶽山ヲ落ラル、御供ノ侍紀伊見時ニテカクゾ口號ケル

夏落ル木ノ實峙ノ行末ヲシラヌハケニモ道理也ケリ。

咸古神社

大字龍泉の西方嶽山の龍泉寺の北に在り天兒屋根命を祀り延喜式内の舊社なり日本總風土記に云ふ咸古神社紺口郷に在り祭神は神八井耳命と姓氏録によれば神八井耳命は河内皇別紺口縣主の祖にして紺口縣主の其の祖神を祭りしものなるべけれども一たび龍泉寺の鎮守と爲るに及びて牛頭天皇と稱し遂に古に復せずと云ふ境内四百七拾坪を有し一字の末社寂として本社に副へり。

咸口佐備神社

同村大字甘南備の北方に在る式内の社にして天太玉命を祀り明治五年村社に列せられたり疆域四百三十坪にして裡に桁行一間梁行五尺の本殿一字を見る。

佐備神社

同村大字佐備の中央に鎮座せる式内の神社にして天太玉命松尾大神を祭神とせり文徳天皇天安二年正月の創建にして天曆長寛正平文安元祿等に修復し明治五年村社に列せられ村の産土神たり境

内は嶽山古城趾より北方に蟻延せる丘阜に屬して九百坪を有し社後は石河繁紆し仰げば金剛の翠峰帽廂に迫り老柏外に蒼鬱として老松内に參差たり幽靜閑雅かのつから趣を存し水分神社諏訪神社檀賢木神社籠守神社寒川神社加茂神社菅原神社天神等の末社亦境内に隣次たり。

石塚

大字佐備の大伴村大字板持の疆界に近き佐備川の西南を石塚と呼ぶ古墳墓の地なりと又字地にイタイゴと稱するあり日本書紀に曰はく

敏達天皇十三年春二月癸巳朔庚子遣難波吉士木連子使於新羅遂入任那。

崇峻天皇八年二月復遣難吉士木連子於任那云々。

と蓋韓人の歸化して本朝に仕ふるもの居を此に占め而して石塚は又その墳墓にあらざるか。

金岡淵

金岡村大字金田の東に在り周圍百餘間の小池にして古代畫界の巨臂巨勢金岡管此の邊に居をトせしことありと云ふ金岡の生年没時は詳かに知るに由あらざれども清和陽成光孝宇多醍醐の五朝に奉仕せしものなるは疑ふべからず而して此の他に卜居せしは宇多天皇の寛平年中なりといふ。

秋元但馬守陣屋趾

同村大字長會根に在り附近秋元氏の領土多きを以つて寛延三年但馬守涼朝此に陣營を構へしが降りて明治二年秋元禮朝の版籍を奉還するや同六年を以つて之れを毀ち現時は僅に石垣土墩と二千

餘歩の坦地とを存せるのみ又古城跡と稱せるもの二あり然れども遺蹟の認むべきなく又其の興廢等考ふべからず。

段の家

南八下村大字大櫻の西方にあり封土高さ壹丈東西十八間南北拾間上に茅茨叢生せり何人を葬れるか詳かならざれども邑に檀野を氏とせるものあるは或ひは關係のあるならん。

廢國分尼寺趾

大字大櫻の段の塚附近の耕地東西二町南北五町餘これを天平年中光明皇后の諸國に創建せられし尼寺の趾と傳ふ寺は明徳の兵亂に焚蕩して遂に廢絶し今は廣漠たる田圃と化して纔に地を鑿ち往々瓦石を得るあるのみ大字菩提の寶珠院は其の一支坊なりといふ。

丹比行宮趾

同村大字小寺に在り天平神護元年十月稱徳天皇の和泉國日根郡深日の行宮より弓削の行宮に行幸のとき駐輦し給ひし宮の趾なれども今は田圃と爲りて明らかに認め難し。

圓塚

大字小寺の各地に散點し封土の高さ三尺乃至四尺周圍壹間四尺乃至三間あり西北の字塚田に二箇字龍寺に二箇字田地坊裏に壹箇字釜の子に壹箇あり皆上に樹木なく只芝生なり蓋墳塚ならん然れ

ども何人を葬りしか詳かならず河内志には荒墳圓塚七在小寺村とあれども今存せるものは六なり。

須牟地曾根神社

北八下村大字南花田の北方に在り延喜式神名帳に攝津國住吉郡中臣須牟地神社と見ゆるもの即是れにして須牟地曾根命を祀り今勝手明神と稱し村社にして此の地の産土神たり創建の年代は神功皇后攝政六年の比なりと雖東成郡住吉神社の神代記によるに其の以後に在るが如し境内甚廣からず本殿は明治二十八年に燒失して今は亡し。

多田藏人墓

南花田の東南に二箇の封土の高さ各一間周回五間許なるものあり相並び上に茅茨を生ぜり土俗多田藏人及び其の族人の基なりといへり多田藏人仲兼ならば河内國の住人にして壽永二年十一月十九日頼朝に屬して義仲と戦ひしものなれども其の後多田藏人と稱するもの甚多ければ果して仲兼なりや否や詳ならず姑らく記して後考を俟つ。

高屋城趾

應永年中畠山義深の初めて當國を領するに及び築きし處にして其の子基國亦當國の守護と爲りて南朝の遣臣を招降し和田隅屋甲斐の莊等の國士來たりて麾下に屬する者多かりしかば家臣游佐安見木澤等をして守護代となし其の後家臣游佐長教政國を助けて亦此に據りしが永祿年中高政に至りて安見美作を守護代とせしに美作は遂に高政を紀州に逐ひ代りて當國の守護と稱せり然るに同

三年高政二たび城に入りて大いに三好長慶と戦ひ天正年中力を松永久秀に勦はせ久秀の織田信長に亡さるゝに及び尋いで信長の滅す所となり爾來廢墟となれり但三好家成立記に據れば天正の初三好山城守笑岩此に居り天正三年信長の近江より上洛するに及びて之れに降り後當城の守護たりきと東西凡五町南北凡三町の一帯の丘陵にして空しく古市村の西南安閑天皇の陵北田崎の間に横はれり上に不動の石像を安ぜり文政年中徳川氏の代官岸本某城濠の水を湛へて灌田の資となし浪華の旭堂は爲に一碑を植て之れを表せり

高屋神社

古市村の西南高屋城趾の邊に在り饒速日命廣國押武金日命を祭る宣化天皇三年勅命を以つて此の地に鎮座せしめられたるものと傳へ社域八幡山と稱し七十二坪に過ぎざる小社なれども千六百八十餘人の信徒を有せり日本總國土紀に云ふ高屋郷高屋神社の祭神は饒速日命にして而して高屋連は饒速日命十世伊已止足大連に出づ是れを此に祭るは即その氏神なるを以つてなり安閑天皇は後人の合祀せしものと現今村社たり

惠我河附惠我市

古市附近に於ける石川の一名にして又衛我御香等の字を用ひ御陵と市とを以つて古來有名なる地方に在りて仲哀天皇の惠我長野陵應神天皇の惠我漢伏岡陵允恭天皇の惠賀長野陵等皆この附近に點在し又壬申の亂に當りては天武天皇の將士等近江朝廷の軍の丹比大津の兩道より來たるを逃へて大いに戦ひし處たり左に古記を擧げて其の二三を示さん

雄略天皇紀

天皇使齒田根命資財露置於御香市邊橋本之士遂以御香長野邑賜物部目大連

顯宗天皇紀

旨酒御香市

用明天皇紀

河内國言於御香川原有被斬人計將數百頭身既爛姓字難知但以衣色收取其身者爰有櫻井田部連膽淳所養之犬嚙續身頭伏側固守使收已至乃起行之

天武天皇紀

初將軍吹負向乃樂至稗田之日有人曰自河内軍多至則遣云々率三百軍士距於龍田復遣佐味君少麻呂率數百人屯大坂遣鳴君蝦夷率數百人守石手道是日坂本臣財等次于平石野時聞近江軍在高安城而登之乃近江軍知財等來以悉焚秋總倉皆散已仍宿城中會明臨見西方自大津(泉利)舟比(案丹比)兩道軍衆多至顯見旗幟有人曰近江將壹伎史韓國之師也財等自高安城降以渡衛我河與韓國戰于河西財等衆少不能距先是遣紀臣大音令守懼坂於是財等退懼坂而居大音之營

續日本紀

稱徳天皇寶龜元年三月癸酉以從五位下山口忌寸沙彌麻呂西市員外令史正八位下民使毗登日理權任會賀市司

譽田神社

古市村大字譽田の西北に惠賀藻伏岡と稱する一字あり應神天皇の御陵にして社は即その陵下に在

り府社にして應神天皇、仲哀天皇、表筒男命、中筒男命、底筒男命、神功皇后、八后神の七座を祭れり。初應神天皇の大和輕嶋の宮に崩御し給ふや遺詔に依りて是に葬り、惠賀藻伏岡陵と云ひしが、後欽明天皇は勅して廟前南向の寶殿を造營し、二十年二月十五日臨幸して初めて天皇及び諸神を祀り給ひき。今の御旅所の地は即この舊社の地にして、後豐聰耳皇子も十六歳の時、守屋征討の爲に參籠し給ひ、役小角は入唐の爲に祈誓を籠め、行基僧正も祈りて四十九院を成就し、空海は雨を祈り、菅原道真亦參籠して寶劍を受けしが、後冷泉天皇に至りて社殿を南一町許の處に移して、東向に造營し、永承六年二月行幸あらせられき。今の社城即是れなり。後嘉保年中、堀河天皇、長承元年には崇徳天皇共に臨幸あらせられ、建久七年には源頼朝二たび社殿を新營し、且伽藍を置きて神領を方四十町と定め、神輿、長刀、神馬等を寄進し、北條氏、足利氏、亦頼朝の舊例を襲ひしに、天正年中に至り、織田信長神領を沒收せしより一時衰運に向かはんとせしが、幸に豊臣秀吉は二百石を寄附し、徳川氏亦古室村に於いて舊時の如く二百石の朱印地を與へしかば、依然其の勢運を維持するを得、古來神宮寺の所管たりき。社城四千餘坪を有し、塙壁之れを繞りて古木落々たり、東には表門ありて、東高野街道に近く、北は御陵に接し、南は平野郷を経て浪華に達する古市街道に通じ、西は老樹鬱として社殿を蔽へり、本殿は東面し、結構宏壯にして、拜殿、神饌所、寶庫、樂車屋の外、天津神社、稻荷神社、惠美須社等の末社は本殿を護り、朝鮮國王貢獻の石燈籠は本殿の東邊池の側に在り、其の他諸侯の寄附せし石槨は、喪路を夾みて左右に相駢び、蛇文字石、安産木等、其の由來極めて奇なれども亦趣味なしとせず、舊僧院に屬せる名蹟亦多からずとなさず。社に神秘の祭式、四季の神事等の式事あり、四月八日若宮例祭には、隔年樂車を出だすを恒例とす。樂車とは車上に花を粧ひ、音樂を奏して遊行するものにして、三韓征討の吉例にて、日本檉輶の權輿なりと云ふ。明治十年 今上陛下道明寺に御駐蹕の砌、御覽に供へし事ありしが、設備の大なる、其の資計られ

ざるを以つて近年絶せり。

寶物には傳菅公自筆の法華經、伏見院御宸筆、趙子昂筆、百馬、黑壽、狩野探幽筆、竹葉、八幡圖、徳川家光筆、澤庵和尚贊雪、月花圖、新古縁起、其の他稱すべきもの尙數十点あり。

安閑天皇御陵

同村大字古市の西南、東高野街道の右に在りて、御妹神前皇女を合葬せり。天皇は繼體天皇の御子にして、御母を日子媛命と稱し、宣化天皇の同母兄なり。在位二年にして、勾金橋宮に崩じ給ひき。兆域四千九百五十坪にして、繞らすに小濠を以つてし、上に老松一株ありて、雜樹、翁鬱の間に聳ゆ。

古事記。

廣國押建金日命、坐勾之金箸宮治天下也。此天皇無御子也。御陵在河内之古市高屋村也。

安閑天皇紀。

二年冬十二月癸酉朔己丑、天皇崩于勾金橋宮。時年七十。是月葬天皇于河内舊市高屋丘陵。以皇后春日山田皇女及天皇妹神前皇女合葬于是陵。

諸陵式。

古市高屋丘陵、勾金橋宮御宇安閑天皇、在河内國古市郡兆域東西一町、南北一町五段、陵戸一畑、守戸二畑。

春日山田皇女御陵

安閑天皇の御陵の南田厓の間に在り、皇女は同天皇の皇后にして、御陵は兆域四百二十五坪、一圓丘を

爲して上に雜樹密生せり古市高屋陵と稱し里俗また八幡山と呼べり。
諸陵式。

古市高屋墓春日山田皇女在河内國古市郡兆域東西二町南北二町守戸二烟。

廢西淋寺趾

日本紀にいはいく欽明天皇の十三年冬十月百濟國聖明王釋迦の金像幡蓋經論若干を獻し奏して曰はく法は善く群生を利して功德無量なりと天皇叡聞ありて之れを郡臣に諮問せられ蘇我稻目は之れを信ぜん事を奏せしが物部尾興中臣鎌子等我が國天神地祇百八十神を祭りて茲に一千有餘年國家靜平にして人民安堵せり今に至りて西蕃の神を祀らば恐らくは國神の怒に觸れんと奏達す天皇乃佛像を稻目に賜ひ稻目佛像を受け向原の邸を捨て寺と爲し向原寺と稱せりと寺は即是れ西淋寺にして聖武天皇の御宇西大寺の監眞和尚之れを修補し弘法大師も嘗此に棲止し建長六年西大寺興正菩薩に至り再興して律宗の淨刹となし今の名に改めさといふもと大字古市に在り封境廣大にして七堂伽藍金碧煌々として天日と相映じ頗壯嚴を極め寺産亦三十六町を有し弘安四年には太政官符を以つて四至の内殺生を禁止せらるるに至り誠に佛法渡來の最初に於ける靈場たりき然れども中世以降は擾々の巷となり漸次衰退して明治の初年全く廢寺となり今は乃なし。

應神天皇御陵

譽田神社の西北に方り古松老柏の丘陵巒として隆起せるものは是れを應神天皇の御陵とす御陵は惠我藻伏岡陵と稱し兆域の大なる七万四千七百十五坪に餘り澄碧の深池四方を繞り頂に六角形の寶

殿あり寶殿は之れを圍むに同形の粉壁を以つてし危燈直ちに茲に通じて恰天に朝するに似たり老樹の梢會丹鶴來たりて巢ひ深水のうへ時にまた鴨雁の閑游するあり幽邃清寂の氣人をしてかのかから襟を正さしむ天皇は仲哀天皇の第四子にして御母は神功皇后なり幼にして聰明穎悟皇后の攝政三年立ちて皇太子と爲り即位四十一年二月輕嶋豐明宮にして崩御し給ひき寶算詳かならず左に記紀兩説を擧げて以つて疑を存せん。
古事記。

凡此品陀天皇御年壹百叁拾歲御陵在川内惠賀之裳伏岡也。
應神天皇記。

四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩于明宮時年一百一十歲。
諸陵式。

惠我藻伏岡陵輕嶋明宮御宇應神天皇在河内國志紀郡兆域東西五町南北五町陵戸二烟守戸三烟。
扶桑略記。

應神天皇四十一年庚午二月十五日天皇春秋百一十一歲崩一云百一十歲葬于河内國志紀郡惠我藻伏岡一云香藻節岡陵高五丈方五町。
同。

後冷泉天皇治曆二年五月廿五日石清水宮司言上去三月廿八日戌刻河内國譽田天皇山陵震動放光之異也。

又蓬藁丘譽田陵と稱するも恐らくは是れならんといふ。
雄略天皇紀。

九月秋七月壬辰朔河内國言飛鳥戶郡人田邊史伯孫女者古市郡人書首加龍之妻也伯孫聞女產兒往賀野家而月夜還於蓬葉丘舉田陵下蓬葉此云蓬葉此云蓬葉逢騎赤駿者其馬時獲略而龍翥歎聲擢而鴻驚異體蓬生殊相逸發伯孫就視而心欲之乃鞭所乘駿馬齊頭並轡乃赤駿超擡絕於埃塵驅々驚迅於滅沒於是駿馬後而怠足不可復追其乘駿者知伯孫所欲仍停換馬相辭取別伯孫得駿甚歡驟而入廐解鞍秣馬眠之其明且赤駿變爲土馬伯孫心異之還覓舉田陵乃見駿馬在於土馬之間取而代而置所換土馬

當宗神社

古市村大字舉田の北方當宗垣内にあり人家の間に夾まれたる一小祠にして社域また堂大一株の胡枝子の殆社と境とを蔽ふの状況なれども宇多天皇外祖母の氏神として昔時は崇敬篤く勅使參向して神事を行ひ延喜式内の舊社なり(式三)然れども祭神詳かならず今雜社たり(社本照の)年中行事秘抄

上西日當宗氏祭事使立寛平御記云仁和五年四月十四日乙亥朕(宇多)外祖母當宗氏神在河内國自今年可祭祀之狀仰畢又世紀云寛平五年四月戊辰是日始奉遣河内國志紀郡當宗氏神祭幣帛使國司一人專當其事使食菘等并用國正稅永爲恒例當宗社天皇外祖之氏神也世俗淺秘抄

寛平天皇(宇多)御外祖母氏神在河内國所謂當宗社也仍自仁和五年被祭之或説曰實御母儀也御母儀仲野親王女班子女王由雖記之其年齡頗不可然爲後見如此雖註實當宗氏女也大概見寛平御記歟拾芥抄年中行事の部

四月

上西日當宗祭

本朝世紀

朱雀天皇天慶十一月被定依繼延今月五日率川杜本當宗等祭之由

同五年四月八日此日當宗杜本祭日也然而以昨日伴祭使發遣了仍有御灌佛之事

公事根源

當宗上西ノ日、是は河内國に侍る神社なり、午ノ日使たつ社本當宗は程ちかき故に獨の使兩社の祭のために向す、宇多御門の御祖父は當宗氏なるにこそ、仁和五年四月十四日に祭をはじめて行る。

廢井徳院趾

同村大字確井の南方にあり明治の初年廢して其の趾田圃と爲れり、寺の開創は詳かならざれども、寺中に確井の清泉あり、僧行基の穿ちし所にして邑の名も是れに因りて起り、又寺に名づけしと傳ふ、然れども井も寺も共に没して復見るべからず。

日本武尊御陵

同村大字輕墓に在りて白鳥陵と稱し白鳥三陵の一なり、初古市村大字古市の伊岐宮(白鳥神社)の境域を以つて御陵と定められしが、後明治十三年十二月更に今の御陵に改定せられき、蓋輕墓の地は古は古市の域内にして神社亦今の陵上(此の地、宇伊岐宮に在りしが應安元年震災に罹りて祠宇轉覆し天明年中今の地に遷し、かば因りて直ちに彼の地を御陵としたりしものならん、前山は即御陵にして兆城壹万七千七百七十七坪に亘り、頂上には老松盤舞して四圍の池潢澄碧たり、尊は景行天皇の御子にし

て西南に將東北によく武名を轟かし給ひしは人の汎く知れる所なれば更に此處に贅せず而して土人は村に允恭天皇の皇子輕皇子の墓ありしを以つて村亦此の名を得るに至れりと稱すれども正史によれば同皇子は罪ありて或ひは物部大前之家に自殺し或ひは伊豫國に流され給ひきといひ其の墓所詳ならざれば其の墓の如きも亦明らかならず然れども此の地他に字塚山と稱して陵墓の形を存せるものあれば若同皇子の墓にして此の地に在りとせば此の塚の如きは或ひは然らんか。

倭建命(中)到能煩野之時思國以歌曰(中)歌竟即崩(中)於是化入尋白智鳥翔天而向濱飛行(中)故自其國飛翔行留河内國之志幾故於其地作御陵鎮坐也即號其御陵謂白鳥御陵也然亦自其地更翔天以飛行景行天皇紀。

日本武尊(中)既而崩于能夜野時年三十天皇(中)即詔群卿命百寮仍葬於伊勢國能夜野陵時日本武尊化白鳥從陵出之指倭國而飛之群臣等因以開其棺視而視之明衣空留而屍骨無之於是遣使者追尋白鳥則停於倭琴彈原仍於其處造陵焉白鳥更飛至河内留舊市邑亦其處作陵故時人号是三陵曰白鳥陵然遂高翔上天徒葬衣冠因欲錄功名即定武部也是歲天皇踐祚四十三年焉。

杜本神社

駒ヶ谷村大字駒ヶ谷の西方に在り(延喜式に安宿郡と記せ)事代主命經津主命を祭神とす社傳にいふ經津主命の十四世の孫伊波別命この地に住し其の祖神を祭りて代々奉仕し弘仁の頃矢作忌寸と云ひきと境内末社三座あり今村社たり(當宗社の)三代實錄。

清和天皇貞觀元年正月廿七日從五位下杜本神正四位下。

同秋七月十四日丁卯遣使諸社奉神寶幣帛少納言兼侍從從五位下良峯朝臣爲杜本社使諸神本懷。

醍醐天皇延喜九年七月官符以一寮御馬互供杜本當宗兩社祭(中日杜本件社相去不遠)請社根元記。

社本祭文德仁壽三癸酉公家遣内藏寮使令使奉事祭自此時始之或云仁和五始之平日使立。

廢金剛輪寺趾

眞言宗の吉刹にして大字駒ヶ谷の西方字北垣外の山中に在り本尊は釋迦牟尼佛なり所傳に依れば往昔聖德太子驪に御して普く海内を巡り給ひしに偶々此の地を過ぎて瑞雲の昇るを見乃靈地と爲し勅を蒙りて一寺を創建し十六山安養院と號し給ひき蓋近く前皇々妃の陵墓累々として四々を雙べたるに因ると云ふ降りて後醍醐天皇は天下清平の祈禱のため宸筆の御製を寄せ給ひ後村上天皇は勅して金剛輪寺と改め攝津國葦屋の莊を寄せられき然れども尋いで天正年中に至り兵燹に罹りて寺門の繁榮昔に復らず漸次衰頽を加へて明治六年遂に廢絶し寺域今は全く民宅となれり安置せし本尊釋迦佛は聖德太子の作と傳へ十一面觀世音は補正成の念持佛にして正成戦死の後正行父が所持せし經卷並に未來記の寫を添へて當寺に收めしものなれども天正の兵亂に逸して大和國神南備の三室にありしを貞享年中住僧春慧阿闍梨の夢告に因りて二たび寺に還りしものなりとぞ其の他二條爲明の歌書西行法師の肖像寶物數多ありきと傳ふれども今は逸して詳かならず昔日の光景全く失して寺前の藤原永手墓清少納言墳及び補正成塔等に僅に其の片影を残せるのみ。

楠正成古墳

廢金剛輪寺の前に在り、今は民有の地内にして壹畝許の中に五輪の塔を置き石柵を繞らして小深前に洪へたり、延元元年楠氏の族和田正遠寺の南朝に縁故あるを以つて安養院方丈に托して之れを建立し以つて公の冥福を祈りしものにして降りて弘化四年徳川氏の麾下甲斐莊喜右衛門正遠の此の地を知行するや例歳玄米三俵を寄せて春秋の祭資に供せしと云ふ、塔の裏面玄光寺の三文寺を鐫し、正遠の書翰等はもと寺にありきと。

近飛鳥假宮址

飛鳥とは古は大字駒ヶ谷及び飛鳥附近の總稱なりしが假宮の跡は其の所在いま詳かならず、或ひは大字飛鳥の飛鳥山上なりといふ、古事紀によれば履仲天皇の皇弟瑞齒別命、墨江中王の亂を平げて大和に行啓せられんとせしが、中王の近習隼人會婆訶理の功罪を勘へまづ之れに假宮と大臣の位とを賜ひて其の功を賞し、ついで之れを斬りて其の君を弑せし罪を罰し給ひき、宮は即此の近飛鳥假宮にして、飛鳥川は源を二上嶽より發し村を繁紆して石川に入り、飛鳥山は村の上方に在りて履仲天皇のいまだ太子たりしとき御弟墨江中王の難を避けて通り給ひし處なり。駒ヶ谷の里、竹内街道に沿ひたる田疇の間に一小林あり、林中一石祠を存して反正天皇及び伊波別命、袁登賣命を祭れり、日谷輕宮杜とは即此の杜にして、宮には甌碑一を藏せり、反正天皇の會波訶理を誅し大和に行啓せんとして一夜被禊し給ひし舊蹟なりと云ふ。古事記履仲天皇の段。

率會婆訶理上幸於倭之時到大坂山口以爲會婆訶理爲吾雖有大功既殺己君是不義然不養其功可謂無信、既行其信還惶其情、故雖報其功滅其正身、是以詔會婆訶理今日留此間而先給大臣位、明日上幸留其山口、即造假宮忽爲豐樂、乃於其隼人賜大臣位、百官令拜、隼人歡喜以爲遂志、爾詔其隼人今日與大臣飲同盞、酒共飲之時隱而大鏡、盛其進酒、於是王子先飲、隼人後飲、故其隼人飲時大鏡覆面、爾取出置席下之、劍斬其隼人之頸、乃明日上幸、故號其地謂近飛鳥也。上到于倭詔之、今日留此間爲被禊而明日參出將拜神宮、故號其地謂遠飛鳥也。履仲天皇紀。

太子（後に履仲天皇）到河内國埴生坂而醒之、願望難波見火光而大驚、則急馳之、自大坂向倭、至于飛鳥山、遇少女於山口、問之曰、此山有人乎、對曰、執兵者多、滿山中、宣迴自當、摩徑踰之、太子於是、以爲聆少女言而得免難。

飛鳥戸神社

延喜式内の神社にして駒ヶ谷村大字飛鳥にあり、式に安宿郡と載せたるものにして、元の古市郡に屬し、邑の東方に鎮座して、社域四百二十五坪を有し、百濟現伎王を祭れり、蓋姓氏錄に據るに、飛鳥戸造は百濟國主比有王の男現伎王に出づるを以つて、其の祖を祀りしものならん、もと宮寺あり、常林寺と稱し、僧行基の開基にして、聖武天皇の勅願所なりしが、今は亡し、社は村社たり。三代實錄。

清和天皇貞觀元年八月十五日、河内國無位飛鳥戸神正四位下。同二年十月十五日辛卯、河内國正四位下飛鳥戸神列於官社。

同。

陽成天皇元慶四年八月廿九日庚戌授河内國飛鳥戸神社賜田一町以充春秋祭禮之費緣氏人主稅助外從五位下百濟宿禰有雄主殿權允正六位上御春朝臣有世等之請也。

百塚

同村大字駒ヶ谷及び飛鳥の里に入れば古塚の處々に累々たるを見るべし謂はゆる百塚是れなり其の數の多きより出でたる名稱なるべけれども傳記口碑の存せるものなきを以つて何故に築きしものなるか詳かならず飛鳥の字上の段にあるは今は官有に屬して樹木生ぜず。

當岐麻道踰

大字駒ヶ谷竹内街道より左に折れて國分村に至る一間道なり遷延として山の端を繞り稀に樵歌を聴き寂寥云はんかたなし史を案ずるに履仲天皇の父皇仁徳天皇の崩御に遇ひていまだ難波宮にましまし、時御弟墨江中王の叛に害を免れて飛鳥山に到り一少女の言を容れて過ぎ給ひし間道にして、詳しくは近飛鳥假宮跡の條に擧げたれば今は天皇の難を遁れ給ひしのを詠せられし御製のみを示さん。

おはさかに逢ふや少女を路とへばたゞにはのらざたまぢをのる(記紀)

土俗或ひは五十村越と云ひ國分村に盡きて道は大和に向かへり文化二年堺府通判上條公美この御製を碑に鐫し且銘を勒して此の邊に建てたり。

大黒寺

同村大字大黒に在り役小角の創建にして本尊は日本最初と稱する大黒天像なり昔小角葛城山の巖穴に入り葛葉を衣とし松實を食とし朝に身を霜雪に暴らし夕に心を大悲の月に澄まして只管練行を積み嘗金剛山に參籠して末世の衆生を濟度せんことを祈願せしに一日、全山震動して天地も晦暝となり一線の光明天の一角に燭めくと共に大黒天は五色の雲中に出現し之れに福壽增長如意寶珠の秘法を授けて乾位に飛行せり時に天智天皇の四年乙丑正月甲子の日にして小角は其の後を追ひて此の地に來たりしに其の形を失せしかば悲哀措く能はず其の告言の如く櫻樹を以つて出現の尊像を刻み茲に安置せりと爾來日本無比の靈場と稱して毎年甲子の日は京阪祈禱の賽者頗多し此處に一箇の自然石あり形狀恰大黒天像の如く金剛山より流れ來たりて甲子の日當寺の前流に止まりしものなりと云ふ。

堂宇は西に向かひて突出したる丘陵の半腹に靠れ懸崖に依りて庭園をなし上に一亭を置きて聘囑に供し境の三方は白堊の土塀之れを繞り石川の清流前に潺緩として頗風致に富めり。

太邇於賀美神社

大字大黒の東北大黒寺の東に鎮座せる式内の神社にして舊古市郡に屬し延喜式には石川郡と載せ高麗神を祭り今村社たり境内に天照皇大神社、八雲神社、春日神社等の末社あり此の地の産土神たり。

壺井八幡神社 附、壺井神社

同村大字壺井の字別宮にあり昔源賴信の當國に守となるや來たりて此の邊に第邸を構へ傳へて子賴義に至る賴義天喜四年後冷泉天皇の勅を奉じて東奥に安部賴時を征せんとし出陣に臨み祖神八